

平成30年度第2回 地域連携推進機構運営会議 議事次第

日 時：平成30年5月24日（木） 13：30～15：30

場 所：本部管理棟 4階 第1会議室

【議題】

＜審議事項＞	資料番号
1 地域連携推進機構特命准教授の採用計画・採用手続きについて	審議 1
2 一般社団法人九州経済連合会入会について	審議 2
3 平成30年度前学期地域志向教育推進経費による教育改善取組の採択について	審議 3
4 地域連携推進機構委託非常勤講師の委嘱について	審議 4
5 総務省「地域における IoT の学び推進事業」の申請について	審議 5
6 研究開発プラットフォーム入会について	審議 6
7 平成30年度公開講座計画書の提出について	審議 7
8 その他	
＜報告事項＞	
1 平成30年度産学官金スタートアップ支援事業公募開始について	報告 1
2 平成30年度琉球大学ブランド商品開発支援事業公募開始について	報告 2
3 平成30年度以降の公開講座講習料に係る運用方針の策定スケジュールについて	報告 3
4 各室・部門の当面の活動予定（主要事項）について	報告 4
5 その他	

※参考資料

- ・ 地域連携推進機構運営会議 委員名簿（平成30年4月1日時点）（参考資料1）
- ・ 平成30年度 第2回 地域連携推進機構運営会議 座席表（参考資料2）

※今後の日程

- ・ 第3回 … ※6月再調整予定
- ・ 第4回 … ※7月再調整予定
- ・ 第5回 … 9月21日（金） 13：00～15：00 於：本部管理棟 2階 第2会議室

平成30年度第1回 地域連携推進機構運営会議 議事要旨

日 時：平成30年4月20日（金） 13:00～15:05

場 所：本部管理棟 2階 第2会議室

出席者：須加原 一博（議長（機構長））、背戸 博史（地域連携企画室長）、遠藤 光男（生涯学習推進部門長）、玉城 理（産学官連携部門 准教授）、柴田 聡史（生涯学習推進部門 准教授）、小島 肇（地域連携企画室 特命准教授）、島袋 亮道（地域連携企画室 特命准教授）、宮里 大八（地域連携企画室 特命准教授）、下地 みさ子（産学官連携部門 特命准教授）、空閑 睦子（生涯学習推進部門 特命教員）、瀬名波 出（産学官連携部門 教授(併任)）、新田 早苗（総合企画戦略部長）、金城 徹（総合企画戦略部 地域連携推進課長）

欠席者：屋 宏典（副機構長 兼 産学官連携部門長）、新川 武（産学官連携部門 併任教員）

陪席者：嘉目 克彦（監事）、下地 孝之（課長代理）、大城 光雄（企画係長）、赤嶺 雅哉（地域連携推進係長）、與儀 あゆみ（産学連携推進係長）、田頭 明子（地域連携推進係 主任）、菅野 達之（企画係員）、仲嶺 天展（地域連携推進係員）、天願 翔太（産学連携推進係員）

※審議に先立ち、3月23日開催の平成29年度第14回運営会議の議事要旨案について確認があり、了承された。

<審議事項>

議長から、次の8つの事項について機構の今後の対応について審議を行う旨提案があり、各担当から説明の上、審議を行った。

1. 地域連携推進機構非常勤講師の採用について

遠藤部門長及び小島特命准教授から、資料（審議1）に基づき非常勤講師の採用について説明があった。

審議の結果、原案どおり了承された。

2. 戦略的地域連携推進経費 公募要領について

背戸室長から「地域協働プロジェクト推進経費」について、遠藤部門長及び空閑特命准教授から「地域志向活動トライアル経費」について、資料（審議2）に基づきそれぞれ説明があった。主な意見は以下のとおり。

（地域協働プロジェクト推進経費）

- ・ 学生を参画させるに当たっては、安全管理や責任の所在の明確化等、教職員とは身分が異なる点を留意した方が良いものと思われる。（嘉目監事）
- ・ 申請の際の優先順位付けについては、審査の参考になるというメリットと、内部での優劣を付けることが難しい部局があることと部局内での連携の阻害等のデメリットの両方があるということを留意の上、検討いただきたい。（瀬名波教授）

- ・ 頂いた意見を踏まえた上で、地域連携企画室において改めて検討したい。(背戸室長)
(地域志向活動トライアル経費)
- ・ 当該経費の取組に関して、別途検討中の「地域貢献フェア(仮称)」での報告を求めることは可能か。(背戸室長)
- ・ 公募要領に「成果を公表する機会には積極的に参加すること」という文を追記すれば問題ないと思う。(遠藤部門長)

審議の結果、地域協働プロジェクト推進経費については地域連携企画室で再検討を行った上で機構長へ一任することとし、地域志向活動トライアル経費については原案を一部修正の上、了承された。

3. 戦略的地域連携推進経費「地域連携支援体制構築強化経費」の執行計画(案)について

背戸室長から、資料(審議3)に基づき執行計画(案)について説明があった。主な意見は以下のとおり。

- ・ 非公募の経費であることから、恣意的な執行に見られないよう「地域協働萌芽プロジェクト支援」等の経費の取扱いについては留意いただきたい。(瀬名波教授)

審議の結果、原案どおり了承され、役員会の議題へ掛けることとした。

4. 沖縄産学官協働人材育成円卓会議ワーキンググループ設置要項の一部改正について

背戸室長から、資料(審議4)に基づき要項の一部改正について説明があった。

審議の結果、原案どおり了承された。

5. 産学連携知的財産アドバイザーの派遣に関する協定書締結について

金城課長から、資料(審議5)に基づき協定書の締結について説明があった。

審議の結果、原案どおり了承され、役員会の議題へ掛けることとした。

6. R C C事業における機関決定について

遠藤部門長から、資料(審議6)に基づき機関決定について説明があった。主な意見は以下のとおり。

- ・ 全学的な地域連携の所掌機関としての地域連携推進機構が設置される前に、R C C事業本部が発足したという経緯がある。現状を踏まえた上で各組織の在り方を整理する必要があるのではないか。(嘉目監事)
- ・ 課題として十分認識している。今回は事項ごとの決定機関を整理したが、各組織、会議体の役割をどのように整理していくか、引き続き検討していきたい。(遠藤部門長)

審議の結果、原案どおり了承された。

7. 各自治体(宜野湾市、西原町、中城村)と琉球大学及び名城大学による地域における雇用創出・若者定着に係る協定書締結について

遠藤部門長から、資料(審議7)に基づき協定書の締結について説明があった。

審議の結果、原案どおり了承され、役員会の議題へ掛けることとした。

8. その他

須加原議長から、「平成29年度プロジェクトシート（4月確認）及び平成29年度業務実績報告書について」の議題をメールにて審議したい旨の発言があった。

メール会議での審議の結果、原案どおり了承され、社会連携に関する自己点検・評価委員会の議題へ掛けることとした。

<報告事項>

議長から、次の6つの事項について機構の現状の認識と情報の共有を図るため、各担当から報告を行うよう発言があった。

1. ICT機器を活用した遠隔授業による教育効果等検証委員会報告書について
背戸室長から、机上配布資料に基づき報告書について報告があった。
2. イノベーション創出人材育成事業採択について
事務局から、資料（報告2）に基づき事業の採択について報告があった。
3. 平成30年度沖縄県「成長分野リーディングプロジェクト創出事業研究委託業務（沖縄の有用生物資源を活用したヒト介入試験モデルの構築）」の継続決定について
事務局から、事業の継続決定について報告があった。
4. 平成30年度公開講座計画書の修正について
遠藤部門長から、資料（報告4）に基づき計画書の修正について報告があった。
5. 第98回琉大21世紀フォーラムの開催について
金城課長から、資料（報告5）に基づきフォーラムについて報告があった。
6. 各室・部門の当面の活動予定（主要事項）について
各室・部門から、資料（報告6）に基づきそれぞれ報告があった。
7. その他

背戸室長及び島袋特命准教授、宮里特命准教授から、「沖縄型産業中核人材育成事業」及び「知的・産業クラスター支援ネットワーク強化事業（大学等研究者の学外連携促進）」の公募について説明があり、申請準備を進めている旨、報告があった。

特命職員採用計画書（案）

総合企画戦略部

プロジェクト名	機能強化促進分 戦略 3：産学官連携（教育研究活動（プロジェクト等））
資金配分機関名	文部科学省
取組名	沖縄型「アクティブ・シンクタンク」としての産学官民協働による実践型教育システムの構築（地域貢献事業循環型モデル構築）
所 属	地域連携推進機構
職 名	特命准教授、特命講師又は特命助教（コーディネーター）（常勤）
人 数	1 名（特命准教授、特命講師又は特命助教）
職 務 内 容	「沖縄型「アクティブ・シンクタンク」としての産学官民協働による実践型教育システムの構築」事業を推進するため、また、地域貢献事業循環型モデル構築のため、平成 30 年度から新規に予算計上された戦略的地域連携推進経費に係る事業を推進するために、以下の内容を職務とする。 （1）地域連携コーディネート業務（地域協働プロジェクト推進経費事業を含む） （2）地域貢献フェア（仮称）の企画・運営 （3）地域貢献事業ガイドブック（仮称）の作成 （4）地域貢献事業循環型モデルの構築に向けた検討 （5）全学的な地域連携推進に係る実施体制・計画（案）の策定 （6）自治体職員向け政策形成能力強化セミナーの企画・運営（大学 COC 事業の継続事業） （7）その他、地域連携推進機構内において、第 3 期中期目標・中期計画を達成するために必要な業務
雇 用 期 間	平成 30 年 9 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（平成 33 年度まで更新あり）
給 与 等	基 本 給：予算の範囲内で支給する 諸 手 当：予算の範囲内で支給する 賞 与：予算の範囲内で支給する 年度一時金： ☐ 支給する。 ☒ 支給しない。
応募資格等	・国立大学法人琉球大学教員選考基準に準ずる。 ・地方公共団体や企業等との連携による地域課題解決型の事業経験（コーディネーターも含む）を有する者
採 用 理 由	本事業は、第 3 期中期目標期間（平成 28 年度～平成 33 年度）において本学が選択した重点支援①（地域のニーズに応える人材育成・研究を推進）を推進するにあたり、「戦略 3」として取り組む事業である。また、平成 30 年 3 月 6 日に地域連携推進機構から学長に対して「地域貢献型大学としてのブランド確立に向けた地域貢献事業循環型モデルに関する具体的方策等について（最終答申）」が出され、その中で、地域貢献事業循環型モデルの構築の

	ため、4つの柱と12のアクションが体系化され各アクションを踏まえ新規事業の開発・実施及び地域社会とのコミュにてケーションの場の創出も求めている。本答申を踏まえ、平成30年度から「戦略的地域連携推進経費」が新たに創設されたところであり、地域貢献事業循環型モデル構築のためにも本事業に専属的に従事し、大学と地域とを結ぶためのコーディネート能力を有し本事業を適切に運営できる人員の常置が必要である。
--	---

事業の概要

プログラム名称	機能強化促進分 戦略3:産学官連携（教育研究活動(プロジェクト等)）
事業名称	沖縄型「アクティブ・シンクタンク」としての産学官民協働による実践型教育システムの構築（地域貢献事業循環型モデル構築）
事業推進責任者	須加原 一博（地域連携担当理事、地域連携推進機構長）
平成30年度	32,176千円
次年度以降の予定額	平成31年度から平成33年度まで 各32,176千円

事業の目的

1. 事業の概要

本学の有する教育研究資源と地域の有する多様な人材や資源を合わせて産学官民協働による人材育成プログラムを構築し、地方創生を担い、地域イノベーションの推進を支える人材を育成する。このため、本学の地域連携推進機構の機能を強化し、地域が抱える課題の解決に向け、共に考え、行動する「アクティブ・シンクタンク」として地域創生や地域イノベーションの推進に資する人材の育成を目指す。また、平成30年3月6日に出された「地域貢献型大学としてのブランド確立に向けた地域貢献事業循環型モデルに関する具体的方策等について（最終答申）」を踏まえ、平成30年度からは、12のアクションを踏まえた新規事業の開発・実施及び地域社会とのコミュニケーションの場の創出と地域貢献事業循環型モデル構築のための仕組みづくりを行う。

2. 事業の全体計画

(1) 地域連携推進機構の機能強化

地域連携推進機構で、人材育成プログラムの企画のため、先進事例を調査し、その成果を踏まえつつ、産学官民との協働による人材育成プログラムを構築する。平成29年度のできるだけ早い時期にプログラムを試行し、平成30年度より本格的に実施する。本プログラムの受講者からのフィードバックや講義への評価を受ける仕組みを併せて構築し、プログラムの修了が地域での人材の活躍に繋がるよう、人材の質を地域で認証する仕組みを、円卓会議とともに構築する。

(2) 地域貢献事業循環型モデルの構築

平成30年3月6日に出された「地域貢献型大学としてのブランド確立に向けた地域貢献事業循環型モデルに関する具体的方策等について（最終答申）」を踏まえ、平成30年度から「戦略的地域連携推進経費」が新たに創設され、12のアクションを踏まえた新規事業の開発・実施を行い、併せて地域社会とのコミュニケーションの場の創出と、地域貢献事業が地域の自治体や企業等からの支援により、循環型となるよう、その仕組みも併せて構築する。

地域連携推進機構内に、本事業全体を適切に運営するための地域連携コーディネーター3名（1名は産学官連携担当、2名は人材育成担当）を配置する。

地域連携推進機構の特命教員採用手続について（案）

1. 募集人員

- ・地域連携コーディネーター（地域連携企画室担当）特命准教授又講師又は助教1名

2. 教員選考調書作成委員会の設置及びその職務

- （1）地域連携推進機構に教員選考調書作成委員会を設置する。
- （2）教員選考調書作成会の委員は、屋 宏典教授、背戸 博史教授、遠藤 光男教授、玉城 理准教授、柴田 聡史准教授、の5人とする。
- （3）教員選考調書作成会に委員長を置き、地域連携企画室長とする。
- （4）教員選考調書作成委員会は、プロジェクトの内容や募集する教員の職務を鑑み、公募要項を作成し、審査方法及び審査基準を決定する。
- （5）教員選考調書作成委員会は、応募者の教育研究業績等を審査する。
- （6）教員選考調書作成委員会は委員の3分の2以上の出席を持って会議を開催し、議決を要する事項については、出席委員過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- （7）委員長は審査結果として、選考経過報告書を作成し、必要書類を添えて地域連携推進機構長へ報告する。

3. 審査方法及び審査基準及び審査

プロジェクトの内容や募集する教員の職務を鑑み、教員選考調書作成委員会において審査方法及び審査基準を決定し、応募者の教育研究業績等の審査を行う。

4. 候補者の決定

地域連携推進機構長は、委員長から報告された、審査結果を地域連携推進機構運営会議に諮り、候補者を決定し、速やかに学長へ上申する。

5. 採用までのスケジュール

平成30年5月23日	地域連携企画室会議
5月24日	地域連携推進機構運営会議 機構の運営会議了承後、教員選考調書作成委員会において、公募要項、審査方法、審査基準を決定
6月13日	役員会 特命教員採用計画書の了承後、公募開始
7月13日	公募締め切り
7月20日頃	教員選考調書作成委員会（第1次審査）
7月27日頃	教員選考調書作成委員会（第2次審査）
8月上旬	地域連携推進機構運営会議 候補者の決定、学長へ上申

（採用予定）

平成30年9月1日以降の早い日

教員選考調書作成委員会委員一覧

副機構長 産学官連携部門長	教授	屋 宏典
地域連携企画室長	教授	背戸 博史
生涯学習推進部門長	教授	遠藤 光男
産学官連携部門	准教授	玉城 理
生涯学習推進部門	准教授	柴田 聡史

特命教員の採用（選考）について

- 1 特命教員の就業については、国立大学法人琉球大学特命職員（Ⅰ）就業規定によるとされているが、採用については、同規程に定めがないため、国立大学法人琉球大学職員就業規則、国立大学法人琉球大学教員就業規程を準用することとなっている。
- 2 また、教員の採用に関する必要な事項については、国立大学法人琉球大学教員就業規程に基づくこととされており、同規程第4条において、大学教員の採用は、国立大学法人琉球大学教員選考基準について基づき、教育研究業績等の審査に関し、大学運営推進組織に置く教員選考調書作成委員会（以下「教授会等」という。）の議を経て学長が決定することとなっている。
- 3 琉球大学の教授、准教授、講師、助教及び助手の選考は、国立大学法人琉球大学教員選考基準第1条に基づき、研究及び教育に関する業績、社会貢献、国際連携及び大学等の管理運営に関する実績等を総合的に評価して、本基準に基づき行うこととされており、教授、准教授、講師、助教、助手の選考については、国立大学法人琉球大学教員選考基準第2条から第5条に基づき行うことが規定化されている。

（国立大学法人琉球大学教員選考基準）

第2条 教授の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行う。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊の技能に秀でていると認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

第3条 准教授の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行う。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれ

- らに相当する学位を含む。)を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
 - (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

第4条 講師の選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 第2条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

第4条の2 助教の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行う。

- (1) 第2条各号又は第3条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

第5条 助手の選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力があると認められる者

4 その他、特命教員の選考に関する基準については、特に定めがないことから、地域連携推進機構における特命教員の選考においては、国立大学法人琉球大学教員選考基準第1条～第5条に基づき、求める人材の職務の内容に応じて、審査基準（評価項目、評価点）、審査方法を教員選考調書作成委員会において定めているところである。

※COCの教員採用の際は、RCC事業本部に教員選考委員会を設置しておりましたが、教員選考調書作成委員会において選考基準・選考方法を決めるのではなく、RCC事業本部において決めておりました。

【規程等抜粋】

◆国立大学法人琉球大学職員就業規則◆

適用範囲及び定義

第2条 この規則は、本学に常時勤務する職員に適用する。ただし、非常勤職員、外国人研究員及び特命職員並びに第26条の規定により再雇用された職員の就業については、それぞれ別に定める国立大学法人琉球大学非常勤職員就業規則、国立大学法人琉球大学外国人研究員規程及び国立大学法人琉球大学特命職員就業規程並びに国立大学法人琉球大学一般職員再雇用規程による。

採用

第13条

2 教員の採用に関する必要な事項については、別に定める国立大学法人琉球大学教員就業規程（以下「教員就業規程」という。）による。

◆国立大学法人琉球大学特命職員（I）就業規程◆

目的

第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学職員就業規則第2条第1項の規定に基づき、国立大学法人琉球大学（以下「本学」という。）において、教育研究上のプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の実施を目的とした外部資金又は運営費交付金のうち特別経費（以下「外部資金等」という。）により期間を定めて雇用する特命職員（I）（以下「特命職員」という。）の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

定義

第2条 特命職員とは、プロジェクトに従事させることについて、学長が特に必要であると認めた次に掲げる者をいう。

- (1) 特命教員 教育、研究又は診療に専属的に従事させるため雇用する教育職員（特命教授、特命准教授、特命講師、特命助教、特命助手）

就業条件

第3条 特命職員の就業に関する事項について、この規程に定めのない事項については、国立大学法人琉球大学職員就業規則、国立大学法人琉球大学教員就業規程又は国立大学法人琉球大学非常勤職員就業規則を準用するものとし、当該特命職員が従事する業務内容等に基づき、学長が各人別に労働条件通知書に明示する。

- 2 特命職員は、パートタイムの非常勤職員とする。ただし、学長が必要と認めた場合は、任期付きの常勤職員とすることができる。

雇用手続等

第4条 特命職員を雇用しようとする場合は、その者が所属することとなる学部等の長又はプロジェクト代表者（以下「学部等の長」という。）から学長へ提出される特命職員採用計画書（別紙様式1）（以下「採用計画書」という。）に基づき、役員会の議を経て学長が承認する。

- 2 特命職員は、前項による承認を受けた採用計画書に基づき、学部等での審査を経て、学部等の長からの申請により学長が雇用する。

- 3 特命職員の選考にあたって、雇用される者の年齢は、本学の定年年齢を考慮の上、選考を行うものとする。

◆国立大学法人琉球大学教員就業規程（千原事業場）◆

採用

第4条 規則第13条第2項及び第18条第4項の規定に基づく大学教員の採用及び昇任の選考は、別に定める国立大学法人琉球大学教員選考基準及び琉球大学教授会等通則第3条第1項第3号の「学長が定めるもの」について基づき、教育研究業績等の審査に関し、当該学部教授会、大学院医学研究科教授会、大学法務研究科委員会及び熱帯生物圏研究センター教授会並びに学内共同教育研究施設、大学附属の研究施設及び大学運営推進組織に置く教員選考調書作成委員会（以下「教授会等」という。）の議を経て学長が決定する。

◆国立大学法人琉球大学教員選考基準（千原事業場）◆

選考基準

第1条 国立大学法人琉球大学教員就業規程（以下「規程」という。）第4条第1項の規定に基づき、琉球大学の教授、准教授、講師、助教及び助手の選考は、研究業績、教育能力、教育業績、学会及び社会における活動を総合的に評価して、この基準により行う。

教授の選考

第2条 教授の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行う。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊の技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

准教授の選考

第3条 准教授の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行う。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する

教員としての経歴を含む。)のある者

- (3) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 研究所，試験所，調査所等に在職し，研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について，優れた知識及び経験を有すると認められる者

第6条 教員の選考にあたっては、原則として公募により行うものとする。

講師の選考

第4条 講師の選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 第2条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

助教の選考

第4条の2 助教の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行う。

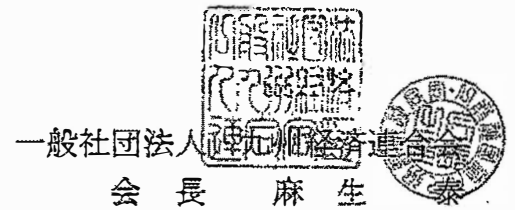
- (1) 第2条各号又は第3条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

助手の選考

第5条 助手の選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力があると認められる者

国立大学法人 琉球大学
学長 大城 肇 様



九経連へのご入会のお願いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本会は昭和 36 年(1961 年)4 月に創立され、九州・山口・沖縄地域経済の一体的かつ均衡ある発展を目指して、これまで様々な活動を積極的に展開してまいりました。

具体的には、「九州地域戦略会議」の設置、「九州観光推進機構」を中心とする九州一体となった観光振興、東九州自動車道や九州新幹線など域内の遅れた社会資本整備の推進、農商工連携の促進や自動車産業の振興など地域産業の競争力強化、中国・韓国・ベトナム等アジア諸国との国際交流の推進、道州制実現や低炭素社会の実現に向けた「九州モデル」の策定などの諸活動を通じて、『九州はひとつ』の理念の実現に取り組んでまいりました。

今後は、従来の活動に加え、縮小する国内経済活動の打開に向けてアジアとの経済交流、輸出拡大や海外進出を強力に支援していくとともに、新たにご入会いただいた大学法人会員との「産学連携懇談会」や、地域に密着した活動を展開するために設置した「地域委員会」などを通じ、会員の皆様方のニーズにより応える活動を積極的に行うこととしております。

本会では、このような九経連の活動をさらに充実させ、地域経済の発展につなげていくため、規模の大小や業種に拘らず、九州・山口・沖縄地域で事業活動を展開されている企業・大学を中心に、新規のご入会のご案内をいたしております。

つきましては、本会の活動に対して貴大学のご支援ご協力を賜りたいと存じますので、是非ともご入会賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

[お問い合わせ先]

一般社団法人 九州経済連合会 総務広報部

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通 2-1-82 電気ビル共創館 6 階

TEL (092) 761-4261・FAX (092) 724-2102

	学校名	役職名	氏名	郵便番号	住所
【大 学】(43校)					
1	国立大学法人 大分大学	学長	北野 正剛	870-1192	大分市大字旦野原700
2	鹿児島国際大学	学長	津曲 貞利	891-0197	鹿児島市坂之上8丁目34-1
3	国立大学法人 鹿児島大学	学長	前田 芳實	890-8580	鹿児島市郡元1丁目21-24
4	公立大学法人 北九州市立大学	理事長	津田 純嗣	802-8577	北九州市小倉南区北方4丁目2-1
5	国立大学法人 九州工業大学	学長	尾家 祐二	804-8550	北九州市戸畑区仙水町1-1
6	学校法人 九州国際大学	理事長	高野 利昭	805-8513	北九州市八幡東区平野2丁目5-1
7	公立大学法人 九州歯科大学	理事長・学長	西原 達次	803-8580	北九州市小倉北区真鶴2丁目6-1
8	国立大学法人 九州大学	総長	久保 千春	819-0395	福岡市西区元岡744
9	熊本学園大学	学長	幸田 亮一	862-8680	熊本市中央区大江2丁目5-1
10	公立大学法人 熊本県立大学	学長	半藤 英明	862-8502	熊本市東区月出3丁目1-100
11	国立大学法人 熊本大学	学長	原田 信志	860-8555	熊本市中央区黒髪2丁目39-1
12	久留米工業大学	学長	今泉 勝己	830-0052	久留米市上津町2228-66
13	久留米大学	理事長・学長	永田 見生	830-0011	久留米市旭町67
14	国立大学法人 佐賀大学	学長	宮崎 耕治	840-8502	佐賀市本庄町1
15	学産業医科大学	理事長	森山 寛	807-8555	北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1
16	公立大学法人 山陽小野田市立 山口東京理科大学	学長	森田 廣	756-0884	山口県山陽小野田市大学通1丁目1-1
17	学志學館学園	理事長	志賀 啓一	890-0051	鹿児島市高麗町5-27
18	公立大学法人 下関市立大学	理事長	荻野 喜弘	751-8510	下関市大学町2丁目1-1
19	学順正学園(九州保健福祉大学)	学長	迫田 隅男	882-8508	宮崎県延岡市吉野町1714-1
20	学西南学院	院長	G. W. バークレ	814-8511	福岡市早良区西新6丁目2-92
21	崇城大学	学長	中山 峰男	860-0082	熊本市西区池田4丁目22-1
22	学筑紫女学園	理事長	杣山 眞乗	818-0192	福岡県太宰府市石坂2丁目12-1
23	学都築育英学園(日本経済大学等)	理事長	都築 明寿香	818-0197	福岡県太宰府市五条3丁目11-25
24	東海大学	九州キャンパス長	荒木 朋洋	862-8652	熊本市東区渡鹿9丁目1-1
25	長崎県公立大学法人(長崎県立大学)	理事長	稲永 忍	858-8580	長崎県佐世保市川下町123
26	長崎国際大学	学長	中島 憲一郎	859-3298	長崎県佐世保市ハウスデンボス町2825-7
27	国立大学法人 長崎大学	学長	河野 茂	852-8521	長崎市文教町1-14
28	中村学園大学	学長	甲斐 諭	814-0198	福岡市城南区別府5丁目7-1
29	学中村産業学園 九州産業大学	学長	山本 盤男	813-8503	福岡市東区松香台2丁目3-1
30	学福岡学園(福岡歯科大学)	理事長	水田 祥代	814-0193	福岡市早良区田村2丁目15-1
31	国立大学法人 福岡教育大学	学長	櫻井 孝俊	811-4192	福岡県宗像市赤間文教町1-1
32	公立大学法人 福岡県立大学	理事長・学長	柴田 洋三郎	825-8585	福岡県田川市大字伊田4395
33	学福岡工業大学	理事長	鶴木 洋二	811-0295	福岡市東区和白東3丁目30-1
34	公立大学法人 福岡女子大学	理事長・学長	梶山 千里	813-8529	福岡市東区香住ヶ丘1丁目1-1
35	学福岡成蹊学園	理事長	岩本 仁	812-0054	福岡市東区馬出1丁目8-27
36	福岡大学	学長	山口 政俊	814-0180	福岡市城南区七隈8丁目19-1
37	学福原学園(九州共立大・九州女子大・九州女子短期大等)	理事長	福原 公子	807-8586	北九州市八幡西区自由ヶ丘1-1
38	学文理学園	理事長	菅 貞淑	870-0397	大分市一木1727
39	学別府大学	理事長	二宮 滋夫	874-8501	大分県別府市大字北石垣82
40	公立大学法人 宮崎公立大学	理事長	田原 健二	880-8520	宮崎市船塚1丁目1-2
41	国立大学法人 宮崎大学	学長	池ノ上 克	889-2192	宮崎市学園木花台西1丁目1
42	国立大学法人 山口大学	学長	岡 正朗	753-8511	山口市吉田1677-1
43	立命館アジア太平洋大学	学長	是永 駿	874-8577	大分県別府市十文字原1丁目1
【短期大学】(1校)					
1	東海大学 福岡短期大学	学長	神山 高行	811-4198	福岡県宗像市田久1丁目9-1
【高 専】(8校)					
1	大分工業高等専門学校	校長	古川 明德	870-0152	大分市大字牧1666
2	沖縄工業高等専門学校	校長	安藤 安則	905-2192	沖縄県名護市字辺野古905
3	鹿児島工業高等専門学校	校長	丁子 哲治	899-5193	鹿児島県霧島市隼人町真孝1460-1
4	北九州工業高等専門学校	校長	原田 信弘	802-0985	北九州市小倉南区志井5丁目20-1
5	熊本高等専門学校	校長	長谷川 勉	866-8501	熊本県八代市平山新町2627
6	久留米工業高等専門学校	校長	三川 譲二	830-8555	久留米市小森野1丁目1-1
7	佐世保工業高等専門学校	校長	東田 賢二	857-1193	長崎県佐世保市沖新町1-1
8	都城工業高等専門学校	校長	桑原 裕史	885-8567	宮崎県都城市吉尾町473-1

(株)九電工 宮崎支店
 (株)九南
 清本鐵工(株)
 霧島ホールディングス(株)
 黒瀬水産(株)
 (株)坂下組
 九州保健福祉大学
 (株)ソラシドエア
 中国木材(株)
 (株)テレビ宮崎
 東郷メディキット(株)
 日南製材事業協同組合
 フェニックスリゾート(株)
 三桜電気工業(株)
 宮崎ガス(株)
 (株)宮崎観光ホテル
 (株)宮崎銀行
 宮崎空港ビル(株)
 宮崎県経済農業協同組合連合会
 公立大学法人 宮崎公立大学
 宮崎交通(株)
 (学)宮崎総合学院
 (株)宮崎太陽銀行
 国立大学法人 宮崎大学
 (株)宮崎日日新聞社
 (株)宮崎放送
 (株)宮崎山形屋
 都城工業高等専門学校
 米良電機産業(株)
 大和開発(株)

【鹿児島地区 59社】

東町漁業協同組合
 インフラテック(株)
 いわさきコーポレーション(株)
 稲畑産業(株)
 (株)指宿白水館
 岩崎産業(株)
 (株)カミチクホールディングス
 鹿児島海陸運送(株)
 (株)鹿児島銀行
 鹿児島空港ビルディング(株)
 鹿児島工業高等専門学校
 鹿児島国際大学
 鹿児島相互信用金庫
 鹿児島ターミナルビル(株)
 国立大学法人 鹿児島大学
 鹿児島テレビ放送(株)
 鹿児島トヨタ自動車(株)
 (株)鹿児島読売テレビ
 (株)川北電工
 九州電力(株) 鹿児島支社

九州旅客鉄道(株) 鹿児島支社
 (株)九電工 鹿児島支店
 グローバル・オーシャン・ワークス(株)
 コーアツ工業(株)
 小牧建設(株)
 薩摩酒造(株)
 三洋工機(株)
 (株)シーサイドホテル屋久島
 (学)志學館学園
 公益財団法人 慈愛会
 (株)島津興業
 (株)下堂園
 城山観光(株)
 (株)新日本科学
 セイカ食品(株)
 太陽運輸倉庫(株)
 高島屋開発(株)
 中越パルプ工業(株)
 (株)トヨタレンタリース鹿児島
 (株)ナカムラ
 南海食品(株)(月揚庵)
 南国交通(株)
 南国殖産(株)
 南薩観光(株)
 南州農場(株)
 南生建設(株)
 西日本電信電話(株) 鹿児島支店
 (株)西原商会
 日本瓦斯(株)
 (株)日本政策投資銀行 南九州支店
 (株)ヒガシマル
 (株)前田組
 (株)Misumi
 (株)水迫ファーム
 (株)南日本銀行
 (株)南日本新聞社
 (株)南日本放送
 (株)山形屋
 山佐木材(株)

【沖縄地区 17社】

(株)オーエスジー
 オリオンビール(株)
 沖縄開発(株)
 沖縄企業(株)
 (株)沖縄工
 (株)沖縄海邦銀行
 (株)沖縄銀行
 沖縄工業高等専門学校
 沖縄電力(株)
 (株)沖縄日立
 沖縄プラント工業(株)
 (株)國場組
 西日本高速道路総合サービス沖縄(株)
 (株)りゅうせき
 琉球海運(株)

[トップページ](#)

[九経連の活動](#)

[委員会活動](#)

委員会活動

▶ スケジュール

▶ 年間スケジュール

▶ 委員会活動

▶ 資源エネルギー・環境委員会

▶ 産業振興委員会

▶ 観光委員会

▶ 農林水産委員会

▶ 情報通信委員会

▶ 交通委員会

▶ 国際委員会

▶ 行財政委員会

▶ 少子高齢化・雇用委員会

▶ 関門連携委員会

▶ 地域委員会

▶ 九州地域戦略会議



▶ 九州・沖縄地方産業競争力協議会



▶ 大規模国際スポーツイベント関連情報

▶ 会長コメント

委員会活動



資源エネルギー・環境委員会

[詳しく見る](#)

地球温暖化などの環境問題が人類共通の課題となる中、経済の持続的成長と環境保全の両立を図っていくためには、地球環境問題への対応や循環型社会の形成などを実現していく必要があります。このため、低炭素社会の実現、環境関連産業の振興、資源循環促進、エネルギー問題への取り組みを推進します。また、水資源対策諸事業の促進など地球環境の保全を図ります。

委員長：貴 正義・九州電力(株) 会長



産業振興委員会

[詳しく見る](#)

国内産業の対アジア拠点化、イノベーション促進、産業間連携による高付加価値化を進めるため、医療・介護・サービス産業及び次世代自動車関連産業等の振興を図るとともに、モノづくりにおける人材育成や、貿易促進のための規制緩和等について、提言・要望を行います。

委員長：津田 純嗣・(株)安川電機 会長



観光委員会

[詳しく見る](#)

九州一体となった中長期の観光振興方策の策定に取り組むとともに、社会資本（観光インフラ）の整備促進など、当地域の観光産業の振興にかかる諸問題について調査・検討を行います。

委員長：石原 進・九州旅客鉄道(株) 相談役



農林水産委員会

[詳しく見る](#)

農商工連携・6次産業化による高付加価値化や農産物輸出を通じた農業・食品産業の競争力強化・発展に向けた取り組みを促進するとともに、林業再生や水産業振興に向けた対応策など、当地域の農林水産業の振興にかかる諸問題について調査・検討を行います。

委員長：小池 光一・(株)宮崎銀行 会長



情報通信委員会

[詳しく見る](#)

情報通信委員会では、ICTによって豊かな地域社会が作り出されている2020年を想定し、情報通信の将来ビジョンを「ICTイノベーション九州を目指して」としています。具体的には「安全・安心で便利な情報基盤が整備された九州」、「先導的役割を担うICT人材が育ち、集結する九州」、「あらゆる分野の社会システムにICTが活用される九州」を3つのサブビジョンとして各種取組みを推進します。

委員長：小澤 正憲・西日本電信電話(株) 取締役九州事業本部長福岡支店長



交通委員会

[詳しく見る](#)

九州地域の一体的な発展のため、地域間を結ぶ循環型の高速交通ネットワークの構築や空港・港湾整備及びその利活用を促進するとともに、人口減少・高齢化社会に対応した集約型都市圏の整備等の調査・検討を行います。

委員長：竹島 和幸・西日本鉄道(株) 会長



国際委員会

[詳しく見る](#)



行財政委員会

[詳しく見る](#)

世界経済に占めるアジアの重要性が増しつつある中、当地域は、アジアの成長エネルギーを取り込みつつ、アジアと一体となって発展することが不可欠です。このため、アジア地域との交流を拡大し、MOUの締結活用を通じて各国とのネットワークを一層強化します。また、グローバル人材の育成を積極的に推進します。

委員長：張本 邦雄・TOTO(株)会長

活力ある社会、生活の高質化を図るべく、産業競争力の強化と地域活性化のため、種々の規制緩和・制度改革、地方分権の具体化などを目指した活動を行います。

委員長：谷川 浩道・(株)西日本シティ銀行 頭取



少子高齢化・雇用委員会

[詳しく見る](#)

今後の人口減少・少子高齢化への対応について検討するため、新規に設置した委員会です。九州の人口減少は全国より急速に進むことが見込まれ、生産年齢人口の減少や消費の縮小等、経済や地域社会への深刻な影響が懸念されます。少子高齢化社会における九州の持続的な発展と自立を図る観点から、政策提言を行います。

委員長：二橋 岩雄・トヨタ自動車九州(株) 会長
副委員長：池内 比呂子・(株)テノ.ホールディングス 社長
副委員長：加藤 聖子・九州大学大学院 医学研究院
生殖病態生理学 教授
企画部会長：本郷 謙・J R九州リテール(株) 社長



関門連携委員会

[詳しく見る](#)

九州と山口の連携を強化し、両地域の一体的発展を図るため、観光、社会資本整備等をはじめとする連携プロジェクトについて検討を行います。(中国経済連合会との合同委員会)。

委員長：吉村 猛・(株)山口銀行 頭取



地域委員会

[詳しく見る](#)

各地域の産業経済に関する諸問題を調査検討し、意見を取りまとめ、九経連全体としての活動に反映することにより、その実現を図ることを目的として、地域に根ざした魅力ある九経連活動を展開します。

北九州地域委員会：委員長 張本邦雄（TOTO 会長）
佐賀地域委員会：委員長 陣内芳博（佐賀銀行 会長）
長崎地域委員会：委員長 森 拓二郎（十八銀行 頭取）
熊本地域委員会：委員長 甲斐隆博（肥後銀行 頭取）
大分地域委員会：委員長 姫野昌治（大分銀行 会長）
宮崎地域委員会：委員長 小池光一（宮崎銀行 会長）
鹿児島地域委員会：委員長 上村基宏（鹿児島銀行 頭取）
山口地域委員会：委員長 吉村 猛（山口銀行 頭取）

[▲ ページの先頭へ戻る](#)

お知らせ NEWS	提言・要望/報告書 REPORT	月報「あすの九州・山口」 MAGAZINE	九経連とは ABOUT US
会員について ABOUT MEMBER	九経連の活動 OUR ACTIVITY	委員会活動 COMMITTEE	リンク LINKS

[トップページ](#) [九経連とは](#) [定款・規定](#) [規定](#)

九経連とは

- ▶ 九経連とは
- ▶ 沿革
- ▶ 入会について
- ▶ 役員
- ▶ 組織図及び所在地
- ▶ 主要機関、団体との連携
- ▶ 関連団体

▶ 定款・規定

▶ 事業・収支資料

定款・規定

▶ 定款

▶ 規定

▶ 規定

入会手続規定

- 第1条 定款第10条第1項に基づき本会に入会を希望するものは、第1号様式の入会申込書に所要事項を記載して申込まなければならない
- 第2条 本会が前条の入会申込書を受けたときは、遅滞なく理事会に諮るものとする。
- 第3条 理事会が推薦会員を決定したときは、そのむねを候補者に通知し、第1条の入会申込書の提出をもとめる。
- 第4条 定款第10条第3項に規定する会員代表者の変更は、文書により届出なければならない。

退会手続規定

- 第1条 定款第13条により会員が退会を希望するときは、退会の事由を記載した文書によらなければならない。
- 第2条 本会が前条の通告を受けたときは、理事会に諮り、その決定に従い文書により回報するものとする。
- 第3条 定款第14条により理事会が会員の除名を決定したときは、ただちに文書をもって通告するものとする。

会費規定

- 第1条 定款第12条に基づく会費等については、この規定によるものとする。
- 第2条 会員は、さらに維持会員および普通会员の2種に分ける。
- 第3条 会員は、入会に際して特別会費を納入するものとする。
- 第4条 会費を会員の種類により次のとおりとする。
会 費
1 口 年額15万円
普通会员 1～3口加入会員
維持会員 4口以上加入会員
特別会費（入会金）
普通会员 5万円
維持会員 15万円

申請一覧

(当日資料にのみ掲載)

地域志向教育推進経費による教育改善取組の募集要項

平成 30 年度前学期 地域志向教育推進経費申請書

部局等：医学教育企画室

取組名	沖縄地域の社会医療問題を解決する人材育成に関する取組 (医学生 体験学習)			配分額	300千円	
取組の区分	継続申請					
対象科目名	体験学習（沖縄愛楽園見学実習）[医学科 2 年次]					
科目の区分 (あてはまるものを選択又は記入)	組織	受講年次	教育種別	講義形態	必修選択	開講年度学期
	医学部 医学科	2 年次	専門教育	実習	必修	平成 30 年度 前学期
取組の実施概要・特色	① 将来の医療を担う医師となる医学生の早期体験学習の一環として、医学科 2 年次が県下の療養型診療施設、整肢養護施設等を見学することにより、療養型施設やその入院・入所患者さんの現状（寝たきり、車椅子使用の患者さんの多い現状）等を学び、今後多く関わっていく急性期病院では学べない日本の医療・社会の現状を医師になる前に知ること、予防医学への関心も高め、良医になるためのモチベーションを維持し、より高めていくことを目的として実施する。 ② 本学科は医学教育の分野別認証評価を平成 29 年 12 月に受審した。受審の準備段階で、国際基準に適合するように教育改善を行い、本体験型実習の履修年次を 3 年次から 2 年次に見直し、患者さんと接する機会を 1 年次から 6 年次まで全年次で確保できるようになった。 ③ 平成 29 年度に、体験施設に名護市の国立療養所沖縄愛楽園（ハンセン病療養所）を加えた。本愛楽園の見学は、人権問題をはじめ歴史的にも様々な問題があったハンセン病に関して身近な問題として理解を深める機会となり、非常に有意義であった。今後も毎年継続することが医学生にとって大変有益であると思われる。また、沖縄本島北部の地域医療の実態を体験し関心を持つとともに地域医療の重要性を認識することにもなり、将来の地域医療を担う医療人の育成にも寄与すると考えられる。 ④ 平成29年度、あらかじめ野村謙愛楽園園長に、本学でハンセン病や施設に関し講義をして頂くことが出来た。この見学前学習により、本実習がより深く充実したものとなった。今年度も野村園長に見学前講義をして頂くとともに、医療上の問題点や課題等についての“アクティブラーニング”も新たに行う予定である。 ⑤ 「プレアンケート」「見学レポート」「ポストアンケート」をWeb-classにて提出させ、eポートフォリオとして学生の学習成果を蓄積する。 ⑥ 本取組は医学生にとって非常に有意義な実習であるため、来年度以降は、医学科後援会や医学科同窓会に予算の捻出依頼を試みる。					

取組の効果 (地域課題解決・教育効果)	① 愛楽園や療養型施設、およびそれらの入院・入所患者さんの現状（寝たきりや車椅子使用の患者さんの多い現状）等を学ぶことができる。 ② 医学・医療や福祉に関する地域の問題・課題を知ることができる。 ③ 人間や社会の中で医療の果たす役割を理解できる。 ④ 医学・医療の多面性を知り、医師としての生涯学習への準備ができる。			
実施担当者 (代表者に※を付すこと)	氏 名	所属職名 (役職名)		担 当 分 担
	※ 山本 秀幸 屋良さとみ 名嘉地めぐみ	教授 准教授 講師		統括、指導 実施担当・取りまとめ 実施担当・取りまとめ
経費	事項	予定額 (千円)	積算内訳	備 考
	バスの借上費用	194.4	1台 64,800円 x 3台分	
	実習費	105.6	1人 800円 x 132人分	
スケジュール	H30年2月 「体験学習」(沖縄愛楽園見学実習)を実施のための施設との調整 H30年7-8月 「体験学習」(沖縄愛楽園見学実習)を実施のための細かな日程・実習内容の調整 H30年9月 「体験学習(沖縄愛楽園見学実習)」を実施 H30年10-11月 「体験学習(沖縄愛楽園見学実習)」のレポートとりまとめ			

地域志向教育推進経費による教育改善取組の募集要項
平成 30 年度前学期 地域志向教育推進経費申請書

部局等： 工学部

取組名	地域ビジネス化を目指した電子デバイス技術	配分額	220千円			
取組の区分	継続申請					
対象科目名	電子デバイス工学 II					
科目の区分 (あてはまるものを選択又は記入)	組織	受講年次	教育種別	講義形態	必修選択	開講年度学期
	学部 大学院	3, 4 年次 (修士 1, 2 年)	専門教育	講義 演習 実習	選択必修	平成 30 年度 前学期
取組の実施概要・特色	1. 一昨年前に開講した。 2. 具体的な電子デバイスに関連する地域企業（応用、ビジネス）と県外企業（技術）から講師を招聘し、セミナー、見学、DISCUSSION の時間をつくる。 3. 学生の県内企業訪問を行い、生きた技術、地域ビジネスの可能性を探る。 4. 討論、レポート提出と発表による理解と意欲の喚起。					
取組の効果 (地域課題解決・教育効果)	1. 地域のニーズを含んで電子技術を学生が学ぶことができる。 2. 電子デバイス技術の重要性の認識ができ、学生の起業化意識が高まる。 3. 地域のインフラの理解ができ、電子ビジネス振興への意識が高まる。 同時に、より真剣に人類、社会、地域に貢献できる電子技術を学ぶ意識が高まる。					
実施担当者 (代表者に※を付すこと)	氏 名	所属職名 (役職名)		担 当 分 担		
	野口 隆 黒木寿和 奥洞明彦	教授 琉球オルコム社長 県外企業(ファークウェイ)		講義、セミナーのアレンジ 講義（照明・LED関連地域技ビジネス） 講義（半導体ビジネス動向）		
経費	事項	予定額 (千円)	積算内訳		備 考	
	謝金 教育材料 見学交通費	130 50 40	講演料（2名分）、交通費宿泊費（2名分） 電子ビジネスに係る教育用DVD (出張：県内企業へ県学調査、打ち合わせ、および学生引率交通費)			

スケジュール	1. 5月：シラバス修正、講義（シラバスに記載） 2. 6月：企業からの招待講義セミナー開催。（具体的には、照明関連LED、レーザーのビジネスの現状、ディスプレイ関連および半導体関連ビジネスの現状を考えている） 3. 7月末：県内（うるま市）技術系企業訪問、学生同士の討論。 4. 8月初め：討論とレポートを課する。
--------	---

地域志向教育推進経費による教育改善取組の募集要項

平成30年度前学期 地域志向教育推進経費申請書

部局等：農学部

取組名	地域に根ざした健康・長寿に貢献する人材育成に向けた取組		配分額	200千円		
取組の区分	新規申請 / 継続申請					
対象科目名	健康長寿科学					
科目の区分 (あてはまるものを選択又は記入)	組織	受講年次	教育種別	講義形態	必修選択 必修 自由選択	開講年度学期
	学部	2~4年次	専門教育	講義		平成30年度 前学期
取組の実施概要・特色	①本取組では、地域活性化や人々が健康・長寿であるために、亜熱帯である沖縄地域における食材や長寿食と言われる沖縄の伝統食品などについて、調査を行い、グループ討論、成果を発表することを通して、地域・国際性、社会性、コミュニケーションスキル、問題解決力といった能力を有した人材の育成を目指す。 ②8月に集中講義として「健康長寿科学」の授業科目を開設し、約35人の学生を対象に講義を行う。講師を招いて地域資源や健康・長寿に関するセミナーを行う。 ③受講者各々が、割り当てられた沖縄の伝統食品について調査し、発表を行う。 招聘した講師には専門の話に加えてキャリア形成の話を盛り込んでいただいている。受講者には講義の最後に実施するテストにおいて、毎年、感想を書いてもらっているが、外部講師の話に感銘を受けたことと自分で沖縄の食材について調べて発表したことで、沖縄の食材について理解が進み良い経験になったことを記述する学生が非常に多く、本講義は好評を得ているため、人材育成に効果が上がっていると判断している。従って、より効果を上げるためにはよりレベルの高い講師を招聘して話をしていただくことや、学校給食の専門家などの助けを借り、グループ討論の質を向上させることが必要であると考えている。本年度は、沖縄県の食品関係のプロジェクトの評価委員の先生と過去に将来、世界をリードすることが期待される潜在的可能性を持った研究者に対する研究支援を目的とした「最先端・次世代研究開発支援プログラム」に採択された研究者に話がついており最先端のハイレベルの研究について話していただける予定である。講師の招聘については、非常に好評であるため、次年度以降に予算措置がなくなれば人数を減らしてでも自費で招聘することを考えている。					

取組の効果 (地域課題解決・教育効果)	①調査、発表、グループ討論を実施することで、学生の調べる力、コミュニケーションスキル、社会性を向上させる。 ②①を通し、沖縄の食材や伝統食品などについて正確な知識が身につく。 ③グループディスカッションやプレゼンテーションを通して、自分の考えを的確に表現する能力を向上させる。				
実施担当者 (代表者に※を付すこと)	氏 名		所属職名 (役職名)	担 当 分 担	
	金子 哲※		教授	講義、調査、グループディスカッション、プレゼン指導、講師の選定と招聘	
経費	事項	予定額 (千円)	積算内訳		備 考
	旅費	150,000円	・ 講師旅費 75,000円×2人×1回＝150,000円		
	謝金	50,000円	・ 講師謝金 5,000円×5時間×2人×1回＝50,000円		
スケジュール	4月～7月 沖縄地域における食材や伝統食品と健康・長寿の関連性を調査 8月・「健康長寿科学」科目を開講 ・ 沖縄地域における食材や伝統食品と健康・長寿の関連性を発表、グループディスカッション（招聘した講師も参加） ・ 招聘した講師による食品の機能性、安全性、健康長寿に関するセミナー				

地域志向教育推進経費による教育改善取組の募集要項

平成 30 年度前学期 地域志向教育推進経費申請書

部局等：理学部

取組名	脆弱な島嶼生態系の保全と利用に関する体験学習 ー世界自然遺産候補地の西表島の推薦理由と西表島が抱える課題の理解を目指すー		配分額	250 千円		
取組の区分	新規申請 ☒ 継続申請					
対象科目名	生物学野外実習					
科目の区分 (あてはまるものを選択又は記入)	組織 学部 大学院	受講年次 2 年次	教育種別 共通教育 専門教育	講義形態 講義 演習 実験 実習 実技	必修選択 必修 選択必修 自由選択	開講年度学期 平成 30 年度 前学期
取組の実施概要・特色	海洋自然科学科生物系では、琉球大学創設以来西表島で生物系の学生を対象とした専門教育科目「生物学野外実習」を実施してきた。西表島では近年の外来種の侵入による生態系の攪乱や競合、世界自然遺産候補地の指定、国立公園と森林生態系保護地域の拡大、竹富町自然環境保護条例の改正など、西表島の生物相と生態系の状況と社会情勢は急変しつつある。西表島の動植物に野外で接し、世界自然遺産候補地ともなった生物相と生態系の特色を学び、それらの保全に関する課題を見つけ、世界自然遺産指定が保全に与える正と負の影響について理解を深めることを目的とする。実習の担当者の一部は、世界自然遺産候補地の科学委員会、西表島森林生態系保護地域保全管理委員会、竹富町自然保護審議会などの委員を務めており、世界自然遺産指定による保全上の問題点と課題について有意義な学習と討論が期待できる。					
取組の効果 (地域課題解決・教育効果)	西表島の生物相と生態系に関する専門的知識や問題解決能力が深まるばかりでなく、実習を通して野外調査を行う上で必要な知識や地域住民との協調性を体得し、ゴミ処理問題などの離島の課題について体験することができる。世界自然遺産が自然や地域住民に与える影響について、理解を深めることができ、環境行政の問題点と課題について深く知ることができる。					
実施担当者 (代表者に※を付すこと)	氏 名	所属職名 (役職名)		担 当 分 担		
	横田昌嗣 ※ 立原一憲 伊澤雅子 傳田哲郎 徳田 岳 戸田 守 田中厚子	理・海自・教授 理・海自・准教授 理・海自・教授 理・海自・教授 熱生研・分生研・教授 熱生研・西原・准教授 理・海自・助教		世話人、維管束植物 魚類 哺乳類、鳥類 維管束植物 シロアリ 両生類、爬虫類 藻類		

経費	事項	予定額 (千円)	積算内訳	備考
	バス借上 傭船料	204 46	51千円×4日（8時間貸切） 46千円（浦内川）	
スケジュール	登録調整期間に予備登録を行い、実習に対する受講者自身の目標について事前のレポートを提出させ、その内容に基づいて登録の可否を決める。登録直後から数回の打ち合わせを行い、グループ分けと役割分担を決め、実習時に使用する遊覧船やバスの予約、実習時に使用する機材の運搬、実習時に使用する実習書の原稿作成と実習書の印刷製本などを受講者に課す。実習自体は6月29日（金）～7月4日（水）に西表島で実施する。実習後に、実習中に観察した事柄をもとにして複数のテーマについてレポートを作成してもらう。			

補足説明

1. 新規性及び改善性

西表島において生物相や生態系について野外で学ぶことはこれまでの実習と同じであるが、今回は特に本実習期間中にバーレーンで開催されるユネスコの世界遺産委員会で西表島を含む4島嶼の世界自然遺産候補地について審議がなされ、評価が判明することもあり、実習期間中に世界自然遺産候補地となった科学的理由や、5月にIUCNから推薦の延期勧告が出た背景について、科学委員会の委員である横田と伊澤が野外および室内で説明し、西表島の自然を守る上で解決が必要とされる課題について理解を深める。

2. 来年度以降の経費負担の方向性（来年度以降、RCC事業本部で予算を出すことができないことが認められない場合の経費負担の対応方針）。

これまでの実習では、参加者が経費のすべてを負担してきたが、近年バス借り上げ料や傭船料の高騰により、実習に参加する学生の経済的負担が大きくなっている。RCC事業で経費の一部が負担されない場合でも、これまで通り実習を行うが、バス借り上げや傭船を可能な限り減らして実習を行うことになる（ただし、その場合は、十分な教育効果が得られないことも考えられる）。

IUCNが推薦の延期勧告をしたことに関する環境省の対応

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島に関するIUCN評価結果の概要について

http://www.pref.kagoshima.jp/ad13/kurashi-kankyo/kankyo/amami/documents/65496_20180504043158-1.pdf

IUCNが公表した西表島など4島嶼の遺産候補地に関する評価の概要

IUCN World Heritage Evaluations 2018 – IUCN Evaluations of nominations of natural and mixed properties to the World Heritage List

<http://whc.unesco.org/archive/2018/whc18-42com-inf8B2-en.pdf>

地域志向教育推進経費による教育改善取組の募集要項

平成 30 年度前学期 地域志向教育推進経費申請書

部局等： 農学部

取組名	亜熱帯地域作物の病害防除に携わる人材育成を目指す実験プログラムの改善		配分額	230千円		
取組の区分	連携型／新規申請					
対象科目名	植物病理学実験					
科目の区分 (あてはまるものを選択又は記入)	組織	受講年次	教育種別	講義形態	必修選択	開講年度学期
	学部	3 年次 (4 年次)	専門教育	実験	選択必修 自由選択	平成 30 年度 前学期
取組の実施概要・特色	沖縄県は亜熱帯性気候にあることで、地域特有の作物生産による高付加価値化が可能である一方、地域特有の農業病害についての課題も多い。沖縄県内の農業生産現場で病害が発生した場合に、生産者に対して、沖縄県職員（農業改良普及員）、時には、農林水産省植物防疫所（植物防疫官）が、対策などを指導する立場にあり、行政サービスとして、これらの課題に対応している。国内を見ても、南の砦でもあることから、その植物防疫業務の重要性は非常に高い。それらを担う職員は、就職以前に植物病理学の知識を学んでいるとは限らず、各職員は独学で病害対策の知識を学ぶことが多いため、個人の能力に依存するところが多い。特に分子生物学の基礎的な知識を独学で学ぶことは難しい。したがって、地域課題に対応する農業研究機関には、慢性的に植物病理学とそれに関する分子生物学の専門知識を持った人材が不足している状況にある。 ①本取組では、このような地域の農業課題に即戦力として対応できる人材育成を目指し、実際に沖縄県内で問題となっている病害を実験材料とし、地域課題に取り組む公設試験研究機関の研究者と学生が講義を通して交流する機会を設けた地域志向型の実験講義を行う。将来的には、社会人再教育の場として公開講座とすることを目指し、沖縄県内の地域課題解決に取り組む社会人との交流を学生が持つ機会を作り、学生にさらなる地域志向教育を提供できるものと考えられる。 ②6月に病害発生現場で迅速にウイルスを検出可能な技術「RIPA 法」のキット作成実習を行い、実際の農業現場の病害サンプルでのウイルスの検出を行う。この実習は外部講師として沖縄県病害虫防除技術センター眞境名元次氏を招いて、少人数毎のグループ活動を行う。尚、実習で用いる病害サンプルには平成 29 年度 COC+地域実践教育推進取組正課外地域実践教育プロジェクト「地域農業振興に貢献できる人材育成を目的とした熱帯果樹栽培実習」で整備した熱帯果樹園にあるウイルス罹病植物（バナナ、パッションフルーツ）を用いる。 ③7月に講義の集大成として那覇植物防疫事務所の隔離検疫業務の現地研修を催すことで、それまでに習得した実験が社会的にどのように役に立っているかを再認識する機会を持つ。尚、本研修については、講義登録者以外の希望者（主に国家公務員一般職採用試験受験希望者）も参加できるものとする。					

取組の効果 (地域課題解決・教育効果)	琉球大学は沖縄県内で唯一、農学分野の教育の場を提供できる機関である。これに加えて、農学部植物病理学研究室の2名の教員は、糸状菌・細菌・ウイルス・線虫と広範囲の病原体を研究対象として扱うことができる点は国内でも類を見ない。この恵まれた教育環境を社会人再教育の場として最適である。将来的には、社会人再教育の場として公開講座とすることを目指し、沖縄県内の地域課題解決に取り組む社会人と学生が交流を持つ機会を作り、学生にさらなる地域志向教育を提供できるものと期待される。本年度の植物病理学実験受講者だけでなく、前年度当該講義を既に受講した学部4年生・大学院生についても希望者の参加を促す。また受講者に加え、ティーチングアシスタントの大学院生にとっても良い学習の機会となるものと考えられる。 RIPA 法は、今年度外部講師による実習によって、担当教員が技術習得することで次年度以降も継続的に当該技術の実験講義を行えるようになる。RIPA 法はキット作成には1日程度の時間を要するが、ウイルスの検定は5分程度と簡便であり、申請者の担当する講義やオープンキャンパス、市民講座などのアウトリーチ活動の中でも教材として扱いやすい技術であると考えられる。また、RIPA 法を用いたウイルス検出技術が沖縄県内の様々な病害に活用できるようになることで、地域農業の病害の早期発見につながり、生産性の向上につながることが期待できる。 那覇植物防疫事務所の隔離検疫業務の実地研修では、わが国の最南端であり、海外からの病原体の侵入が最も警戒されている沖縄県における植物防疫体制を、これを担う研究者の立場から説明頂き、現場対応している防疫官の生の声を聞くことで、地域農業の課題をリアルに考える時間を持つ。昨年度試験的に実施した結果、参加学生から農林水産省植物防疫所に1名が採用され、隔離検疫業務の実地研修の取組について那覇植物防疫事務所からも好評価を得ており、本年度以降の継続的な実施が望まれている。			
	実施担当者 (代表者に※を付すこと)	氏名 田場 聡 ※関根 健太郎	所属職名 (役職名) 農学部・教授 農学部・准教授	担当分 担 病原糸状菌・線虫実験 ウイルス・細菌実験
	経費	事項 謝金 旅費 消耗品	予定額 (千円) 30 10 190	積算内訳 講師謝金 10,000円×のべ3名=30,000円 調査旅費(沖縄県内) 2,500円×1名×4回=10,000円 RIPA法作成にかかる抗体2種類 70,000円 RIPA法作成にかかる消耗品類 90,000円 植物栽培管理消耗品 30,000円

スケジュール	4月 植物病理学実験を開講（毎週火曜日） 5月 公設試験研究機関との事前打合せ、病害発生圃場現地調査 6月 外部講師によるウイルス検定の実習（１０回、１１回） 7月 那覇植物防疫事務所隔離検疫業務実地研修（１５回） アンケートの実施（１６回） 報告書とりまとめ
--------	---

地域志向教育推進経費による教育改善取組の募集要項

平成 30 年度前学期 地域志向教育推進経費申請書

部局等： 農学部

取組名	地域の健康課題の解決に貢献する人材育成に向けた取り組み		配分額	250千円		
取組の区分	新規申請 / 継続申請					
対象科目名	解剖生理学実験					
科目の区分 (あてはまるものを選択又は記入)	組織 学部 大学院	受講年次 2 年次	教育種別 共通教育 専門教育	講義形態 講義 演習 実験 実習 実技	必修選択 必修 選択必修 自由選択	開講年度学期 平成 30 年度 前学期
取組の実施概要・特色	① 対象となる健康栄養科学コースは昨年度より新しくスタートした。本コースは県内で唯一、定員 10 名の栄養士養成施設である。沖縄県には「健康・長寿県の復活」という重要な目標があるものの、肥満（メタボリックシンドローム）を基盤とした生活習慣病の発症人口は増加傾向にあり、その予防・改善には至っていない現状がある。地域における「健康寿命の延伸」という課題に対して、栄養士・管理栄養士は重要な役割を果たすことが期待されている。本学習は「人体の構造と機能に関する理解をより深める」ことによって、「正常から異常（病態）へ」、「栄養と代謝のしくみ」といった科学的な視点を備え、「食と栄養の面から地域の人々の健康を支える」能力を有する人材の育成に貢献するものである。 ② 8 月「解剖生理学実験」の授業科目を開講し、本コースの学生を対象に講義および実験を行う。本科目は夏季集中実験であり、4.5 コマ x5 日間連続して開講する。具体的な内容は次の通りである。 1 日目：タンパク質代謝を調べるため「尿に関する実験」を行う。授業に先立ち、学生を 3 グループに分け、2 日間食事中のタンパク質を「植物性タンパク質摂取」「動物性タンパク質摂取」「低タンパク質摂取」に制限した内容にしてもらい、採尿しておく。各自の尿を用いて尿素窒素や尿酸、クレアチニンなどの代表的な尿中成分を定量し、自身が摂取したタンパク質の体内動態を知るとともに、3 つのグループごとのデータ、すなわちタンパク質の質の違いが尿中成分に与える影響を調べる。 2 日目：人体模型を用いて各臓器の観察およびスケッチ、さらには模型教材を組み立てることにより正常な臓器の位置や相互作用について、ひとつひとつ確認しながら学ぶ。また、ヒト組織学標本を顕微鏡観察しスケッチをすることで、1 年次で履修した「解剖生理学」を復習するとともに、各臓器の成り立ちとその機能との関係を確認する。 3 日目：二人一組となり、安価であり大きくて観察に適するリタイアラットの雌雄各 1 匹ずつを用いて解剖観察とスケッチを行う。ラットはひとり 1 匹					

	<u>ずつ頭部の眼や鼻孔、乳房などといった器官から腹腔内まで十分に時間をかけて観察する。肝や腸など主要な臓器の重さや長さを測定し、身体に占める割合なども調べる。さらに各組内で雌雄を交換して共通点や性差を確認する。授業の終了時にラットはホルマリン固定を施す。</u> 4日目：動物実験に不慣れな学生たちは1日で生体の細部まで観察することは難しい。そこで翌日、栄養素吸収経路として重要な消化管を中心とする<u>各臓器の内部構造をより詳細に観察し、スケッチを行う。</u> 5日目：午前中は南城市にある「沖縄県食肉センター」へ見学に行く。センターの方から<u>県内のブタの生産、屠殺から解体、食肉の衛生検査までの工程について講義をしていただき、そのラインの一部を見学させていただく（無料）。</u>また、<u>ブタの臓器の大きさや構造はヒトに類似しており、学習用に心臓や腎臓などいくつかを提供していただく。</u>研究用ブタ臓器は例えば心臓の場合、ひとつおよそ60千円とたいへん高価である。食肉として衛生検査のため臓器の一部に切り込みを入れるなど完全な形のものではないが、観察するには十分であり、衛生的にも問題はない。午後は入手した<u>ブタの各臓器の観察およびスケッチを行う。</u> ③ 学生は各日終了時に振り返りを行う。その中で授業の進め方などに関する意見を聞き、改善点を翌年の授業に反映する。
取組の効果 (地域課題解決 ・教育効果)	① 対象学生は今年度前期までに「解剖生理学」、「病理学」の講義を受講済みの予定で、その延長線上に本科目がある。実際に栄養の質の違いが代謝に及ぼす影響を実感し、ヒトと相同性のあるラットの解剖観察を通じ生命現象に直に触れ詳細に観察することは講義で学んだ栄養素の代謝、人体の構造と機能に関する理解を助け、その教育効果を最大化すると考えられる。本科目は集中であることから通常よりも丁寧に実験することが可能であり、ディスカッションの時間も十分に確保できる。加えて、ラットの解剖および食肉センターの見学を行うことで命の大切さと、ヒトは他の生物の命をいただくことで生かされていることについても考えさせる。 ② 栄養士養成施設のカリキュラムは4年間を通じて「積み上げ方式」となっており、基礎的な領域の学習から今後は「臨床栄養学」や「給食管理」、「栄養指導」といった実践的な領域、ヒトへの応用領域へとつながっていく。「4年間の積み上げ」を見据え、確かな基礎的知識、科学的な視点を培うことは極めて重要である。 ③ 対象学生10名全員が卒業後は栄養士として勤務しながら1年以上の実務経験を積み、管理栄養士の国家資格取得を目指している。将来は医療機関に従事することを希望する者が最も多い。<u>臨床の現場では唯一の栄養管理の専門家としての責務を担う学生たちが人体の構造と機能に関する理解を十分に深めることは、すなわち「食と栄養の面から地域の人々の健康を支える」ことに直結し、必ずや地域の健康課題の解決に貢献する人材育成の一助となりうると考えられる。</u> 本教育改善取組への採択と経済的ご支援のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

実施担当者 (代表者に※を 付すこと)	氏 名		所属職名 (役職名)	担 当 分 担	
	大西竜子※		准教授	すべて	
経 費	事項	予定額 (千円)	積算内訳		備 考
	消耗品	250	1. ラット（リタイア） 1. 5千円x12匹＋航空運賃20千円＝38千円 2. 解剖器具 はさみ大（10本入） 30千円 はさみ小（10本入） 10千円 ピンセット大 2千円x10＝20千円 ピンセット小 1. 2千円x10＝12千円 3. ピペット 18千円x6＝108千円 4. 試薬 ウレアーゼ、ホルマリンなど 32千円		
スケジュール	1日目：尿に関する実験 2日目：人体模型および組織標本の観察 3日目：ラットの解剖および観察 4日目：ラットモデルを用いた身体構造のより詳細な観察 5日目：ブタの臓器の観察、まとめ 学生には考察を含むディスカッションをさせ、教員は解説を行う。すべての実験において、レポート提出を課す。				

地域志向教育推進経費による教育改善取組の募集要項

平成 30 年度前学期 地域志向教育推進経費申請書

部局等：国際地域創造学部

取組名	発達障がいをもつ学生の就労支援と学習環境の改善に向けた取り組み		配分額	2 4 5 千円		
取組の区分	新規申請					
対象科目名	実践経済学					
科目の区分 (あてはまるものを選択又は記入)	組織	受講年次	教育種別	講義形態	必修選択	開講年度学期
	学部	2 ～ 4 年次	専門教育	講義 (演習と実技とを含む)	自由選択	平成 30 年度前学期
取組の実施概要・特色	発達障がいをもつ子どもたちが増え社会問題化している中で、本学でも該当者が年々増加しており、近い将来、相当数の学生が当事者である可能性が出てきた。しかし、本学ではそれに対する積極的な取組みはまだない。そこで、発達障がい学生に向けて開発された就労支援キットを用いて、本学学生のうち発達障がいをもつ学生の就労支援を行い、それにより本学での就労支援の質の向上を図る。また、この取組みを通して、当事者の抱える問題や支援上の課題を明らかにし、本学の教育の改善に繋げる。					
取組の効果 (地域課題解決・教育効果)	発達障がいをもつ学生が共同で就労支援のプログラムに取り組むことで、当事者の孤立化を防ぐとともに、就職活動上の困難を乗り越え、当事者の能力と特性を活かした就労を実現し、就職率も向上させる。また、将来的に県内の企業や団体と当事者との雇用上のマッチングを図る上で、それぞれの特性に応じた進路の選定の仕方の開発にも繋げることができる。					
実施担当者 (代表者に※を付すこと)	氏 名	所属職名 (役職名)		担 当 分 担		
	高畑明尚	国際地域創造学部 (教授)		講義全体 (演習と実技部分の レクチャー及び監督を含む)		
経費	事項	予定額 (千円)	積算内訳			備 考
	株式会社Kaizenとのプログラムキット使用契約	2 0 5	プログラムキット使用料(月額契約料) 4 1 0 4 0 円 × 5 か月分			
	講習受講旅費	4 0	プログラムキット使用に関する説明会への参加 (航空券 + 1 泊宿泊費 + 日当二日分)			

スケジュール	6月：説明会への参加 7月～9月：プログラム実施（5か月分を集中的に行う） 9月：報告書とりまとめ （公開講座等については、キット提供者および県内福祉団体と協議する。）
--------	---

各部局等の長 殿

学 長
(公印省略)

平成 30 年度前学期 地域志向教育推進経費による教育改善取組の公募について

各部局等においては、地域連携・地域貢献活動に日頃よりご協力を賜り、感謝申し上げます。

平成 26 年度から大学 COC 事業の一環として標記公募を行い、地域を志向した取組を推進してまいりましたが、平成 29 年度をもって大学 COC 事業の文部科学省補助事業が終了しました。本機構としては数々の成果を鑑み、今後も発展的に展開することを目的に、平成 30 年度前学期授業についても「地域志向教育」のいっそうの強化のために、本学において地域を志向する人材を育成する優れた教育改善取組（ただし、本学の正規の学生を対象とした授業）を募集・選定し、推進経費を配分します。

つきましては、本事業の趣旨をご理解いただき、各部局等において「地域志向教育」の強化に資する取組について、募集要項（別添 1）を踏まえ、経費申請書（別添 2）及び対象となる科目の新規シラバス（別添 3）を作成の上、平成 30 年 5 月 11 日（金）までに下記の提出先までメールにて提出してください。作成に際しては、記載例（別添 2）経費支出に関する留意点（別添 4）、を適宜ご参照ください。

なお、計画する取組は、プログラムの開発から実施、評価と段階的に進め、できる限り経費補助期間終了後も継続できるようご配慮をお願いします。今回は前学期が始まるまでの公募となり、既に授業は進んでいることと存じますが、前学期の授業科目において応募することが可能です。また後学期前にも再度公募しますことを申し添えます。

不明な点がございましたら、下記連絡先までご連絡ください。

記

(添付資料)

- ・別添 1 平成 30 年度前学期地域志向教育推進経費による教育改善取組の募集要項
- ・別添 2 平成 30 年度前学期地域志向教育推進経費申請書及び記載例・記入要領
- ・別添 3 新規シラバス作成様式
- ・別添 4 経費支出に関する留意点
- ・別添 5 地域志向教育推進経費による教育改善取組の採択例（平成 29 年度）

【問い合わせ先】

<教育関連事項について>

●RCC 事業本部

担当：空閑（内線：2085）

<経費関連事項について>

●総合企画戦略部地域連携推進課

担当：赤嶺（内線：8997）

【提出先】

●総合企画戦略部地域連携推進課

E-mail:tyurasimajigyou@to.jim.u-ryukyu.ac.jp

平成30年度前学期 地域志向教育推進経費による教育改善取組の募集要項

1. 本取組の目的・狙い

本学は、文部科学省の補助事業である大学COC事業「ちゅら島の未来を創る知の津梁（かけ橋）」において、様々な地域貢献・人材育成事業を展開してきた。事業期間は平成29年度で終了したが、数々の成果を鑑み、地域貢献大学として、既存事業を今後も発展的に展開する方針である。本取組「地域志向教育推進経費による教育改善取組」は、同事業において「地域志向科目」の増加を促すなど、有用な成果を得たプロジェクトの一つであり、今回は、戦略的地域連携推進経費内の地域志向活動トライアル経費を用いて支援を行う。

本取組「地域志向教育推進経費による教育改善取組」は、平成30年度前学期に本学で開講される正規の授業において、地域の再生・活性化や地域課題の解決等を担い得る人材の育成を目指す「地域志向教育」をより強化し推進するため、その発展に資する教育改善取組を募集し、優れた取組に対して経費を支援するものである。これにより、本学が、本学の基本理念の一つである「地域に貢献する大学」、すなわち、地域に対して積極的に関与し、地域に貢献する人材を育成する大学として、社会貢献の責務を果たすことを目指す。

2. 募集する取組に求める要件

- (1)当該地域における「特徴的な課題」を明瞭かつ具体的に設定しており、実施内容および経費の執行内容が、その課題の理解や解決に直接的に資する取組であること。
- (2)過去の授業との対比から、新規性や改善点を明瞭に理解できる取組であること。なお、継続申請の取組であっても、新規性や改善点が明瞭であること。
- (3)「地域の再生・活性化」あるいは「地域課題の解決」等に資する人材像を具体的かつ明確に設定しており、その達成に向け適合する教育方法を採用していること。
- (4)アクティブ・ラーニング型^{※1}の教育・学習を取り入れていることが望ましい。
- (5)シラバスにおいて、学生の学習成果を評価する方法並びに評価基準を明確に設定しており、かつそれらが達成目標に対し適合するものであること。
- (6)シラバスにおいて、授業の達成目標に、URGCC 学習教育目標「地域・国際性」、もしくはこれに該当する目標を設定していること。加えて、同じく URGCC 学習教育目標「社会性」、「コミュニケーション・スキル」、「問題解決力」のいずれか、もしくはこれらに該当する目標のいずれかを設定していることが望ましい。
- (7)平成30年度前学期中（平成30年9月末まで）に遂行できる取組であること。
- (8)経費補助期間終了後においても継続的かつ発展的な授業改善が見込める取組であることが望ましい。
- (9)要求できる経費に関しては、別添4の要求を満たしていること。

※別添5に平成29年度の採択例を添付している。必要であれば参照のこと。

※1 アクティブ・ラーニング…教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、

調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。(中央教育審議会、2012 年、『新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～ (答申)』の「用語集」より)

3. 採択後のルール

- (1) 開講する授業科目のシラバスにおいて、「地域」を志向する授業である旨を示すこと。また、「達成目標」欄に記載される目標に、共通教育等科目の場合は、URGCC 学習教育目標の一つである「地域・国際性」を、専門教育科目においてはこれに該当する目標を含め、表記すること。上記以外の目標（「社会性」、「コミュニケーション・スキル」、「問題解決力」）を設定する場合も同様に表記すること。
- (2) 経費の使用に当たっては、最少の費用で最大の効果があがるよう努めること。
- (3) RCC 事業本部が指定する期日までに「地域志向教育推進経費成果報告書」を当本部宛に提出すること。本申請における授業科目と、また成果報告会における報告等について、RCC 事業本部との協議に対応すること。
- (4) RCC 事業本部がヒアリングおよびアンケート調査を行う場合、その求めに応じること。

4. 応募資格

- ・国立大学法人琉球大学職員就業規則第 2 条第 2 項で定義される大学教員。
- なお、他の機関や本学から類似の経費の助成を受けていないこと。

5. 予算配分予定総額（1, 500 千円）

- ・一取組あたり 250 千円を上限とする。
- ※採択に際して、配分額の調整をおこなう可能性がある。

6. 新規・継続の区分について

申請者は、申請書面において、申請する取組の対象科目が「新規」科目（初めて本経費に応募する科目）であるか、「継続」科目（平成 26 年度後期～平成 29 年度後期に本経費による配分を受けたことがある科目）であるかの別を明示すること。

7. 新規申請者および新規科目の取組の優先について

応募件数が多数となり、優れた申請取組すべてに対し経費を配分することが困難となった場合、新規申請者（過去に本取組による採択を受けていない申請者）および新規科目の申請取組を優先して採択する。

8. 支援期間・対象

平成 30 年 4 月から平成 30 年 9 月末までの間の教育改善活動（平成 30 年度前学期開講の授業科目に関連する活動）に対して支援する。また、本学の学部および大学院で提供される授業科目を対象とする。

9. 応募期間

平成 30 年 4 月 26 日（木）～ 5 月 11 日（金）

10. 申請について

申請者（プロジェクト代表者）は、「地域志向教育推進経費申請書」（別添 2）に必要事項を記入のうえ、各担当部局にメールにて提出すること。また、併せて、今回の経費の使用対象となる科目の新規シラバス（別添 3）および当該科目の旧シラバス（最も直近のもの）を提出すること。その際、過去のシラバスからの変更点や新規性がわかるよう配慮すること。新規に開講する科目である場合には、新規シラバスのみ提出すること。

11. 選考および選考結果の通知

各申請取組の実施概要等と本取組の趣旨（目的・狙いや要件等）とを照らし合わせた上で、選考は、RCC 事業本部において行い、採択の可否について役員会が審議・決定する。選考結果は、申請者（実施代表者）に通知する。

12. 経費

(1) 認められる経費については、以下のとおりである。

教材開発費、資料購入費、印刷費、消耗品費、インターンシップ諸経費、教員対象の旅費、実践教育実施のためのバス・宿泊施設の借上費用、講師謝金、講師招聘旅費等。

(2) 認められない経費については、以下のとおりである。

教員の人件費、学生個人対象の旅費、機械設備費、備品購入費等。

※詳しくは、別添 4 の経費支出に関する留意点を参照のこと。

13. その他

(1) 同じ者が複数の申請を行うことはできない。

(2) 提出された「地域志向教育推進経費成果報告書」により、RCC 事業本部において、各教員の成果や経費の執行状況を確認し、進捗状況等の実績の評価を行う。

(別添2)

地域志向教育推進経費による教育改善取組の募集要項

平成 30 年度前学期 地域志向教育推進経費申請書

部局等：

取組名					配分額	千円
取組の区分	新規申請 / 継続申請					
対象科目名						
科目の区分 (あてはまるものを選択又は記入)	組織 学部 大学院	受講年次 年次	教育種別 共通教育 専門教育	講義形態 講義 演習 実験 実習 実技	必修選択 必修 選択必修 自由選択	開講年度学期 平成 30 年度 前学期
取組の実施概要・特色						
取組の効果 (地域課題解決・教育効果)						
実施担当者 (代表者に※を付すこと)	氏 名	所属職名 (役職名)		担 当 分 担		
経費	事項	予定額 (千円)	積算内訳			備 考
スケジュール						

地域志向教育推進経費による教育改善取組の募集要項
平成 30 年度前学期 地域志向教育推進経費申請書（記載例）

部局等：〇〇学部

取組名	地域の○△□問題の解決に貢献する人材育成に向けた取組			配分額	200千円	
取組の区分	新規申請					
科目名	○△□学入門					
科目の区分 (あてはまるものを選択)	組織	受講年次	教育種別	講義形態	必修選択	開講年度学期
	学部	2～4年次	共通教育	講義	自由選択	平成●年度 前学期
取組の実施概要・特色	①本取組では、地域における「・・・」という課題を解決するために、「・・・」をすることによって、「・・・」や「・・・」といった能力を有した人材の育成を目指す。 ②〇月に、「・・・」の授業科目を開設し、〇〇人の学生を対象に講義を行う。連携自治体の・・・を外部講師とし、・・・を展開する。また、・・・の実習を行う。 ③〇月に・・・を対象に・・・について調査を行い、・・・における・・・を把握し、これまでの授業の・・・の部分の改善に反映させる。					
取組の効果 (地域課題解決・教育効果)	①・・・を実施することで、学生の・・・をする力を向上させる。実習では、・・・を通じて、・・・力と・・・力を身につけさせる。また、教員の・・・の意識の改善を図ることを目標とする。 ②・・・の調査により、・・・における・・・を把握し、・・・を行う際の基礎データとして活用する。また、本学における・・・の取組の改善に反映し、学生の・・・が向上させる。 ③・・・手法を導入することにより、地域住民の・・・の向上を目指すとともに、学生の参加により・・・の率を・・・%程度まで上昇させる。					
実施担当者 (代表者に※を付すこと)	氏 名	所属職名 (役職名)		担 当 分 担		

経費	事項	予定額 (千円)	積算内訳	備考
	謝金	50	・ ○○謝金 ◎円×○人×△回＝◎○円	
	旅費	100	・ 調査旅費 ◎円×○人×△回＝◎○円	
	消耗品	50	・ 消耗品 ◎円×○人×△回＝◎○円	
スケジュール	◎月 「	」科目を開講のため自治体との調整		
	○月 「	」科目を開講のため企業やNPOとの調整		
	□月 「	」科目を開講のため調査（アンケート）を実施		
	△月 「	」科目を開講		
	○月 「	」報告書とりまとめ		
	□月 「	」の公開講座を開講		

地域志向教育推進経費による教育改善取組の募集要項
平成 30 年度前学期 地域志向教育推進経費申請書記入要領

1. 部局等について

- ・部局等の名称を記入すること。

2. 取組の名称・区分および配分額

- ・取組名称、取組の区分（単独型／連携型；新規申請／継続申請）、金額を記入すること。

3. 科目名および科目の区分について

- ・本経費の対象となる授業科目名を記入し、科目の区分（組織、受講対象年次、教育種別、講義形態、必修選択、開講年度学期）を選択ないし記入すること。

4. 取組の実施概要・特色

- ・取組の実施概要及び特色を記載例にならい、具体的に記入すること。

5. 事業の効果

- ・取組による効果を記載例にならい、具体的に記入すること。

6. 実施担当者

- ・代表者には氏名の欄に※印を付すとともに、事業の担当分担を記入すること。

7. 経費の概算

- ・経費の予算について、事項、各事項の予定額、積算内訳等を記入すること。

8. スケジュール

- ・取組のスケジュールを記載例にならい、具体的に記入すること。

9. その他

- ・様式枠にとらわれず、必要に応じて継紙に記入しても構わない。

【新規シラバス作成様式】

講義名			
科目番号		履修年度	2018 年度
開設学部等		期間	前期
曜日時限		単位数	
担当教員		講義コード	

■授業内容と方法

※「地域における具体的課題」を明瞭に設定し、かつその課題に対して本授業がいかに対応するのかについて明確に記述すること。

※「地域の再生・活性化」あるいは「地域課題の解決」等に資する人材像を具体的かつ明確に設定し、その達成に向け適合的な教育方法を採用すること。

※アクティブ・ラーニング型の学修を取り入れていることが望ましい。

■達成目標

※【共通教育等科目について】URGCC 学習教育目標[地域・国際性]を設定し、該当する目標の末尾に表記すること(下記の例を参照のこと)。加えて、[社会性]、[コミュニケーション・スキル]、[問題解決力]についても設定し、表記することが望ましい。【専門教育科目について】上記目標に対応する各目標について、同様に表記すること。詳しくは、別添5の資料を参照のこと。

[記入例]

1. 地域課題の解決に向けて積極的に提案することができる。[地域・国際性]・[問題解決力]
2. 自身の考えを的確に表現できる。[コミュニケーション・スキル]
3. グループのメンバーと協調して意見を交わすことができる。[社会性]

■評価基準と評価方法

※達成目標に対し適合的なものであること。

■履修条件

■授業計画

■事前・事後学習
■教科書
■参考書
■備考(メッセージ)
■オフィスアワー
■メールアドレス
■URL

※本新規シラバスに加え、当該科目の旧シラバス（最も直近のもの）についても併せて提出すること。

経費支出に関する留意点

地域志向教育推進経費は、地域志向教育推進の取組の趣旨及び予算規模を踏まえ、支出できない経費を設定しております。

(例えば：設備備品費、教職員の人件費)

1 物品費

① 消耗品費

対象は事務用・教育活動用の消耗品（ソフトウェア、図書・書籍、事務用品）等の代価

※1. 支出することができない経費

- ・当該年度に使用する予定がなく、必要性が乏しいもの
- ・学生の教科書など学生が負担すべき費用
- ・謝金の代わりとしての図書カード等の購入
- ・結果が学生個人に還元されるコンテストの副賞・景品

※2. 年度末に消耗品の購入が集中しないよう、計画的な執行をお願いします。

② 設備備品費

本地域志向教育推進経費では設備備品費は対象外としています。

2 人件費・謝金

本地域志向教育推進経費では、教員の人件費を支出することはできません。

謝金は学内規程に基づき支出することになります。

- ・学生に対し、資料収集等一定の作業を依頼し、謝金を支払うことは可能ですが、修学すべき学業内容でないこと、本来の修学に支障のないことが条件

3 旅費

- ・対象は、業務・事業の実施に必要な教職員等の国内への出張経費
- ・学内規程に基づき算定（旅行依頼書、報告書等所定の証拠書類が必要）
- ・交通手段・経路は、効率的かつ経済的なものを社会一般の常識に照らして選択

※支出することができない経費

- ・旅行傷害保険など事業遂行中に発生する事故・災害の処理のための経費
- ・鉄道のグリーン席料金、航空機のスーパーシート料金
- ・学生個人を対象とする旅費

4 その他

会議費

※支出することができない経費

- ・学内の打合せ・会議の飲食代

○経費の支出についての連絡先

総合企画戦略部地域連携推進課 赤嶺（内線：9058）

地域志向教育推進経費による教育改善取組の採択例（平成29年度）

平成29年度前学期 全8件

No	学部	代表者または担当者の肩書き	代表者及び申請者名	取組名	取組区分	対象科目	採択額(千円)
1	法文学部	准教授	野入 直美	大学生と留学生の協働による 沖縄産業情報の多言語発信	新規	社会学研究ⅩⅩⅦ（働くこととつながることの社会学Ⅳ）・社会学研究ⅩⅦ（比較社会学Ⅱ）	200
2	教育学部	教授	※浦崎 武 緒方 茂樹 武田 喜乃恵	離島やへき地と 近隣地域の発達が 気になる子への 幼・小連携による 「トータル支援」と地域協働支援	継続	発達支援教育実践A	300
3	教育学部	教授	松本 由香	アメリカンスクールでの 「家庭科」衣生活領域の 出前授業を通じた 子ども・地域・国際理解の 推進事業	継続	衣生活学特講	35
4	理学部	教授	※横田 昌嗣 立原 一憲 伊澤 雅子 傳田 哲郎 徳田 岳 久保田 康裕 成瀬 貴 戸田 守	脆弱な島嶼生態系の 保全に関する体験学習 ー西表島の世界自然遺産 候補地における 生物学野外実習を通してー	新規	生物学野外実習	300
5	医学部	教授	※山本 秀幸 屋良 さとみ 名嘉地 めぐみ	地域の医療問題の解決に貢献する 人材の育成に向けた取組 (医学生体験学習)	新規	体験学習（沖縄愛楽園見学実習）	300
6	工学部	教授	※野口 隆 黒木 寿和	エレクトロニクス技術と 地域ビジネス	継続	半導体工学特論	144
7	農学部	教授	金子 哲	地域に根ざした健康・長寿に貢献 する人材育成に向けた取組	継続	健康長寿科学	200
8	農学部	教授	中野 拓治	沖縄の歴史・風土を生かした 農業・農村の振興に貢献する 人材育成に向けた 取組	継続	農村計画学	190

平成 29 年度後学期 全 12 件

No	学部	代表者または担当者の肩書き	代表者及び申請者名	取組名	取組区分	対象科目	採択額(千円)
1	法文学部	教授	星野 英一	沖縄の国際協力	継続	国際政治経済論	100
2	教育学部	教授	松本 由香	生活科学教育を通じた 沖縄の衣服・布づくり文化振興に向けた 取組	継続	服装文化論	176
3	教育学部	准教授	高橋 美奈子	分散地域における 日本語指導担当者研修開催に 向けた人材育成の取組	継続	地域日本語教育実践研究	200
4	教育学部	准教授	山口 剛史	地域社会に学ぶ 小学校教員養成 カリキュラムの構築 (学校教育専攻必修科目における 体験実習を通じて)	新規	体験 「子どもの世界・学びの世界」	100
5	教育学部 発達支援教育 実践センター	教授	浦崎 武	離島やへき地と 近隣地域の障害児への 乳幼児期からの 保・幼・小連携による 「トータル支援」と地域協働支援	継続	発達支援教育実践B	300
6	理学部	助教	田中 厚子	沖縄の海は本当に美しいのか？ ー沖縄の沿岸海洋環境を考えるー	新規	熱帯生命機能学実習Ⅲ	200
7	農学部	教授	金子 哲	地域生物資源を利用した イノベーション創出に 貢献する人材育成に向けた取組	継続	生物資源利用学	120
8	地域農業工学科	教授	中野 拓治	沖縄の自然・風土を生かした 農業・農村の振興に 貢献する人材育成に向けた取組	継続	環境情報学	195
9	農学部	准教授	関根 健太郎	沖縄県内農業振興に貢献する 人材育成に向けた取組(その2)	新規	熱帯植物病理学	140
10	農学部	助教	陳 碧霞	島嶼地域における 持続可能な観光開発に 関する調査研究	継続	森林ツーリズム論	120
11	医学部	教授	※山本 秀幸 屋良 さとみ 名嘉地 めぐみ	沖縄県の地域医療の抱える 問題解決の出来る 医師の育成に向けた取組	新規	体験学習 (療養型入所施設見学実習)	300
12	医学部	教授	小林 潤	地域の救急および災害問題の 解決に貢献する 人材育成に向けた取組	新規	救急・災害援助	20

平成30年5月10日

委託非常勤講師の委嘱について

1. 委託非常勤講師委嘱（新規）・予定者

- ・一般社団法人発明推進協会
産学連携知的財産アドバイザー 原 章

※産学連携知財ADの活動を円滑に行うための環境整備として、産学連携知財ADの学内における身分を付与する必要があり、プログラムへの申請の際、身分については、委託非常勤講師又は客員教授として申請。

【勤務体制】

- ・原氏は公立大学法人首都大学東京に常駐のため、本学へは必要に応じて出張。
- ・出張頻度は月平均4日程度を予定
勤務時間算定：1ヶ月30時間×12ヶ月＝360時間

2. 委嘱機関

平成30年4月1日～平成31年3月31日（発明推進協会との連携協定期間と合わせる）

職務経歴書

(当日資料にのみ掲載)

職務経歴書

(当日資料にのみ掲載)

〔産学連携知財 A D の活動基盤に関する大学の準備状況〕

13. 産学連携知財 A D の活動を円滑に行うための環境整備	産学連携知財 A D が活動するため、大学が用意する環境について記入してください。
	<u>産学連携知財 A D の学内における身分</u>：委託非常勤講師又は客員教授 インフラの利用（□をクリックし、レ点を付してください。） ・業務遂行用デスク - 業務用の机と椅子の貸与：☒ 可 ☐ 否 - 業務用のコピー機・文具等の利用：☒ 可 ☐ 否 ・情報処理インフラ - 大学のインターネット回線利用（P C の利用も含む。）：☒ 可 ☐ 否 ・学術論文データベース等の利用 - 大学が契約しているデータベース等の利用：☒ 可 ☐ 否 ・宿舍等の確保：☐ 可 ☒ 否

〔申請大学及び参画大学（※参画大学がある場合）の産学連携・知財活動に関する実績データ〕

14. 産学連携・知財活動の実績データ	産学連携・知財活動の実績を記入してください。				
	琉球大学				
	共同研究の件数				
	年度	総件数	うち、地域企業との共同研究件数		
	平成 28 年度	1 0 7 件	3 4 件		
	平成 27 年度	7 8 件	2 8 件		
	公的機関が提供する競争的研究開発資金の受入件数				
	年度	総件数			
	平成 28 年度	1 8 件			
	平成 27 年度	1 8 件			
知的財産の出願・権利化件数					
年度	特許権保有件数	特許出願件数	外国特許出願件数		
平成 28 年度	7 0 件	1 2 件	0 件		
平成 27 年度	6 0 件	5 件	4 件		
年度	意匠権保有件数	意匠出願件数			
平成 28 年度	5 件	3 件			
平成 27 年度	2 件	0 件			
知的財産の活用件数					
年度	特許等のライセンス件数	特許等の有償譲渡件数	大学発ベンチャーに対するライセンス件数	大学発ベンチャーに対する有償譲渡件数	
平成 28 年度	4 件	2 件	0 件	0 件	
平成 27 年度	3 件	2 件	0 件	0 件	

【注1】 審査の段階で、調書責任者に対して、調書の内容についてご質問をさせていただくことがあります。

【注2】 ピンク色の文字は、例示として記載しています。

ピンク色の文字のうち、申請に必要な情報については必ず黒色に変更してください。

ピンク色の文字のうち、申請に不要な情報は削除してください。

産学連携知的財産アドバイザーの派遣に関する協定書

国立大学法人琉球大学（以下「甲」という。）と一般社団法人発明推進協会（以下「乙」という。）とは、独立行政法人工業所有権情報・研修館が甲に通知した「産学連携知的財産アドバイザーの派遣について」に基づき、乙が甲に派遣する産学連携知的財産アドバイザーの取扱いについて、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、独立行政法人工業所有権情報・研修館が乙に委託し実施する知的財産プロデューサー等派遣事業（以下「本事業」という。）の趣旨に則り、大学等における知的財産情報の高度活用による権利化等の推進を図ることを目的とする。

（業務及び勤務拠点）

第2条 産学連携知的財産アドバイザーは、甲の要請のもと、本事業の目的に即した情報提供及び助言等を行い、甲は、甲の判断においてこれを利用する。

2 産学連携知的財産アドバイザーの主たる勤務拠点は、琉球大学 地域連携推進機構（沖縄県中頭郡西原町千原1番地）とする。

（受入体制）

第3条 甲は、産学連携知的財産アドバイザーが円滑に業務を遂行できるよう、所要の体制を整備するものとする。

（派遣期間）

第4条 産学連携知的財産アドバイザーの派遣期間は、本協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、派遣期間を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（派遣の中止）

第5条 乙は、独立行政法人工業所有権情報・研修館が設置する知的財産プロデューサー等派遣事業推進委員会において、産学連携知的財産アドバイザーの派遣による本事業の効果が見込まれないとの判断が成されたときは、派遣期間の終了前であっても、派遣期間が終了したものとみなして、産学連携知的財産アドバイザーの派遣を中止する。

（給与及び社会保険等）

第6条 産学連携知的財産アドバイザーの給与については、乙が負担するものとする。

2 健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険については、乙において加入し、その事業主負担分は乙の負担とする。

（費用負担等）

第7条 第2条第1項に定める産学連携知的財産アドバイザーの業務に要する旅費、交通費及び書籍購入費については、乙の規定の範囲内において、乙が負担するものとする。

2 甲は、産学連携知的財産アドバイザーのために、執務場所を無償で貸付するものとする。

3 産学連携知的財産アドバイザーの甲における執務に必要な事務机、椅子等備品及び消耗品は、甲が用意し、その費用は甲が負担するものとする。

4 産学連携知的財産アドバイザーの甲における執務に伴う光熱費及び通信費は、甲が負

担するものとする。

(服務及び勤務時間等)

第8条 産学連携知的財産アドバイザーの服務、勤務時間、災害補償等については、乙の関係規程を適用するものとする。

(秘密及び個人情報の守秘義務)

第9条 乙は、本業務の遂行により知り得た甲、甲の連携する大学、地域企業等の業務上の秘密及び個人情報を他に漏らし、又は不正に利用してはならず、産学連携知的財産アドバイザーにもその遵守を徹底させなければならない。本派遣期間の終了後においても同様とする。

(免責)

第10条 本協定に基づく産学連携知的財産アドバイザーの情報提供・助言等により甲に生じた損害については、乙及び独立行政法人工業所有権情報・研修館はその責を負わないものとする。

(産学連携知的財産アドバイザーの個人情報の保護)

第11条 乙が甲に提供することができる産学連携知的財産アドバイザーの個人情報は、あらかじめ甲に通知すべき事項のほか、当該産学連携知的財産アドバイザーの業務遂行能力に関する情報に限るものとする。ただし、利用目的を示して当該産学連携知的財産アドバイザーの同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りではない。
2 甲及び乙は、業務上知り得た産学連携知的財産アドバイザーの個人情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。本派遣期間の終了後においても同様とする。

(疑義の決定)

第12条 本協定書に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定書に定めのない事項について定める必要が生じたときは、その都度甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年4月 1日

甲 沖縄県中頭郡西原町千原1番地
国立大学法人琉球大学
学 長 大 城 肇



乙 東京都港区虎ノ門2丁目9番14号
一般社団法人 発明推進協会
副 会 長 中 嶋 誠



委託非常勤講師（地域連携推進機構）委嘱について

1. 委託非常勤講師委嘱・予定者

アンバーテック株式会社 社外取締役兼 COO

キリバジャパンクライアントサクセスマネージャー 土肥純門

2. 理由

地域連携推進機構（以下「機構」という。）は、琉球大学（以下「本学」という。）における地域連携、産学官連携及び生涯学習推進に関わる戦略を全学的かつ一体的な観点から確立し、地域社会における人材の育成、産業振興に貢献するとともに地域連携の諸活動を通して本学における教育研究活動の活性化を図ることを目的としている。

機構産学官連携部門（以下「部門」という。）のミッションにおいて、「民間機関等との共同研究、受託研究その他研究開発の支援に関すること」とあり、本学の研究シーズと地域ニーズ又は企業ニーズをマッチングし、産学官連携活動を支援することにより、地域振興・地域産業活性化に寄与するとともに本学における教育研究活動の活性化を図る必要がある。

本部門のミッションを遂行するためにはリエゾン機能の強化が必要であり、そのために外部有識者である土肥純門氏を委託非常勤講師として採用し、土肥氏がこれまで培った他国多業種とのコネクションと交渉能力を活かして、本学の企業連携と地域産業の活性化を図りたい。

3. 根拠規程

- ・国立大学法人琉球大学委託非常勤講師取扱要項（第2条第2号）

4. 委嘱期間

平成30年6月1日から平成31年度3月31日

履歴書

(当日資料にのみ掲載)

履歴書

(当日資料にのみ掲載)

職務経歴書

(当日資料にのみ掲載)

職務経歴書

(当日資料にのみ掲載)

職務経歴書

(当日資料にのみ掲載)

職務経歴書

(当日資料にのみ掲載)

職務経歴書

(当日資料にのみ掲載)

職務経歴書

(当日資料にのみ掲載)

職務経歴書

(当日資料にのみ掲載)

職務経歴書

(当日資料にのみ掲載)

職務経歴書

(当日資料にのみ掲載)

職務経歴書

(当日資料にのみ掲載)

国立大学法人琉球大学委託非常勤講師取扱要項

〔平成17年9月1日〕
制 定

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人琉球大学（以下「本学」という。）委託非常勤講師の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 「委託非常勤講師」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 国，地方公共団体及び独立行政法人等に所属する者で，本学からの非常勤講師委嘱依頼に対し，同人の属する機関の長等から無報酬を条件に承諾が得られた者
- (2) 前号に準ずると認められる者

(給与)

第3条 委託非常勤講師に対しては，給与等は支給しない。

(旅費)

第4条 委託非常勤講師に対しては，国立大学法人琉球大学非常勤職員人事規程第4条に規定する非常勤講師に準じて旅費を支給することができる。

(災害補償)

第5条 委託非常勤講師の本学における災害補償に対応するため，本学は傷害保険に加入するものとする。

(通知書)

第6条 委託非常勤講師に交付する通知書の通知内容欄の記載要領は，次のとおりとする。

委託非常勤講師（国立大学法人琉球大学〇〇学部）に委嘱する 委嘱の期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする
--

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか，委託非常勤講師に関し必要な事項は，学長が別に定める。

附 則

この要項は，平成17年9月1日から実施する。

1. 「地域におけるIoTの学び推進事業」に係る地域実証事業 実施計画書（提案書）等の提出について（様式1）	
2. 「地域におけるIoTの学び推進事業」に係る地域実証事業 実施計画書（様式2）	
0. 実施体制	1
1. 実施スケジュール	3
2. 実施計画	3
(1) 地域 ICT クラブの企画、構築支援	
<実証地域での地域 ICT クラブの組織化支援>	
1. 体制、2. サポーター、3. 参加児童等の募集	8
4. 地域 ICT クラブの形成など、5. メンター育成	9
6. ワークショップの実施	10
<活動計画・講座等の内容の企画>	
1. プログラミング等の ICT/IoT の学び	10
2. 活動目標	11
3. 障がい児等への施策	12
4. 社会人・高齢者と子どもたちの学び合い	13
5. 国内外の交流	13
(2) 地域 ICT クラブの活動に必要なリソースの確保	
<メンターの確保（募集・育成・派遣）>	13
<教材の確保>	14
<端末・通信環境の確保>	15
<会場の確保>	15
(3) 地域 ICT クラブの運営管理	
<講座の運用及び進捗の管理>	16
<実証地域内外での活動状況の周知・広報>	16
(4) 実証終了後の自走・普及に向けた構想	
<同地域で継続的に活動していくための支援体制の検証>	16
(5) 費用対効果	17
3. 実証事業実施計画書 概要（様式3）	18
4. 経費支出計画（様式4）	19
5. 構成団体の代表承認書（様式5）	20
6. 設立予定の協議会等に参加する意思があることを示す書類	40
7. （その他）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適業状況	61

琉大地連第36号
平成30年5月15日

総務省情報流通行政局情報流通振興課
情報活用支援室長 御中

協議会等の名称) 沖縄地域 ICT クラブ運営協議会

代表団体)

(代表団体名) 国立大学法人琉球大学
(住所) 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
(電話番号) 098-895-8997
(代表者) 役職名 学 長 大 城 肇



実施計画書の作成者)

(団体名・所属部署) 国立大学法人琉球大学地域連携推進機構
(住所) 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
(作成者氏名) 特命准教授 宮里 大八
(電話番号) 080-1720-3340
(E-mail) daiya@lab.u-ryukyu.ac.jp

「地域におけるIoTの学び推進事業」に係る地域実証事業 実施計画書(提案書)等の
提出について

「地域におけるIoTの学び推進事業」に係る地域実証事業 実施計画書(提案書)等
について、別添のとおり提出します。

「地域におけるIoTの学び推進事業」地域実証事業 実施計画書

0. 実施体制

協議会等の代表団体	
代表団体名	国立大学法人琉球大学
代表者名	国立大学法人琉球大学 学長 大城 肇
代表団体の形態	☐ 自治体 ☐ 民間企業 ☐ 特定非営利法人 ☒ その他（ 国立大学法人 ）
管理者・担当者	① 配置予定者名：宮里 大八（みやざと だいや） ② 所属・役職：琉球大学地域連携推進機構・特命准教授 ③ 担務の内容：事業を統括するプログラム・ディレクター ④ 特記事項を明記：1998年から小・中・高・特殊学校等のインターネット接続と活用の支援、地域のインターネット等の講習会やコンテスト等を実施する「親子ネット」事務局を担当した。離島やへき地などの巡回指導し、児童、生徒、教職員、保護者等を対象に地域の情報リテラシー向上を目指した活動を行った。
協議会等の組織	
沖縄地域ICTクラブ運営協議会	琉球大学（代表団体）【担当する業務の範囲・内容】 ・業務全体の企画調整、総括、進捗管理、講座内容の企画、 ・メンターの確保（募集・育成・派遣）、大学生への周知・案内、 ・教室の確保、ICT機材の提供 等 糸満市 【担当する業務の範囲・内容】 ・講座の会場の提供、実証地域内外での活動状況の周知・広報 等 沖縄市 【担当する業務の範囲・内容】 ・講座の会場の提供、実証地域内外での活動状況の周知・広報 等 那覇市 【担当する業務の範囲・内容】 ・講座の会場の提供、実証地域内外での活動状況の周知・広報 等 なんじょう産学官人材育成協議会 【担当する業務の範囲・内容】 ・講座の会場の提供、実証地域内外での活動状況の周知・広報 等 南風原町 【担当する業務の範囲・内容】 ・講座の会場の提供、実証地域内外での活動状況の周知・広報 等 沖縄セルラー電話株式会社 【担当する業務の範囲・内容】 ・端末・通信環境の確保 等 株式会社シーエーアドバンス【担当する業務の範囲・内容】 ・実証地域での地域ICT クラブの組織化支援、講座開催 ・教材の確保、端末・通信環境の確保 等 サイオンコミュニケーションズ株式会社【担当する業務の範囲・内容】 ・実証地域での地域ICT クラブの組織化支援、講座開催 ・教材の確保、端末・通信環境の確保 等 有限会社ティーダネットカンパニー【担当する業務の範囲・内容】 ・実証地域での地域ICT クラブの組織化支援、講座開催 ・教材の確保、端末・通信環境の確保 等 琉球ミライ株式会社【担当する業務の範囲・内容】 ・実証地域での地域ICT クラブの組織化支援、講座開催 ・教材の確保、端末・通信環境の確保 等

	デジラボおきなわ【担当する業務の範囲・内容】 ・実証地域での地域ICT クラブの組織化支援、講座開催 ・教材の確保、端末・通信環境の確保 等
	Coder Dojo Okinawa【担当する業務の範囲・内容】 ・実証地域での地域ICT クラブの組織化支援、講座開催 ・教材の確保、端末・通信環境の確保 等
	Coder Dojo Kadena【担当する業務の範囲・内容】 ・実証地域での地域ICT クラブの組織化支援、講座開催 ・教材の確保、端末・通信環境の確保 等
	プログラミング教室 ツクル【担当する業務の範囲・内容】 ・実証地域での地域ICT クラブの組織化支援、講座開催 ・教材の確保、端末・通信環境の確保 等
	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄【担当する業務の範囲・内容】 ・メンターの確保（募集・育成・派遣） ・大学生への周知・案内、教室の確保、ICT機材の提供 等
	一般社団法人沖縄STEM教育センター【担当する業務の範囲・内容】 ・メンターの確保（募集・育成・派遣） ・大学生への周知・案内、教室の確保、ICT機材の提供 等
	社会福祉法人楓葉の会【担当する業務の範囲・内容】 ・実証地域での地域ICT クラブの組織化支援 ・教室の確保、障がい者・発達障害者向けICT教育の実施 等
	株式会社アソシア【担当する業務の範囲・内容】 ・実証地域での地域ICT クラブの組織化支援 ・教室の確保、障がい者・発達障害者向けICT教育の実施 等
	一般社団法人キッズクラブ・カナカナ【担当する業務の範囲・内容】 ・実証地域での地域ICT クラブの組織化支援 ・教室の確保、生活困窮者・発達障害児向けICT教育の実施 等
	認定NPO法人侍学園 スクオーラ・今人 沖縄校 【担当する業務の範囲・内容】 ・実証地域での地域ICT クラブの組織化支援 ・教室の確保、ひきこもり等の若者向けICT教育の実施 等
	ケイスリー株式会社【担当する業務の範囲・内容】 ・同地域で継続的に活動していくための支援体制の検証 ・社会的インパクト評価による持続可能な事業の運営の検討 等

1. 実施スケジュール

	6～7月	8～9月	10～11月	12～1月	2～3月
協議会総会	★				★
運営会議※	★	★	★	★	
地域への事業周知、参加者募集	★				
拠点整備・機材調達	★				
指導者育成ワークショップ（WS）	★★	★ ★ ★	★ ★ ★		
地域ICTクラブ講座開催		★★★★	★	★ ★	★ ★
児童生徒成果発表会			★		
シンポジウム			★		
STEM教育シンポジウム			★		
海外STEM研修				★	
事業報告書・会計報告					★

2. 実施計画

＜実施計画概要＞

項目	内容
タイトル	沖縄型持続可能な地域ICT人材育成モデルの実証事業
実施地域	糸満市、浦添市、沖縄市、那覇市、南城市、嘉手納町、北谷町、南風原町、与那原町、読谷村
概要	沖縄では、地域を拠点とするICT教育の団体が組織化されておらず、2020年の教育改革に向けて現場の教職員や保護者も児童・生徒へのICT教育の指導に不安を抱えている。 その課題に向き合うため琉球大学が2020年の教育大改革を見据え、沖縄県内の中南部地域を活動拠点にプログラミング教育に取り組む民間団体を取り纏め「沖縄地域ICTクラブ運営協議会（仮称）」を立ち上げ、地域ICTクラブの組織化を図る。 インクルーシブ社会の実現に向けて、学童クラブ、社会福祉法人、認定NPO法人、民間企業と連携し、障がいの有無、所得等に関わりなくICT教育を受けられる環境を構築する。また、メンターとして、琉球大学の学生および、一般社団法人大学コンソーシアム沖縄の子どもの居場所学生ボランティアセンターを通して沖縄県内の全大学に対して募集し、「沖縄STEM教育センター」の各団体メンバーが育成する。さらに、琉球大学が持つサテライトキャンパスを活用し、沖縄県北部地域の過疎・へき地、離島・島嶼地域へのICT教育を展開していく。 沖縄STEM教育センター ①実証地域での地域ICTクラブの組織化支援 ④教材の確保 ⑤端末・通信環境の確保 沖縄県の中南部地域を活動拠点にSTEM教育等の「教育情報化の推進」に取り組む民間団体を取り纏め地域ICTクラブの組織化を図り、各団体が強みとしているプログラミング、ロボット、ドローン、AI等の教材を活用し、講座及びメンター育成を実施 ②活動計画・講座等の内容の企画 ③メンターの確保（募集・育成・派遣） ⑥講座の運用及び進捗の管理 事業全体の統括、コーディネートと琉球大学が取り組み、大学コンソーシアム沖縄と連携し、メンター候補となる学生を募集・育成・派遣を実施 ⑨同地域で継続的に活動していくための支援体制の検証 社会的インパクト評価による持続可能な事業の実証 ⑥会場の確保 ⑧実証地域内外での活動状況の周知・広報 市町村が持つ児童館、公民館等を公共施設を会場として確保し、自治体の広報誌やホームページ等による周知・広報、コミュニティラジオを活用した活動紹介を実施 ・インクルーシブ社会の実現 子どもの貧困等に取り組む学童クラブ、ひきこもり等の若者自立支援の認定NPO法人、障がい者支援を行う社会福祉法人及び民間企業と連携したICT教育の実施 ・サテライトキャンパスの活用 石垣島、宮古島、久米島、国頭村、大宜味村を結んだ遠隔ICT教育の実施
事業費	9,998 千円（税込み）

＜実証仮説＞

本事業を起点として沖縄県内の地域ICTクラブが持続可能なプラットフォームとして継続的に成長していくために必要となる方針について、3つの仮説を立てる。以下の仮説を実証していく事業を行う

仮説

1. 本事業により小さな子どもたちに楽しい学びの体験の機会を与えることにより、小中高大の子どもや若者がメンターとして成長し、地域課題に向き合い、地域課題に対して何らかの行動をはじめることにより、その成果を地域やマスメディアの力を借りて発信することで、地域社会における取組が地域にとって必要な取り組みである事の認知形成が高まる。
2. アジアとの地理的・精神的な近さ等の沖縄の優位性と、出身地の違いや年齢の差、障がいの有無を越えたダイバーシティの尊重やインクルーシブの精神を持つ「いちやりばちよーでー（一度会ったら皆兄弟）」の沖縄独自の社会性など、沖縄の強みや特色を存分に生かすため、障がい者や高齢者との協奏や国際交流を積極的に取り入れることにより、沖縄県が掲げる「東アジアの中心で国際情報通信ハブを形成 おきなわSmart Hub構想」に貢献する人材輩出につながる。
3. 継続した運営により地域に根づいている既存のICT人材育成の取り組みを行っている団体が持つ、ワークショップの展開ノウハウや教材・資材などの財産や協力企業からの寄贈PC等について、拠点間でシェア、オープン、リビルドを相互共有・補完する仕組みを本事業で構築し、新規ICTクラブの立ち上げリードタイムの短縮と、これまで点で構成されてきた個々の取り組みが、本事業により面として構成することにより、人材育成拠点の持続可能性と存在価値の向上につながる。

＜実施活動概要＞

	活動	概要
1	総 会	協議会加盟する団体及び個人が参加。年2回開催
2	運営会議※	ICTクラブ拠点代表者、メンター、協議会理事、関係自治体担当者
3	地域への事業 周知、 参加者募集	1) 連携する地元新聞2社の協力により事業の告知を行う。 2) 県庁記者クラブにて地域のICT学び拠点運営の取りまとめを行う協議会立ち上げの記者会見を行う。 3) 連携する自治体ごとに教育委員会を通じて対象となる全ての児童生徒にフライヤーを配布する。 4) 中小企業家同友会及び工業連合会、地域の業界団体企業と連携し、地域企業への周知を行う。 5) SNS広告を活用し、保護者レイヤーへの事業広告を展開する。 6) 地域ICTクラブ拠点ごとに、児童生徒・保護者・対象となる方々への事業説明会を開催する。
4	拠点整備・ 機材調達	地元企業との連携により、早急に環境整備を行う。特にPC配備については、償却済み中古機器等を活用できるよう、積極的に企業協力を募る。既存の地域活動拠点において多くの拠点で機材をシェアするための仕組みづくりを本事業で行う。新規導入機材については、管理保全の観点か

		ら一箇所保管を原則とし、WSの際に拠点間でシェアすることによりイニシャルコストの軽減を図る。
5	指導者育成WS	1. 琉球大学（教育学部・工学部） →学生へのメンター研修実施 2. 協議会 →メンター派遣コーディネーター機能 3. 各拠点で 既存拠点のメンターがオブザーバー・ファシリテーターとなり、大学生メンターと中高校生が学び合う。 中高生が指導スキルを身に着け→小学生との学び合う ※このような相互の学び合い連鎖を生み出す実証を本事業で取り組む
6	地域ICT クラブ 糸満市	『糸満市ICT人材育成連絡協議会』を設立し、各地域ICTクラブの活動の中核とし、情報交換、団体間連携の取組みなどを実施する。 拠点： 市内6中学校区内で募集し、4箇所の拠点を設ける。自治公民館や公共施設等を想定しているが、自治会がない地域でも地域ICTクラブの活動ができるよう民間施設も活用し、併せて民間施設が『知のコミュニティ形成』の場と成り得るかの検証を行う。 内容： （1）幼児（障がい児含む）：タブレットを用いた図形、英語及びMakey Makeyによるフルーツ・野菜や全身をつかう音楽遊び （2）小中学校の児童生徒（障がい児含む）：幼児対象WSのサポート スタッフScratch、ArduinoやNodeMCU、Micro:bit、RaspberryPIを活用WS、ドローン(DJI-Tello)やSpheroを用いた自律走行プログラミング体験、超音波距離センサーとマイコンプログラミングによる自律走行ロボットで迷路脱出チャレンジ、SlackとRaspberryPiでかんたんIoT体験 （3）高齢者（LINEで離れた家族でいつでもつながる居間づくり） （4）メンター育成（障がい児者含む小中高大学生） （5）地域課題解決ハッカソンで課題共有 「はたらくパパママ・高齢者をICTで助けよう。」 （6）児童生徒成果発表会（全体）でのプレゼンテーション 例年2月に開催される市教育委員会主催の『生涯学習フェスティバル』において、成果報告・発表を予定
7	地域ICT クラブ 与那原	拠点：沖縄女子短期大学 プログラミングクエスト 概要 スクラッチでのゲームプログラミングを動画で学べるサービス。 https://school.tsukurukids.com/ プログラミング教室 ツクル（アイウェアコンサルティング）提供。 基本的には子供達が見て、自主的に学べるような仕組みであることから、少ない指導者数でも実施することが可能であり、メンター育成が容易である。動画データを提供することにより、オフラインエディタでも可能である。

8	地域ICT クラブ 南城市	拠点：①南城市中央公民館 ②ゆかるっこ学童 (1) 幼児：タブレットを用いた図形、英語及びMakeyMakeyによる フルーツ・野菜や全身をつかう音楽遊び (2) 小中学校の児童生徒： Scratch、ArduinoやNodeMCU、MicroBit、RaspberryPi ドローン(DJI-Tello)やSpheroを用いた自律走行プログラミング 超音波距離センサーとマイコンプログラミングによる 自律走行ロボットで迷路脱出チャレンジ SlackとRaspberryPiでかんたんIoT体験 (3) メンター育成（障がい児者含む小中高大学生） (4) 地域課題ハッカソン（Web・IoT等々／夏休み中開催） 「はたらくパパママ・高齢者をICTで助けよう。」 (5) 児童生徒成果発表会（全体）でのプレゼンテーション
9	地域ICT クラブ 那覇市 浦添市	拠点：那覇市：牧志駅前ほしぞら公民館、繋多川公民館等 浦添市：浦添市産業支援センター・結の街等 (1) テクノロジーと世の中の繋がりを知る（単発：2～3時間/回） ↳Scratchを用いて一つの作品作りを通して、 プログラミングの基礎概念を学ぶ ↳作品をオリジナルに改造する ↳保護者/参加者の前でプレゼンテーション (2) テクノロジーと世の中の繋がりを知る （継続：2時間/回、計4～5日間開催） ↳Scratchを用いて一つの作品作りを通して、 プログラミングの基礎概念を学ぶ ↳身の回りのテクノロジーを探る（宿題&ワークショップ） ↳オリジナル作品開発 ↳保護者/参加者の前でプレゼンテーション
10	地域ICT クラブ 嘉手納町 読谷村	拠点：嘉手納町：嘉手納町マルチメディアセンター 会議室等 読谷村：読谷村地域振興センター 会議室等 内容： (1) Scratchを使ったプログラミング体験とプレゼンテーション (2) Micro:bitやRaspberryPiを使ったプログラミング体験と プレゼンテーション (3) ヘボコン（ワークショップと競技）
11	地域ICT クラブ 南風原町	拠点：南風原町：放課後児童クラブ キッズクラブカナカナ 侍学園スクオーラ今人 沖縄校 (1) 幼児：タブレットを用いた図形、英語及びMakeyMakeyによる フルーツ・野菜や全身をつかう音楽遊び (2) 小中学校の児童生徒： Scratch、ArduinoやNodeMCU、MicroBit、RaspberryPi

		ドローン(DJI-Tello)やSpheroを用いた自律走行プログラミング 超音波距離センサーとマイコンプログラミングによる 自律走行ロボットで迷路脱出チャレンジ SlackとRaspberryPiでかんたんIoT体験 (3) メンター育成(高校・高専生・大学生) (4) 地域課題ハッカソン(Web・IoT等々/夏休み開催) 「はたらくパパママ・高齢者をICTで助けよう。」 (5) 児童生徒成果発表会(全体)でのプレゼンテーション
12	地域ICT クラブ 沖縄市 北谷町	拠点：沖縄市：宮里児童センター、福祉就労支援施設 楓葉館 北谷町：アソシア社会人大学 (1) テクノロジーと世の中の繋がりを知る(単発：2～3時間/回) ↳Scratchを用いて一つの作品作りを通して、 プログラミングの基礎概念を学ぶ ↳作品をオリジナルに改造する ↳保護者/参加者の前でプレゼンテーション (2) テクノロジーと世の中の繋がりを知る (継続：2時間/回, 計4～5日間開催) ↳Scratchを用いて一つの作品作りを通して、 プログラミングの基礎概念を学ぶ ↳身の回りのテクノロジーを探す(宿題&ワークショップ) ↳オリジナル作品開発 ↳保護者/参加者の前でプレゼンテーション (3) 講師研修(6時間/回, 5日間開催) ↳研修ゴール：一人で授業を実施できるように
13	シンポジウム 児童生徒成果 発表会	STEM教育シンポジウム 会場：那覇市内 開場13:00～ (1) 幼児児童IT遊び体験ワークショップ ※ 保護者同席、中高大生が指導者 ・ゲーム制作体験(Scratch) ・ちびっこパイロット教習所(ドローン操作) (2) 一般親子ICT体験(プログラマブルロボット・ドローン) (3) 各地域ITCクラブ参加生徒の作品展示と説明 ・ゲーム(プログラミング) ・自動制御で家事をサポート ・宿題忘れさせない話すランドセル ・魚の”引き”をスマホにお知らせICT釣り竿 等々 (4) STEMプレゼンコンテスト(小中高大の生徒・学生による発表) (5) アジアにおけるICT人材育成の取り組み(現地の指導者を招聘) (6) パネルディスカッション (専門家、地域市民、教員、生徒・学生)
14	国際STEM 研修	STEMプレゼンコンテストにて入賞した者が参加する。
15	年度末手続き	事業報告書・会計報告、他

<実施計画>

(1) 地域ICTクラブの企画、構築支援

<実証地域での地域ICTクラブの組織化支援>

1. 体制

代表 団体	国立大学法人琉球大学	②活動計画・講座等の企画 ③メンター確保 (募集、育成、派遣) ⑦講座の運用及び進捗管理
協議 会等	沖縄地域ICTクラブ運営協議会	①実証地域での地域ICTクラブ の組織化支援 ⑤ 教材の確保 ⑥ 端末通信環境の確保
実施 地域	糸満市、浦添市、沖縄市、那覇市、南城市、 嘉手納町、北谷町、南風原町、与那原町、読谷村	⑥会場確保 ⑧実証地域内外での活動状況の 周知・広報
その 他	琉球大学サテライトキャンパス 地域NPO等(ひきこもり、障がい者支援、社会福祉 団体)	離島や僻地への遠隔ICT インクルーシブ社会実現

2. サポーター

地域の児童館、公民館の管理者と連携し地域ICTクラブ代表者が活動拠点の施設管理(開場・施錠を含む)を行う。

「まずは一緒に遊びながら体験しましょう」と幼児、児童生徒を引率する保護者、教師にもWSIに参加を促し、不安やハードル感を極力なくす基本方針でのぞむ。

3. 参加児童等の募集

- 1) 連携する地元新聞2社の協力により事業の告知を行う。
- 2) 県庁記者クラブにて地域のICT学び拠点運営の取りまとめを行う協議会立ち上げの記者会見を行う。
- 3) 連携する自治体ごとに教育委員会を通じて対象となる全ての児童生徒にフライヤーを配布する。
- 4) 中小企業家同友会及び工業連合会、地域の業界団体企業と連携し、地域企業への周知を行う。
- 5) SNS広告を活用し、保護者レイヤーへの事業広告を展開する。
- 6) 地域ICTクラブ拠点ごとに、児童生徒・保護者・対象となる方々への事業説明会を開催する。

4. 地域ICTクラブの形成など

通信環境	会員企業により拠点の通信インフラを整備。
機材	1. 既存の地域ICTクラブがこれまで保有・活用してきた機材や、本事業で導入する機材を拠点間で共用を促進するツールを構築する。 2. PCについては、既存拠点においては既に保有する機器を継続活用し、追加導入が必要な分や、新規設立する拠点への分は、協力企業による中古機材の寄贈機体で対応する。 3. Wi-Fiルーターなどの通信機材は本事業期間中において協議会に参加する地元通信会社の協力によって通信機器を無償貸与いただき、事業終了後に返還する。（通信費用は事業費で負担する。） 4. 機材の紛失や故障対応のため各拠点に保険加入する。
教材	1. 既存の地域ICTクラブがこれまで保有・活用してきた教材や、本事業で生み出されるワークショップマニュアルを拠点間で共用を促進するツールを構築する。 2. 他地区、他県の拠点との積極的な連携を構築し、既に確立されているワークショップの手法を積極的に取り入れる。 ※ 既に連携関係にある拠点：FabLab長野／信州大学教育学部 村松教授） CoderDojo Kashiwa ／主宰 宮島衣瑛 氏 ※継続的に連携先を拡張する努力を行う。

5. メンター育成

学生メンター	対象：大学生（琉球大学からスタートし、他学にも拡張調整する） 琉球大学教育学部と工学部が連携し、学内でメンター育成研修の基盤整備を行う。研修には専門家を派遣する。 研修内容 ・ 心得、必要な考え方と態度 x1.5hs ・ ファシリテーション x1.5hs ・ テクニカルスキル x 3hs x2 ※本事業期間の11月以降、次年度に参画する大学を拡大する取組を行う
地域メンター ・ 一般市民 ・ 小中高	既に技術や知見を持つ技術系就業者や、これまで既存拠点で受講し、ある程度の経験と実績を有するもの。教える側に興味を持つ者等を想定。意欲や興味関心のある一般市民の場合は、ハードル感を排除するために、現場で一緒に楽しみながらのハンズオンで緩やかにスキル習得を促す。
サポーター	小中生や児童を引率する保護者を想定。 各拠点で学生メンターによる指導を手助けする。

6. ワークショップの実施

次年度以降の本取組のサステナビリティを確保するために、出来る限り地域人材資源が中心となるワークショップ運営を実施する。初年度である事や新規運営者のスムーズな成功体験を確保するために運営サポート役として専門家を派遣する。

<活動計画・講座等の内容の企画>

1. プログラミング等のICT/IoTの学び

既存地域ICTクラブが有するノウハウや資料のシェアする取組	新規ICTクラブへ経験者や専門家が出張サポートを行う。指導マニュアルと共有ツールの充実および仕組み化し、各拠点マネージャー、メンターへのハンズオン講習会を実施する。
新たに参加する児童生徒にとって学びの参考となるロールモデルや参考事例の共有ツールを充実する取組	既存の地域ICTクラブにはIoTハックの取り組みなどで、これまで九州地区や全国大会に出場するなど活躍する生徒グループが多数いる。新規立ち上げICTクラブで、これらのロールモデルとなり得る者たちによる活動成果プレゼンテーションを実施し、好影響を期待する。 既存の地域ICTクラブで活躍する児童・生徒による作品発表動画をクラウドでアーカイブ化し、各拠点で共有する。
児童、生徒、社会人、高齢者、障がい者、健常者が一緒に地域課題に向き合う取組	沖縄における貧困、教育、自然環境、公共交通等の社会課題の解決に対して、学生メンターを中心にスキルアップや地域貢献の一つとして、地域に潜在するICT・IoTを使って取り組む。また、各地域ICTクラブとの横の連携を図り、サポーターと参加する児童・生徒のみならず、社会人や高齢者も同じテーマでPBL(プロジェクト・ベースド・ラーニング)型の一緒に学び合う。 それらの成果をSTEM教育シンポジウム(11月)で発表する。
障害の有無にかかわらず、デジタル機器を活用したインクルーシブ社会の創出に向けた学びの場を提供する取組	発育発達や障害の特性に応じたデジタル機器との接し方について、大学の研究者や発育発達支援を行う作業療法士の方々と連携する。また、個人情報や情報セキュリティ、AI倫理と道徳などについて、児童・生徒および保護者でもわかりやすく、ICT機器を活用して講座を提供する、 さらに、社会人・高齢者から実社会での知識・経験等を踏まえて、障害の有無や所得格差なども考慮にいた、インクルーシブ教育を取り入れた学びの場を創出する。 それらの成果をSTEM教育シンポジウム(11月)で発表する。

2. 活動目標

(1) 『地域ICTクラブ』という団体活動の地域における必要性を実証する。

- ① グループで課題を解決しようとする経験の必要性 ⇒ 集い力の形成
- ② 地域貢献を経験する必要性 (※現存するスポーツ少年団を上回る地域貢献活動)
⇒ 世代間のコミュニケーションスキルアップ
- ③ 地域課題解決の取り組み、報告発表などにより、活動の意義・重要性をPRする
⇒ 初年度に成果を見せ、地域における本活動の重要性・可能性の認知を高める。
公民館のインターネット環境整備とその費用負担を自治会に要請し次年度以降
の子どもたちの地域における活動を継続させる。
したがって本事業ではあくまでも簡便なモバイルWi-Fiルーターを導入する。
- ④ 共通目標の共有
⇒ コンテスト、競技大会、全国大会への積極果敢なチャレンジで向上心を育む。
⇒ 県予選大会開催などで、『沖縄代表』として派遣。
- ⑤ 会費制の同意形成
⇒ スポーツ少年団の会費相当で活動できる、ハード環境の整備・維持と
学習コンテンツの開発。

(2) 参加する子どもたちのインセンティブと目標設定

”STEMプレゼンコンテスト”の開催

11月に地域に向けて活動成果を発信するためのイベント「STEM教育シンポジウム」にて各地域ICTクラブでの活動を通して製作した作品、もしくは課題解決の成果についてプレゼンテーション形式での発表会を開催する。各拠点で高齢者や障がい者、母子家庭の保護者やADHDなどの特性を有する子どもとの交流から社会課題に向き合った、学生メンターも参加資格を有する。

- ・ ICTクラブ参加者部門
- ・ メンター部門

入賞者副賞 現在の案：国際STEM研修旅行へ招待（香港、深センの先進教育機関や実験都市におけるキャッシュレスやシェアエコノミー、省人化が普及するICT社会基盤を体験する。副賞については企業協賛を得て実施する。）

※帰国後に研修成果報告会への参加を義務付ける。

審査員

- ・ (株)スイッチエデュケーション 高須正和氏
- ・ 琉球大学教育学部 岡本准教授

(3) 楽しく創造性を伸長する機会をファシリテートする。(高度技術習得は付随効果)

※地域ICTクラブはあくまでも楽しく豊かに初期のICT体験の機会とし、子どもが主体的に次に学ぼうという気持ちになるように機会提供する事に全力を注ぐ事を目標とする。

活動のインセンティブ

活動に参加する子ども	学校では普段得ることのない学びと学び方で新しいことを習得。 成果発表会やコンテストにおいて表彰状発行→所属する学校の全体集会等において、校長先生から賞状代読、授与式を執り行う。 STEMプレゼンコンテスト（11月開催）入賞者は海外研修へ派遣。
参加する子どもを連れてくる保護者	ワークショップの子どもたちの笑顔や集中する眼差しを、その都度写真に残して、発表会でスライドショー上映する。 STEMプレゼンコンテスト（11月開催）で入賞すれば海外の先進地に、自分の子どもが派遣されることにより新たな刺激を受ける。
運営責任者・会場責任者 自治体関係者	子どもたちや保護者から感謝の手紙を送る。 （シンポジウムでのサプライズ）
自治体首長・教育長	新たな自治体予算の持ち出し無く地域の学び拠点が形成される。 子どもたちや保護者から感謝の手紙を送る。 シンポジウムでのあいさつ（祝辞）を行う。
メンターとして参加する 生徒・学生・市民	高校生・大学生等のメンター就任に際してインセンティブとなる 「地域貢献プログラムICT指導者認定証」を、ICTクラブ拠点の自治体ごとに自治体首長もしくは教育長名で発行する。メンターの所属校ごとに、伝達表彰及び進路調査書への追記する旨、事前共有を行う。 地域の多世代人材を想定するサポーター育成WSを複数回開催し、ICTリテラシーの向上をはかる。 STEMプレゼンコンテスト（11月開催）で入賞すれば海外に派遣される。大学生においては、別途学内で同様程度の証書発行。 ※ 特に学生においては進学で付加価値を持つことを教育機関の進路担当者に確認済み。 ※ キャリア教育講師認定制度で高校や自治体教育長と連携実績有。
地域IT企業従事者の派遣 に協力する地域IT企業	各自治体（もしくは担当課名）から感謝状を発行する。
サポーターとして参加する 地域市民	各自治体（もしくは担当課名）から感謝状を発行する。ただし、ひな型及び対象者氏名などの証書作成は事務局が行う。
協議会会員企業	子どもたちや保護者から感謝の手紙を送る。 シンポジウムでのあいさつ（祝辞）を行う。 事業報告書に企業名を記載する。

3. 障がい児等への施策

地域ICTクラブの各拠点のなかでも、南風原町では沖縄県内で最も積極的な「子どもの孤立（貧困）対策事業」を実施しており、子どもたちへの学習支援や居場所づくりを行っている。特に、町内の2か所の居場所で365日、切れ目のない支援を行い、子どもの健やかな成長を育んでいる。そのような中、発達障害や不登校・ひきこもりの児童・生徒に対して、ICTリテラシーやプログラミング教育に取り組み、子どもたちの自己肯定感を高める取り組みとして、本事業の地域ICTクラブの活動に期待を持っている。

沖縄市及び北谷町では、社会福祉法人及び株式会社がケアする身体障害者、精神障害、発達障害等の利用者に対して、就労移行支援・就労継続B型支援事業を実施し、清掃活動や木工製作などの作業を行っている。そのような利用者に対して、Web・IoT等のプログラミング教育を提供することにより、新たな可能性を見出し、利用者の社会参加及び自己実現を促していくことが期待されている。

4. 社会人・高齢者と子どもたちの学び合い

複数の市で実施するワークショップとして、「はたらくパパママ・高齢者をICTで助けよう。」と題して、地域課題ハッカソン（Web・IoT等々／夏休み中に開催）の開催を計画している。

単なるスキル習得でなく、地域社会の高齢者やシングルマザー、働く母親などの潜在的に課題や困窮を抱える人々との談話と交流を通して地域の課題に気づき、学んだICT技術等や関係する地域の大人たちとの協奏により、地域の社会課題を解決につなげていく取り組みを行う。参加する児童生徒に地域社会の激励や賞賛が集まることで、コミュニティの意識高揚につなげる。また良い事例が生まれれば、11月のシンポジウムにてSTEMプレゼンコンテストにおいても発信する。

5. 国内外の交流

(1) 11月のシンポジウムにおいて、アジアの指導者を招聘し、ICT人材育成先進地における人材育成の取り組みを紹介する。

(2) 国際STEM研修旅行へ招待

STEMプレゼンコンテストに入賞した者については、副賞として研修旅行に招待する。

(香港、深センの先進教育機関での交流や実験都市におけるキャッシュレスやシェアエコノミー、省人化が普及するICT社会基盤を体験する。副賞については企業協賛を得て実施する。)

※帰国後に研修成果報告会への参加を義務付ける。

※各拠点や所属学校にて執り行われるよう事前調整を行う。

(アジア圏内で、沖縄県からLCCの空路がある香港を候補とする。)

(2) 地域ICTクラブの活動に必要なリソースの確保

<メンターの確保(募集・育成・派遣)>

実証地域に在住する地域住民を対象としたメンター募集・育成

現状調査結果・・・事前の市民ヒアリングを通して以下のことが明確になった。

- ①本事業は未来を担う子どもたちにとって非常に重要な機会提供となる。
- ②ごく一般の多くの市民にとって、本事業に関わることは非常に苦手意識や不安を伴う。
- ③ICTやプログラミング、コンピュータなどに対しては学んでみたいと思う方も多い。

市民ヒアリングの結果から、未経験だが意欲・関心ある市民の方々の不安感を払拭するために、まずは楽しんでもらい、興味関心をもってもらうことが重要であると捉え、メンター確保については2段階のフェーズに分ける計画を立案した。

6月から 12月	1) 代表団体である琉球大学において、地域貢献プロジェクト活動と位置づけ、証書発行などの学生が関わるインセンティブ形成とメンター育成研修の機会設定を行う。 2) 琉球大学内でメンター研修を受けた学生と、各拠点の地元IT企業従事者でワークショップ合同研修会を各拠点で実施する。 3) 地域ICTクラブにて中高生を対象にワークショップを行う。 4) 大学生と地元IT企業従事者の監修（まとめ役）となり、シンポジウムの会場で、中高生のリードのもと、幼稚園、小学校の幼児児童を対象に遊びを通した体験的ワークショップを行う。シンポジウムの会場には関係者及び地域市民を多数招き、幼稚園、小学校の幼児児童が中・高・大学生のお兄さん、お姉さん（ナナメの関係）の指導のもと、楽しく遊びながら学ぶ姿を見て頂く。 5) シンポジウムにおいては事前に、「次年度に向けて指導する側（メンター）やサポート役に関わってみようという方を募集」する旨を告知し、パネルディスカッション等にてその役割は「専門性よりも一緒に楽しむことが重要」という位置づけを示し、専門性以上に地域貢献しようとする意欲や姿勢を求めているというメッセージを伝える。
1月以降	1) 前半のメンター確保の流れを踏襲し、かつ市民に声がけを行っていく。 2) 新規に関わる方々には、子どもたちと一緒にまずは体験することから始める。 3) より詳しく専門性を身に着けたいと意欲を持つメンターの育成には、各拠点の地域IT企業従事者や大学生により、その都度ゆるやかなハンズオン講習を行う。

＜教材の確保＞

1. これまで既に県内の一部で運用している共有ツールのブラッシュアップを行う。講座の難易度に準じた教材とクラウドを活用した教材共有及び複数の地域ICTクラブの協奏それぞれの地域拠点のメンターが必要に応じて運用できるよう、既存の地域ICTクラブが保有する教材やワークショップ資料をクラウドストレージ上で共有する。
2. 他県、他地域と連携し、クラウドを活用した教材の共有を行う。
3. Web会議システムを活用して、連携する他拠点のワークショップや、他県のICT拠点で開催されるワークショップに遠隔参加する場面設定を行う。

（遠隔WSの連携：FabLab長野／信州大学教育学部 村松教授

CoderDojo Kashiwa ／主宰 宮島衣瑛 氏）

＜端末・通信環境の確保＞

1. 地域にある既存の端末・通信環境の活用状況

新規立ち上げ地域ICTクラブ拠点のほとんどが公民館や児童館、学童となっているが、職員・管理者用の通信環境はあるものの、利用者（外部からの来訪者）向けには公開していない状況となっている。セキュリティの観点から同じ通信環境に相乗りする事は難しい。

本事業を活用して将来にわたって存続するように、通信環境を整備する必要がある。本事業においては協議会に参加する地元通信会社の協力によって通信機器を無償貸与いただくため、モバイルWi-Fiの整備を行い、通信費用だけの支出に留める。事業終了後は、本事業の有効性、地域ICTクラブの活動の重要性や拠点の必要性について地域における認知を高め、2019年度には、公民館運営費によって有線Wi-Fiインフラを整備いただく方向で交渉を進める。

2. 導入機材のネットワーク構成

ScratchをMicro:bitを始めとするクラウド型Webアプリケーションについては、指導者側で参加児童・生徒のアカウントや作業進捗、作品の一元管理を行う。

公民館や児童館においては、参加者上限数に対して必要な台数のWi-Fiモバイルルーターを他のワークショップ資材と同様に整備する。なおクライアント間のネットワークについては特段の構成は行わず教材や作品等はクラウドで管理・運用する。

3. 事業終了後の導入機材の管理体制

（１）拠点間で同級器材の共用を継続的に促進するための資材共有システムをブラッシュアップしていく。

（２）地元通信会社の協力によって無償貸与いただいた通信機器については、本事業終了後返還する。

＜会場の確保＞

連携する各市町村や企業の協力のもと、無償もしくはエアコン代程度の安価な価格の会場を使用する。

継続利用をしていくにあたっての課題のとしては、本事業に関わって理解のある市町村の担当者の人事異動等で、全く本事業を知らない担当者に変更が生じたとしても、継続的な利用を確保するために、本協議会と各市町村とで利用や人材配置などを明記した協定書、覚書の取り交わしを行う。

(3) 地域ICTクラブの運用管理

<講座の運用及び進捗の管理>

講座完了後のアンケートの実施方法及び内容の改善向上につなげる取りまとめの方法
講座終了後の参加者及び運営スタッフのアンケート回収を行う。

アンケートの回収方法

小学校児童	プリント記入
中高大学生	Webアンケートにて全拠点で
幼稚園児童・小学校低学年は 引率保護者に協力をいただく	一元共通化

なお、アンケート結果は年4回の運営委員会及び2回の総会にて確認し、運営や講座内容の改善、向上につなげていく。

<実証地域内外での活動状況の周知・広報>

周知広報

- 1) 県内2紙、ラジオ、テレビ等による地元マスメディアの協力による報道。
- 2) Web, SNSによる各拠点の実施状況の共有。
- 3) ワークショップにおける定型化、一般化できるものについて、指導手順書の公開やワークの様子を協議会Webに掲載し、また要求度に合致するレベルのものについては、総務省に提供し「未来の学びコンソーシアム」のポータルサイトに掲載する。
- 4) 11月に実施するSTEM教育シンポジウムにおける事業成果の発信には、協議会Webサイトだけでなく、各種メディアの協力を充実させ本事業の継続的発展につなげていく。

(4) 実証終了後の自走・普及に向けた構想

<同地域で継続的に活動していくための支援体制の検証>

1. 工業連合会や中小企業家同友会等の業界団体の協力を取り付け参加会員の増加により協議会体制の充実を図る。
2. 2018年度中に賛助会員、特別会員、会員それぞれの会費に関する規程を制定し、協議会の経済的安定化による取り組みの継続性を確保する。
3. 産学官の会員構成とする協議会を、未来の学びに必要な広範な取り組み課題について自由闊達に議論する場とし、多様性に基づく支援体制を構築する。
4. 島嶼地域であり外とのつながりが希薄になりがちな傾向にある沖縄やその教育の特性を鑑みて、参加児童生徒の保護者や自治体関係者が集まる機会設定を積極的に開催し、そ

の際にインターネットを活用したりリモート交流や相互の作品発表会をワークショップに取り入れ、他地域の動きについて各拠点地域における積極的な共有を図る。そういった成果発信と共有を元に、通信費用負担などの予算措置の必要な事案に対し、自治会、自治体、参加保護者間で調整を行う。

（なお、通信環境が未整備となっている糸満市の公民館に関しては、自治体と保護者が主となって地域公民館・自治会と調整する方向で既に了承を得ている。）

5. 社会的インパクト評価による持続可能な事業の検証を実施する。（詳細については、費用対効果にて述べる）

（５）費用対効果

本事業の社会包摂に関する地域におけるIoTの学びの活動が社会へ与える影響について、SROI（Social Return on Investment：社会投資収益率）という手法を用いて、その事業成果を定量的に把握し、貨幣価値に換算することにより、社会的インパクトの可視化を試みる。

SROI は、行政機関・企業・非営利組織等の活動に対して、財務的な価値のみでは測れない、社会的な価値を定量的に測る評価手法である。まず、活動に関与する利害関係者を明らかにし、利害関係者ごとのインプット（投入資源）、アウトプット（活動の結果）、アウトカム（アウトプットがもたらす変化）とそれぞれを評価する指標の設定及び評価を行う。

SROI 評価を行うにあたり、対象事業毎に投入される「インプット（資源）」「アクティビティ（活動）」「アウトプット」「アウトカム（短期・中間・長期）」の論理的な結びつきを描いたものであるロジックモデルを作成し、事業のアウトカムを整理する。

実証事業実施計画書 概要

(様式3)

協議会等名称 (代表団体名)	沖縄地域ICTクラブ運営協議会 (国立大学法人琉球大学)
実施地域	沖縄県糸満市、浦添市、沖縄市、那覇市、南城市、嘉手納町、北谷町、南風原町、与那原町、読谷村
実証概要	琉球大学が2020年の教育大改革を見据え、沖縄県内の中南部地域を活動拠点にプログラミング教育に取り組む民間団体を取り纏め「沖縄STEM教育センター」として地域ICTクラブの組織化を図る。 インクルーシブ社会の実現に向けて、学童クラブ、社会福祉法人、認定NPO法人、民間企業と連携し、障がいの有無、所得等に関わりなくICT教育を受けられる環境を構築する。 また、メンターとして、琉球大学の学生および、一般社団法人大学コンソーシアム沖縄の子どもの居場所学生ボランティアセンターを通して沖縄県内の全大学に対して募集し、「沖縄STEM教育センター」の各団体メンバーが育成する。さらに、琉球大学が持つサテライトキャンパスを活用し、沖縄県北部地域の過疎・へき地、離島・島嶼地域へのICT教育を展開していく。

沖縄STEM教育センター ①実証地域での地域ICTクラブの組織化支援

④教材の確保 ⑤端末・通信環境の確保

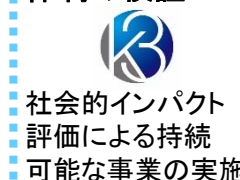


沖縄県の中南部地域を活動拠点にSTEM教育等の「教育情報化の推進」に取り組む民間団体を取り纏め地域ICTクラブの組織化を図り、各団体が強みとしているプログラミング、ロボット、ドローン、AI等の教材を活用し、講座及びメンター育成を実施

②活動計画・講座等の内容の企画 ③メンターの確保(募集・育成・派遣) ⑦講座の運用及び進捗の管理



⑨同地域で継続的に活動していくための支援体制の検証



⑥会場の確保 ⑧実証地域内外での活動状況の周知・広報

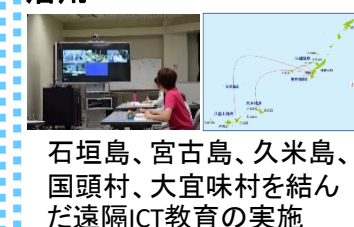


市町村が持つ児童館、公民館等を公共施設を会場として確保し、自治体の広報誌やホームページ等による周知・広報、コミュニティラジオを活用した活動紹介を実施

・インクルーシブ社会の実現



・サテライトキャンパスの活用



経費支出計画

(様式4)

協議会等名称(代表団体名) 沖縄地域ICTクラブ運営協議会(琉球大学)

(単位:円)

項目	積算内容	事業費	資料番号
I. 人件費		6,337,440	
1. 企画・管理		2,773,440	
統括PD	0 × 30 人日 × 1.08	0	
統括PM	30,000 × 60 人日 × 1.08	1,944,000	
総務・経理	8,000 × 80 回 × 1.08	691,200	
補助スタッフ(アルバイト)	6,400 × 20 回 × 1.08	138,240	
2. 講座設計～実施		2,948,400	
WS統括責任者	30,000 × 25 人日 × 1.08	810,000	
WSマネージャー	30,000 × 60 人日 × 1.08	1,944,000	
メンター育成責任者	0 × 5 人日 × 1.08	0	
メンター育成研修講師	15,000 × 12 回 × 1.08	194,400	
3. 成果発表会準備～実施		64,800	
成果発表会資料作成	30,000 × 2 人日 × 1.08	64,800	
4. 報告書作成		550,800	
報告書作成(各拠点WSMgr兼務)	30,000 × 8 人日 × 1.08	259,200	
子どもSTEM研修引率	30,000 × 6 人日 × 1.08	194,400	
5. 社会的インパクト事業評価		97,200	
持続可能な事業の評価業務	30,000 × 3 人日 × 1.08	97,200	
II. 物件費		3,662,360	
5 機器・教材等(購入、レンタル等)		1,412,640	
教材購入費	1,080,000 × 1 式 × 月 × 1.08	1,166,400	
教材リース(ドローン)	16,000 × 1 式 × 8 月 × 1.08	138,240	
通信環境整備	100,000 × 1 × 1.08	108,000	
6. 会場借料		86,400	
ホール使用料(シンポジウム)	80,000 × 1 式 × 1 回 × 1.08	86,400	
7. 通信費		21,600	
宅配送料	2,500 × 8 回 × 1.08	21,600	
8. 旅費		924,200	
交通費・駐車場	500 × 250 回	125,000	
国内STEM教育先進校招聘	100,000 × 1 人 × 1.08	108,000	
県外講師招聘	80,000 × 3 人 × 1.08	259,200	
海外STEM研修	80,000 × 5 人 × 1.08	432,000	
9. 消耗品費		426,960	
資料印刷費	80,000 × 1 式 × 1.08	86,400	
事務用消耗品	6,000 × 10 月 × 1.08	64,800	
教材消耗品	255,333 × 1 式 × 1.08	275,760	
10. その他費用		790,560	
レクリエーション保険	37,000 × 1 式 × 1.08	39,960	
レンタルサーバー	1,500 × 12 月 × 1.08	19,440	
eFAX(年間契約)	15,000 × 1.08	16,200	
フライヤーA4両面印刷6万部	112,000 × 1 式 × 1.08	120,960	
新聞への広告宣伝費(多色5段)	275,000 × 2 紙 × 1.08	594,000	
		9,999,800	



協議会
について

プラット
フォーム

プロデューサー人材
について

最新情報

イベント
情報

リンク集

お問合せ

会員募集
研究開発プラットフォーム届出

会員ログイン

協議会について

[TOP](#) » 協議会について

産学官連携協議会とは

農林水産省は、農林水産・食品分野に異分野の知識や技術を導入し、革新的な技術シーズを生み出すとともに、それらの技術シーズを事業化・商品化へと導き、国産農林水産物のバリューチェーンの形成に結びつける新たな産学連携研究の仕組みー「知」の集積と活用の中ーの構築に取り組んでいます。

近年、我が国の農林水産・食品産業は、本格的に知識産業化・情報産業化しつつあり、国民が真に豊かさを実感できる社会の構築に向けて、新しい産業モデルを創出し、「知」として世界に貢献できる時代が到来しています。「知」の集積と活用の中は、このような変化を踏まえ、異なる分野の新しい発想や技術を外部から取り込み、これまでにないスピード感をもって革新的な商品や事業等を生み出し、他者との協創を通じて、加速度的な市場形成を促進するオープンイノベーションの中を提供するものです。

このような認識に立ち、共に行動することを基本的な考え方として、平成28年4月21日、民間企業、生産者、大学、研究機関、非営利法人等の多様な関係者が集まり、「知」の集積と活用の中 産学官連携協議会が正式に発足しました。

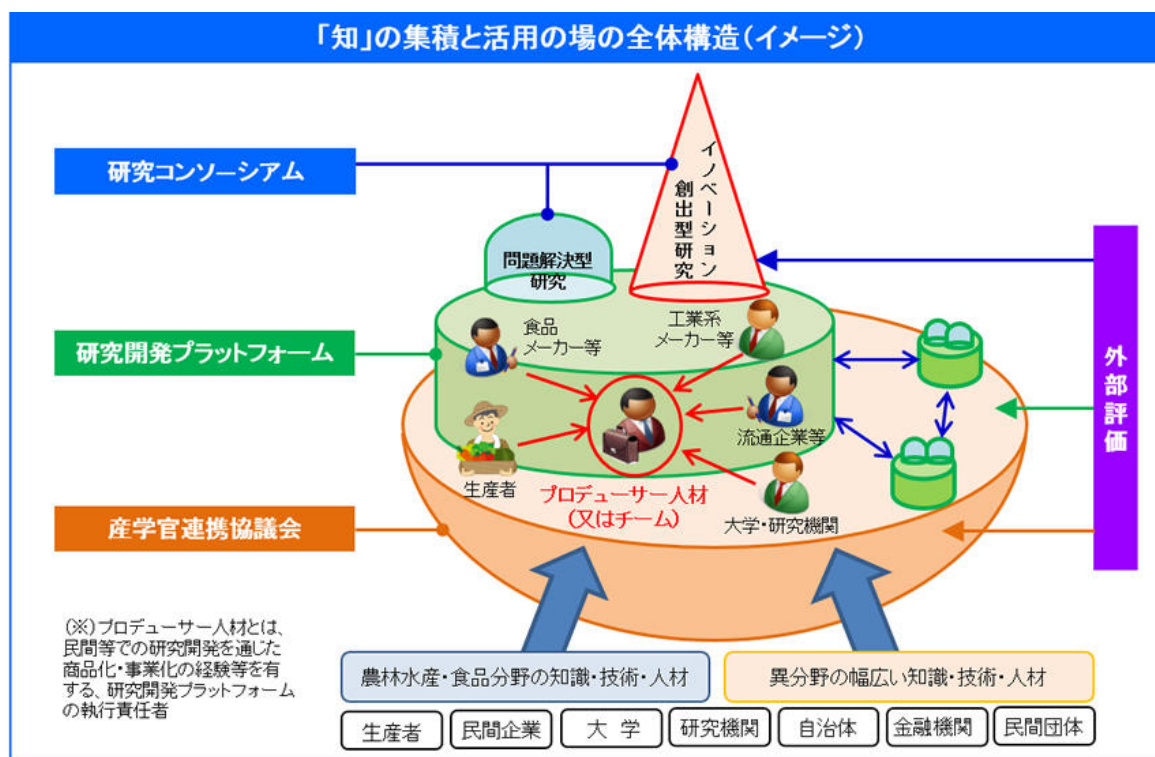
「知」の集積と活用の中の基本活動展開方針は次のとおりです。

[知の集積と活用の中の基本活動展開方針](#)

産学官連携協議会はこの方針の基礎的な推進母体として位置付けられます。

「知」の集積と活用場の3層構造

「知」の集積と活用場は、i. 産学官連携協議会、ii. 研究開発プラットフォーム、iii. 研究コンソーシアムの3層構造により構成されます。



i. 産学官連携協議会

産学官連携協議会では、農林水産・食品分野と他分野の幅広い組織・人材を会員として、会員の相互交流や生産現場から消費に至る様々な情報交換を通じ、共通の研究課題に取り組む研究開発プラットフォームの形成を促進する。

ii. 研究開発プラットフォーム

研究開発プラットフォームでは、一定の研究テーマに関する新たな研究開発に向けた戦略づくりを行う。

iii. 研究コンソーシアム

研究コンソーシアムでは、研究開発プラットフォームの戦略に基づいて、革新的な研究開発を行う。

「知」の集積と活用で推進する研究

既存の研究事業では実施できなかった、我が国の農林水産・食品産業の従来の常識を覆し、新産業の創出に繋がるような革新的な研究開発等を推進します。

当面推進すべき研究領域（テーマ）として次の6つを設定しています。

同時に、我が国農林水産・食品産業にイノベーションを創出するには、既存のアイデアだけに縛られず、従来の常識を覆す革新的な研究開発を推進していく必要があることから、次の6つの研究領域以外のものであっても、将来性の高い領域については、支援の対象として推進していくこととします。

- 日本食・食産業のグローバル展開
- 健康長寿社会の実現に向けた健康増進産業の創出
- 農林水産業の情報産業化と生産システムの革新
- 新たな生物系素材産業の創出
- 次世代水産増養殖業の創出
- 世界の種苗産業における日本イニシアチブの実現

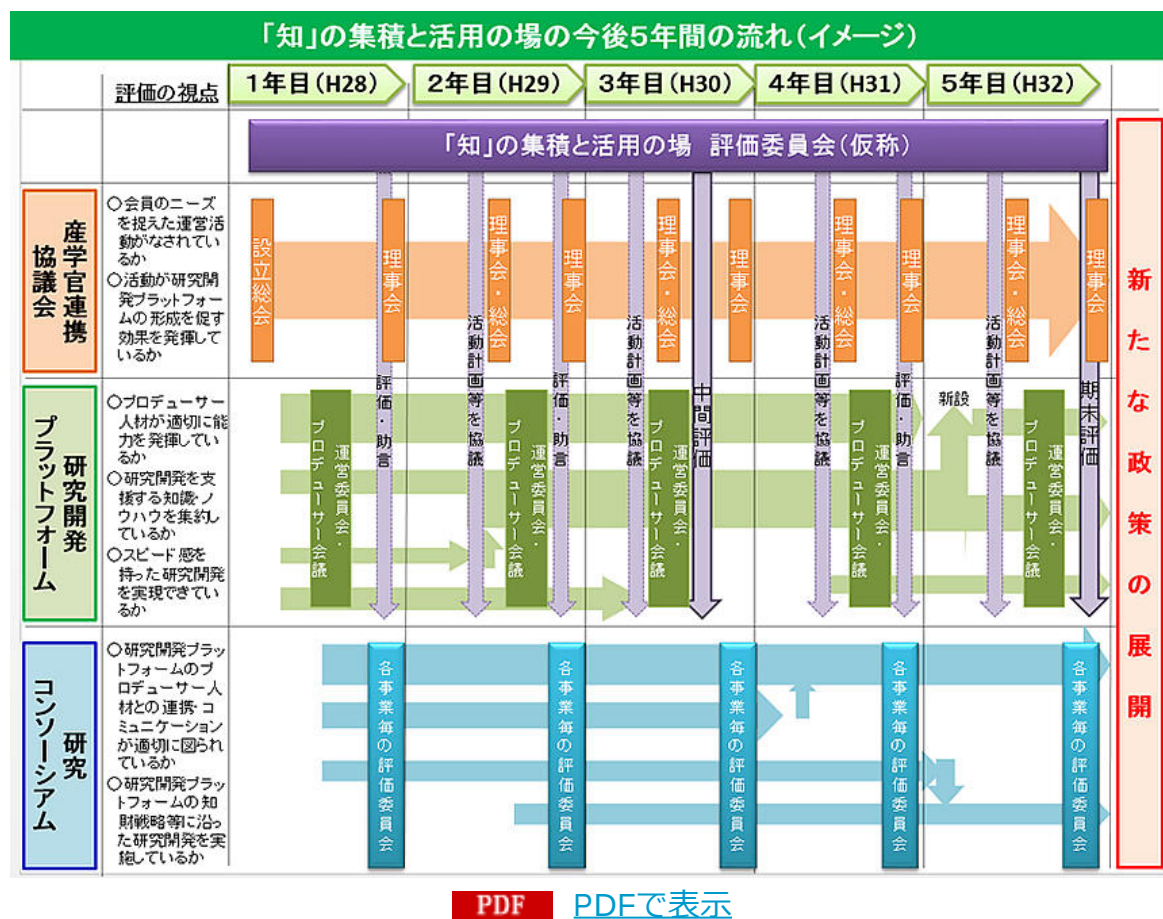
「知」の集積と活用場の今後5年間の展開方向

「知」の集積と活用場で、生産現場の問題解決と経営革新につながる技術開発を推進し、生産者の所得向上に貢献することを目指します。

また、オランダ（フードバレー）などの取組を踏まえ、継続的な評価と改善を行いつつ、5年、10年、15年という中長期的な視点で「知」の集積と活用場を育てていきます。

PDF [「知」の集積と活用場 展開方向パンフレット](#)

PDF [「知」の集積と活用場 展開方向パンフレット（英訳）](#)



ご挨拶

近年、農林水産・食品分野を取り巻く社会的・国際的な環境はダイナミックに変動しており、私たちのビジネスや暮らしに大きな影響を与えています。こうした状況に対応するため、オープンな議論により革新的な商品・事業を創出するための基盤を形成する取組みが、農林水産省の「「知」の集積と活用場」です。この取組みを通じ、生産者の所得増大、新たな需要の創出、地域産業の活性化、国際競争力の強化などを図り、国民生活の質の向上と真に豊かさを実感できる社会の構築に貢献することを目指しています。

「知」の集積と活用場の構築に当たっては、平成27年度より検討会が開催され、委員の方々、農林水産省、関係省庁、学識経験者の参加と協力を得て、我が国の農林水産・食品産業のさらなる発展を目指したイノベーション創生の仕組みづくりが熱心に議論されました。その結果、「産学官連携協議会」を母体に「研究開発プラットフォーム」を形成し、さらに「研究コンソーシアム（リサーチプロジェクト）」へ発展させていくという全体像が構想され、平成28年度には協議会を正式発足させ、こうした活動を本格始動させていく運びとなりました。

「知」の集積と活用場 産学官連携協議会が当面推進する研究領域としては、「農林水産

研究計画」から次の6テーマを掲げております。

1. 日本食・食産業のグローバル展開
2. 健康長寿社会の実現に向けた健康増進産業の創出
3. 農林水産業の情報産業化と生産システムの革新
4. 新たな生物系素材産業の創出
5. 次世代水産増養殖業の創出
6. 世界の種苗産業における日本イニシアチブの実現

もちろん、討議対象がこれら6テーマに限定されるものではありません。農林水産・食品産業に関わる企業はもとより、情報通信業、ロボットメーカー、生産資材を供給する化学メーカーや流通・小売業等に至るありとあらゆる業種が参画することにより、各企業が研究課題に応じて、技術シーズ等の提供、市場動向の情報提供、ビジネスモデルの提案、人材・資金の提供の役割を果たすことが期待されています。

日本の農業を取り巻く環境は【農政新時代】とも言うべき新たなステージを迎えています。夢と希望の持てる【農政新時代】は、新しいイノベーションを起こすことから始まるものと信じます。そのためには、農林水産・食品産業の知識産業化・情報産業化を加速させ、異なる分野の新しい発想や技術を外部から取り込み、これまでにないスピード感をもった取り組みを実践していかなければなりません。

この「知」の集積と活用を、自由闊達な討議のためのネットワーク形成、或いは研究開発プラットフォームの形成に至るニーズとシーズの出会いの場として活用していただければと思います。皆様の英知を結集して我が国の農林水産、食品産業の更なる発展を目指しましょう。

平成28年6月1日

「知」の集積と活用を、産学官連携協議会

会 長 姥貝 卓美
副会長 川村 邦明
副会長 丹下 健
副会長 瀬戸 政宏



規約・名簿等

[PDF 産学官連携協議会役員名簿](#)

[PDF 産学官連携協議会規約](#)

[PDF 産学官連携協議会会員規則](#)

[PDF 産学官連携協議会組織規則](#)

[PDF 産学官連携協議会後援規則](#)

[PDF 産学官連携協議会理事会会則](#)

[PDF 産学官連携協議会運営委員会委員](#)

[PDF 産学官連携協議会運営委員会会則](#)

[PDF 産学官連携協議会契約・知財WG 委員名簿](#)

[PDF 産学官連携協議会契約・知財WG 設置要領](#)

[PDF 法人・団体会員・特別会員名簿（業種別）](#)

[PDF 法人・団体会員・特別会員名簿（都道府県別）](#)

※個人会員の名簿は公開しておりません。

知の集積と活用の中 産学官連携協議会とは異なる分野の新しい発想や技術を外部から取り込みスピード感をもって革新的な商品や事業等を生み出し、他者との協創を通じて加速度的な市場形成を促進するオープンイノベーションの中を提供するものです。知の集積と活用の中 産学官連携協議会では知の集積と活用の中3層構造、推進する研究、今後5年間の展開方向など今後の拡大が期待できる有益な方針の元に知の集積と活用の中の活性化を図ります。

入 会 申 込 書

（私・当法人・当団体） _____ は、「知」の集積と活用の中 産学官連携協議会「Society5.0 におけるファームコンプレックス研究開発プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という）の趣旨及び目的に賛同し、プラットフォームの規則を遵守するとともに、その事業運営に主体的に協力することを条件に、以下の会員として入会することを申し込みます。

- 【 】（１）一般会員
 法人のうち前号で規定される者
- 【 】（２）学識会員
 学識経験を有する個人
- 【 】（３）賛助会員
 官公庁又は非営利の法人若しくは団体に所属する者

（※ 該当欄に○を入れてください。）

年 月 日

【 住 所 】 _____

【法人・団体名】 _____

【 職 位 】 _____

【 氏 名 】 _____ 印

「知」の集積と活用の中 産学官連携協議会 法人・団体会員及び特別会員名簿(業種別)

平成30年2月15日現在

	法人名		法人名
1321	立命館大学	1359	茨城県農業総合センター
1322	琉球大学 農学部	1360	岩手県農業研究センター
1323	龍谷大学	1361	岩手県林業技術センター
1324	和歌山県立医科大学	1362	(公財)岩手生物工学研究センター
1325	早稲田大学 持続型食・農・バイオ研究所	1363	愛媛県農林水産研究所
1326	早稲田大学 ナノ・ライフ創新研究機構	1364	大分県産業科学技術センター
学会(4)		1365	大分県農林水産研究指導センター
1327	NPO法人 産学連携学会	1366	(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所
1328	(一社)日本アロマセラピー学会	1367	岡山県農林水産総合センター
1329	日本学術振興会 産学協力第178委員会	1368	沖縄県農業研究センター
1330	(公社)日本農芸化学会	1369	香川県森林センター
TLO等(8)		1370	香川県水産試験場
1331	(株)鹿児島TLO	1371	香川県農業試験場
1332	(株)キャンパスクリエイト	1372	神奈川県産業技術総合研究所
1333	(株)産学連携機構九州(九大TLO)	1373	神奈川県水産技術センター
1334	(株)信州TLO	1374	神奈川県畜産技術センター
1335	(株)テクノネットワーク四国	1375	神奈川県農業技術センター
1336	(株)東北テクノアーチ	1376	岐阜県産業技術センター
1337	(株)三重ティーエルオー	1377	岐阜県森林研究所
1338	よこはまティーエルオー(株)	1378	岐阜県畜産研究所
国立研究機関等(15)		1379	岐阜県農業技術センター
1339	(国研)医薬基盤・健康・栄養研究所	1380	岐阜市民病院 認知症疾患医療センター
1340	(国研)国際農林水産業研究センター	1381	京都府農林水産技術センター
1341	(独)家畜改良センター	1382	熊本県水産研究センター
1342	(国研)国立環境研究所	1383	群馬県水産試験場
1343	(国研)国立がん研究センター	1384	群馬県林業試験場
1344	(国研)国立精神・神経医療研究センター	1385	高知県立森林技術センター
1345	(国研)産業技術総合研究所	1386	埼玉県環境科学国際センター
1346	(国研)森林研究・整備機構	1387	滋賀県農業技術振興センター
1347	(国研)水産研究・教育機構	1388	静岡県畜産技術研究所
1348	(国研)農業・食品産業技術総合研究機構	1389	静岡県農林技術研究所
1349	(独)農林水産消費安全技術センター	1390	千葉県畜産総合研究センター
1350	(国研)防災科学技術研究所 気象災害軽減イノベーションセンター	1391	千葉県農林総合研究センター
1351	(国研)理化学研究所 環境資源科学研究センター	1392	(公財)東京都医学総合研究所
1352	(国研)理化学研究所 光量子工学研究領域	1393	東京都農林水産振興財団東京都農林総合研究センター
1353	(国研)理化学研究所 統合生命医科学研究センター	1394	徳島県立工業技術センター
公設試験場等(82)		1395	徳島県立農林水産総合技術支援センター
1354	愛知県水産試験場	1396	栃木県水産試験場
1355	愛知県森林・林業技術センター	1397	栃木県畜産酪農研究センター
1356	青森県産業技術センター	1398	栃木県農業試験場
1357	厚岸町カキ種苗センター	1399	鳥取県栽培漁業センター
1358	石川県農林総合研究センター	1400	富山県農林水産総合技術センター

【制 定 日】2016年6月9日

【改 定 履 歴】2016年6月30日

2017年4月1日

2017年7月4日

第1章 総則

（名称）

第1条 この規則が対象とする組織は、「知」の集積と活用の中 Society5.0 におけるファームコンプレックス研究開発プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という）と称する。

（趣旨及び目的）

第2条 プラットフォームは、農林水産・食品分野の産学連携の仕組みである「知」の集積と活用の中産学官連携協議会（以下「協議会」という）のもとに設置され、協議会の取り組みの基盤のひとつとして、産学及び異分野の組織・人材交流と第11条に定めるコンソーシアムの形成、運営管理を通じて、施設型第一次産業システムにおけるイノベーション創出をめざす。

2. プラットフォームは、協議会を通じ、協議会のもとに形成された他の研究開発プラットフォームとの間で、適宜情報交換又は人材交流等を行い、前項の目的の達成につなげる。

（事業内容）

第3条 プラットフォームは前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）施設型第一次産業システムにおける研究戦略及び知財戦略の策定
- （2）前号の戦略を実現するためのコンソーシアムの形成と運営管理
- （3）施設型第一次産業システムにおけるビジネスモデルの策定
- （4）コンソーシアムで得られた研究成果等の情報発信
- （5）新規会員の勧誘
- （6）その他プラットフォームの目的を達成とするため必要な事業

第2章 会員

（入会）

第4条 協議会会員のうちプラットフォームの会員として入会しようとする者は、入会申込書を第24条にさだめる事務局あてに提出し、第16条にさだめるプロデューサーチーム会議の承認を得るものとする。

（退会）

第5条 プラットフォームを退会しようとする会員は、退会届を事務局あてに提出し任意に退会することができる。

(会員資格)

第6条 プラットフォームの会員は第2条にさだめる趣旨及び目的に賛同して入会した、次の各号に掲げる法人、団体又は個人とする。なお、プラットフォームの会員として有する権利又は地位の全部又は一部を第三者に譲渡することはできない。

(1) 幹事会員

会員のうち、特にプロデューサーチーム会議において認められた者

(2) 一般会員

法人のうち前号で規定される会員以外の者

(3) 学識会員

学識経験を有する個人

(4) 賛助会員

官公庁又は非営利の法人若しくは団体に所属する者のうち、第1号で規定される会員以外の者

(会員の権利義務)

第7条 会員は第3条にさだめる事業に参加する権利を有する。

2. 会員は、次の各号の義務を負う。

(1) プラットフォームの目的を達成するため、第3条でさだめる事業への協力

(2) 本規則その他プラットフォーム運営に係る諸規定、ルール等の遵守

(除名)

第8条 会員は、以下の各号の一に該当する行為を成したときには、又はプロデューサーチーム会議の承認により、除名される。

(1) 前条第2項の遵守義務に違反したとき

(2) プラットフォームの名誉を傷つけ、又はその目的に反する行為を成したとき

(3) その他、除名に値する正当な理由があるとき

(資格喪失)

第9条 会員は、協議会会員の資格を喪失したとき、又は第5条並びに第8条の場合のほか、会員が死亡若しくは失踪宣告を受け、又は法人においては解散したときは、会員の資格を喪失する。

第3章 体制

(プラットフォーム体制)

第10条 プラットフォームの組織体制は別紙1の通りとする。

(研究コンソーシアム)

第11条 プラットフォームには、プラットフォームの戦略に基づいて個別の研究テーマをさだめ、専門的技術、アイデアを持ち寄り、Society5.0におけるファームコンプレックスの研究開発を行うグループとして、会員をメンバーとした単独又は複数の研究コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という）を置くことができる。

2. コンソーシアムには、必要に応じ研究テーマを担う単独又は複数の研究チームを設置することがで

きる。

(プロデューサー)

第 12 条 プラットフォームには、幹事会員の中から選ばれた 1 名のプロデューサーを置く。

(プロデューサーの職務)

第 13 条 プロデューサーは以下の各号の役割を担う。

- (1) 施設型第一次産業システムにおける事業化・商品化を推進するため必要となるシーズ及びニーズの発掘
- (2) 関係者間の利害関係の調整
- (3) コンソーシアムの研究開発費調達
- (4) コンソーシアムの進捗管理の統括

(プロデューサーの選任)

第 14 条 プロデューサーは、幹事会員の中から選出されたプロデューサー候補 1 名について、協議会の承認を得ることにより、選任される。

2. 第 17 条にさだめるプロデューサーの任期が満了したとき、又は第 18 条のさだめによりプロデューサーが解任されたときには、プロデューサーチーム会議において幹事会員の中から 1 名のプロデューサー候補を選出し、当該候補者について、協議会の承認を得ることによって、新たにプロデューサーが選任される。

(リーダー)

第 15 条 リーダーは、コンソーシアム内の研究チームの運営及び管理並びに他の研究チーム又は他のコンソーシアムとの連携を通じ、当該研究チームを主導する役割を担う。

2. リーダーは、プロデューサーが、幹事会員又は学識会員の中からリーダー候補者を選出し、プロデューサーチーム会議の承認を得て選任される。

(プロデューサーチーム会議)

第 16 条 プラットフォームには、プロデューサー及びリーダー全員で構成されるプロデューサーチーム会議を設置し、プラットフォーム運営に係る以下の各号にさだめる重要事項の審議を行う。

- (1) 本規則の改廃
 - (2) 事業計画並びに収支予算及び決算の承認
 - (3) プロデューサー候補者の選出
 - (4) リーダーの選任及び解任
 - (5) 幹事会員の認定
 - (6) プラットフォームの解散
 - (7) その他プラットフォームの運営に関し重要な事項
2. プロデューサーチーム会議は、議長の招集により適宜開催するものとし、議長はプロデューサーが務めるものとする。議長に事故あるときには、あらかじめリーダーの中から選定した暫定議長が務めるものとする。
 3. 各審議事項は、プロデューサーチーム会議で審議を受けて議長がこれを決定する。
 4. プロデューサーチーム会議メンバーが事前に了解した場合、審議を書面により実施することができる。

- ５．プロデューサーチーム会議は、適宜、専門的又は個別的な課題に関する諮問機関として、プロデューサーチーム会議が選任した会員で構成される単独又は複数の「ワーキング会議」を設置することができる。

（プロデューサー及びリーダーの任期）

第 17 条 プロデューサー及びリーダーの任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

（プロデューサー又はリーダーの解任）

第 18 条 プロデューサー又はリーダーが次の各号のいずれかに該当するときは、プロデューサーについては、プロデューサーチーム会議を通じ、協議会の承認を得たとき、又、リーダーについては、プロデューサーチーム会議の決定をもって、それぞれ解任することができる。

- （１）本規則に違反又は目的に反する行為をしたと認められるとき
- （２）病気療養等の理由で長期にプラットフォームのプロデューサー又はリーダーとしての責務が果たせないと認められるとき
- （３）その他プラットフォームのプロデューサー又はリーダーとしてふさわしくない正当な理由がある場合

（報酬）

第 19 条 プロデューサー又はリーダーの報酬は無報酬とする。

（事業年度）

第 20 条 プラットフォームの事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（委任）

第 21 条 本規則にさだめるもののほか、プラットフォームの運営に必要な事項は、プロデューサーチーム会議の決議を経て、プロデューサーが別にさだめる。

第 4 章 運営

（会費）

第 22 条 会員は、プロデューサーチーム会議でさだめた会費を負担する。ただし、設立から当面の間は会費の徴収は行わないものとする。

（費用負担）

第 23 条 プラットフォームの活動に係る費用は、特段の場合を除き、原則、当該費用が発生する活動を行った会員が個別で負担する。ただし、事業の進展やその内容に応じて必要となった特段の費用については、事務局に申請の上、プロデューサーチーム会議の承認を得た上でこれを支弁する。

（事務局）

第 24 条 プラットフォームの事務局を、以下の所在地に置く。

東京都千代田区丸の内一丁目 1 - 1

三菱ケミカル研究開発戦略部内

- ２．事務局は、プラットフォーム運営に係る、総務、庶務全般の業務を行う。

（知的財産の取扱い）

第 25 条 プラットフォームにおけるコンソーシアムで得られた知的財産の取扱いについては別途協議し、プラ

ットフォーム設立より1年以内を目処に定める。

(秘密保持義務)

第26条 会員は、プラットフォームの活動に際し取り扱う秘密情報に関し、別途プラットフォームに差し入れる「秘密保持誓約」に従い、これを取扱う（別紙2）。

第5章 附則

(設立)

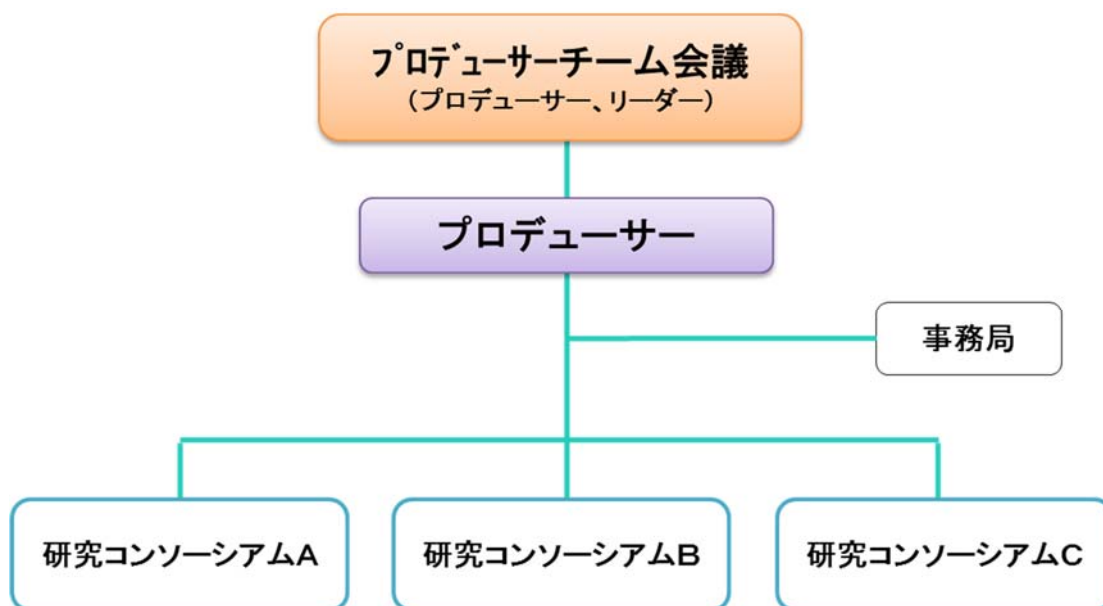
第27条 設立時の会員は、別紙3の通りとする。また、プラットフォーム設立初年度の事業年度は当該設立日から2017年3月31日までとする。

(設立総会)

第28条 プラットフォームの設立に先立ち前条に定める会員により設立総会を開催する。

2. 設立総会の議長はプラットフォームの事務局が設置される予定の三菱ケミカル株式会社がこれにあたる。
3. 設立総会において、以下の各号に定める事項について審議し、決定する。
 - (1) 本規則の制定
 - (2) 幹事会社の承認
 - (3) プロデューサーの選任
 - (4) リーダーの選任
 - (5) プロデューサーチーム会議の設置
 - (6) その他プラットフォームが設立・運営に関し重要な事項
4. 設立総会は、前条に定める会員の全員の出席をもって成立し、出席者の全員の賛成によって決議するものとする。

以 上



「知」の集積と活用の中

Society5.0 におけるファームコンプレックス研究開発プラットフォーム 御中

秘密保持誓約書

「知」の集積と活用の中 Society5.0 におけるファームコンプレックス研究開発プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という）の会員である_____は、プラットフォームの趣旨に賛同し、プラットフォームの事業（以下「本事業」という）において、会員相互間において開示される情報等の秘密保持に関し、以下のとおり誓約（以下「本誓約」という）いたします。

第1条（定義）

1. 本誓約において、「開示者」とは本事業の遂行を通じ次項に定める秘密情報を開示した当事者を、「受領者」とは当該秘密情報を受領したものをいいます。
2. 本誓約において、「秘密情報」とは、本検討を通じ他の会員から開示され又は知り得た、全ての業務上・技術上の情報、本事業の内容、遂行過程、及びその結果を総称したものであって、以下の各号のいずれかに該当するものをいいます。
 - ① 開示方法が書面又は磁気ディスク等の記録媒体による場合は、当該書面等の媒体に「秘密」の旨の表示があるもの
 - ② 開示方法がFAX、電子メール等の通信手段若しくは電子ネットワークによる提供である場合、又は電磁的ファイルによる提供の場合には、当該情報を表示又はプリントアウトした際に「秘密」の旨の表示があるもの
 - ③ 試作品、サンプル等物品の場合は、その物品又はその包装・容器に「秘密」の旨の表示があるもの
 - ④ 口頭、視覚表示等の無形の手段によって開示する場合には、開示の際に「秘密」である旨を告げ、開示後30日以内に文書化し、これに開示の日時、場所及び開示、且つ「秘密」である旨の表示をなし、受領者側と取り交わしたものを。
3. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報であることを証明できるものは、秘密情報から除きます。
 - ① 開示され又は知得したときに公知又は公用であったもの
 - ② 開示され又は知得したときに既に自己が保有していたもの
 - ③ 開示され又は知得した後、自己の責によらずして公知又は公用となったもの
 - ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
 - ⑤ 開示され又は知得した後、秘密情報によらずして独自に開発・取得したもの

第2条（秘密保持）

私は、秘密情報を厳に秘密として保持し、開示者の事前の書面による承諾なしに第三者（開示者及

び受領者を除く他の会員を含む）へ開示又は漏洩いたしません。

第3条（目的外使用の禁止）

私は、秘密情報を本事業遂行以外の目的に使用いたしません。

第4条（情報の管理等）

私は、秘密情報を含む全ての情報媒体及びサンプル等に対し、厳重かつ適正な管理を施します。

第5条（複製等の禁止）

1. 私は、秘密情報を、本事業を遂行するために最低限必要な部数を超えて複製、複写いたしません。なお、当該複製、複写物は秘密情報として取り扱います。
2. 私は、事前の開示者の書面による承諾なしに、秘密情報に該当するサンプル等を分析し、またリバースエンジニアリングいたしません。

第6条（情報の返却等）

私は、プラットフォーム又は開示者から請求がなされたとき又は本事業の終了後遅滞なく、開示者から開示、提供された秘密情報を含む情報媒体（その複製、複写物を含む）及びサンプル等を、プラットフォーム又は開示者の指示に従い、開示者に返却又は物理的に復元不可能な方法で滅却若しくはデータ消去いたします。

第7条（事故の報告）

私は、秘密情報の漏洩若しくは目的外使用の事故が生じるおそれがある場合、又は生じた場合には、直ちにその旨をプラットフォームへ報告し、プラットフォームと協力して対処いたします。

第8条（損害賠償）

私が本誓約に違背し、プラットフォーム及び／又は開示者に損害を生じさせた場合は、私はプラットフォーム及び／又は開示者に対しその損害について賠償いたします。

第9条（不保証）

1. 私は、本誓約のいかなる規定も、会員相互に何らの秘密情報の開示義務を課すものではないことを理解します。
2. 私は、本誓約に明示的に規定されているほかは、本誓約に基づく秘密情報について何らの権利も受領者に許諾するものではなく、また、受領者に対して更なる契約の締結を義務付けることはありません。
3. 私は、開示を受けた秘密情報について、明示的又は黙示的であるとを問わず、その正確性、有益性、特定目的への適合性、その他一切保証されていないことを理解します。

第10条（権利義務の譲渡等の禁止）

私は、事前の書面によるプラットフォームの承諾を得ることなく、本誓約より生じた権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継しません。

第11条（有効期間）

1. 本誓約は、誓約差入れの日から、私がプラットフォーム解散までに会員資格を喪失した如何にかかわらず、プラットフォーム解散のときまで有効に存続します。
2. 前項の有効期間終了後といえども、第2条から第5条までの規定はさらに5年間、第6条から第9条までの規定は各々の対象事由が消滅するまで、なお有効に存続するものとします。

第12条（協議）

本誓約にさだめのない事項又は解釈について疑義が生じた事項については、その都度プラットフォームを通じ、個別協議又はプロデューサーチーム会議の審議等の手続きを行い、これを決定します。

以上の事項を誓約し、本誓約書 1 通に記名捺印のうえ、プラットフォームへ差し入れるものとし、私はその写しを 1 通保有いたします。

年 月 日

【住所】 _____

【氏名】 _____ 印

赤字部分と、[当社・当団体]の不要部分は削除してください。

＜プラットフォーム法人、団体用＞

「知」の集積と活用の中

Society5.0 におけるファームコンプレックス研究開発プラットフォーム 御中

秘密保持誓約書

「知」の集積と活用の中 Society5.0 におけるファームコンプレックス研究開発プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という）の会員である〇〇〇〇〇は、プラットフォームの趣旨に賛同し、プラットフォームの事業（以下「本事業」という）において、会員相互間において開示される情報等の秘密保持に関し、以下のとおり誓約（以下「本誓約」という）いたします。

第1条（定義）

1. 本誓約において、「開示者」とは本事業の遂行を通じ次項に定める秘密情報を開示した当事者を、「受領者」とは当該秘密情報を受領したものをいいます。
2. 本誓約において、「秘密情報」とは、本検討を通じ他の会員から開示され又は知り得た、全ての業務上・技術上の情報、本事業の内容、遂行過程、及びその結果を総称したものであって、以下の各号のいずれかに該当するものをいいます。
 - ① 開示方法が書面又は磁気ディスク等の記録媒体による場合は、当該書面等の媒体に「秘密」の旨の表示があるもの
 - ② 開示方法がFAX、電子メール等の通信手段若しくは電子ネットワークによる提供である場合、又は電磁的ファイルによる提供の場合には、当該情報を表示又はプリントアウトした際に「秘密」の旨の表示があるもの
 - ③ 試作品、サンプル等物品の場合は、その物品又はその包装・容器に「秘密」の旨の表示があるもの
 - ④ 口頭、視覚表示等の無形的手段によって開示する場合には、開示の際に「秘密」である旨を告げ、開示後30日以内に文書化し、これに開示の日時、場所及び開示、且つ「秘密」である旨の表示をなし、受領者側と取り交わしたものであるもの。
3. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報であることを証明できるものは、秘密情報から除きます。
 - ① 開示され又は知得したときに公知又は公用であったもの
 - ② 開示され又は知得したときに既に自己が保有していたもの
 - ③ 開示され又は知得した後、自己の責によらずして公知又は公用となったもの
 - ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
 - ⑤ 開示され又は知得した後、秘密情報によらずして独自に開発・取得したもの

第2条（秘密保持）

[当社・当団体]は、秘密情報を厳に秘密として保持し、開示者の事前の書面による承諾なしに第三者（開示者及び受領者を除く他の会員を含む）へ開示又は漏洩いたしません。

[ただし、本事業の遂行にあたり、その成果の実効性を高める目的で、当社の会社法上の親会社にあたる XXXXX に対して、本誓約における自己と同等の義務を課すとともに、その義務違反につき一切の責任を負うことを条件として、必要最小限の秘密情報を開示いたします。]

第3条（目的外使用の禁止）

[当社・当団体]は、秘密情報を本事業遂行以外の目的に使用いたしません。

第4条（情報の管理等）

1. [当社・当団体]は、秘密情報を含む全ての情報媒体及びサンプル等に対し、厳重かつ適正な管理を施します。
2. [当社・当団体]は、秘密情報を本事業の遂行上知る必要のある自己の役員及び従業員若しくは職員等（派遣社員その他自己の指揮命令に従い業務を遂行する者を含む。以下同じ。）にのみ開示するものとし、当該役員及び従業員若しくは職員等に対し、本誓約において[当社・当団体]が負うべき義務と同等の義務を負わせ、離職後といえどもその義務を免れさせないものとし、その義務違反について全ての責任を負います。

第5条（複製等の禁止）

1. [当社・当団体]は、秘密情報を、本事業を遂行するために最低限必要な部数を超えて複製、複写いたしません。なお、当該複製、複写物は秘密情報として取り扱います。
2. [当社・当団体]は、事前の開示者の書面による承諾なしに、秘密情報に該当するサンプル等を分析し、またリバースエンジニアリングいたしません。

第6条（情報の返却等）

[当社・当団体]は、プラットフォーム又は開示者から請求がなされたとき又は本事業の終了後遅滞なく、開示者から開示、提供された秘密情報を含む情報媒体（その複製、複写物を含む）及びサンプル等を、プラットフォーム又は開示者の指示に従い、開示者に返却又は物理的に復元不可能な方法で滅却若しくはデータ消去いたします。

第7条（事故の報告）

[当社・当団体]は、秘密情報の漏洩若しくは目的外使用の事故が生じるおそれがある場合、又は生じた場合には、直ちにその旨をプラットフォームへ報告し、プラットフォームと協力して対処いたします。

第8条（損害賠償）

[当社・当団体]が本誓約に違背し、プラットフォーム及び／又は開示者に損害を生じさせた場合は、[当社・当団体]はプラットフォーム及び／又は開示者に対しその損害について賠償いたします。

第9条（不保証）

1. [当社・当団体]は、本誓約のいかなる規定も、会員相互に何らの秘密情報の開示義務を課すものではないことを理解します。
2. [当社・当団体]は、本誓約に明示的に規定されているほかは、本誓約に基づく秘密情報について何らの権利も受領者に許諾するものではなく、また、受領者に対して更なる契約の締結を義務付けることは

ありません。

3. [当社・当団体]は、開示を受けた秘密情報について、明示的又は黙示的であるとを問わず、その正確性、有益性、特定目的への適合性、その他一切保証されていないことを理解します。

第 10 条（権利義務の譲渡等の禁止）

[当社・当団体]は、事前の書面によるプラットフォームの承諾を得ることなく、本誓約より生じた権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継しません。

第 11 条（有効期間）

1. 本誓約は、誓約差入れの日から、[当社・当団体]がプラットフォーム解散までに会員資格を喪失した如何にかかわらず、プラットフォーム解散のときまで有効に存続します。
2. 前項の有効期間終了後といえども、第 2 条から第 5 条までの規定はさらに 5 年間、第 6 条から第 9 条までの規定は各々の対象事由が消滅するまで、なお有効に存続するものとします。

第 12 条（協議）

本誓約にさだめのない事項又は解釈について疑義が生じた事項については、その都度プラットフォームを通じ、個別協議又はプロデューサーチーム会議の審議等の手続きを行い、これを決定します。

以上の事項を誓約し、本誓約書 1 通に記名捺印のうえ、プラットフォームへ差し入れるものとし、[当社・当団体]はその写しを 1 通保有いたします。

年 月 日

【住所】 _____
【社名】 _____
【職位】 _____
【氏名】 _____ 印

(添付資料)

「知」の集積と活用の中場推進事業、Society5.0 におけるファームコンプレックス研究開発プラットフォームにおける知的財産マネジメントに係る基本方針

会員は、プラットフォームに参加するにあたり、本書にさだめる基本方針につき合意する。

1. プロジェクト成果の活用に関する基本的考え方

プラットフォームが管理・運営するコンソーシアムによる研究開発（以下「本プロジェクト」という）では、国家 P J として日本国の産業競争力の向上に寄与すべく、その使用に障害がないように成果を取扱うことを最も重視し、これを前提として、本プロジェクトの参加会員（以下「参加者」という）が貢献に見合った権利を享受できる枠組みを構築する。

2. 研究開発プラットフォームにおける活動の概要

本プロジェクトでは、まず、Society5.0 におけるファームコンプレックスに関して基盤となる要素技術の研究開発を行い、これらの組み合わせを小規模設備において検証する（基盤領域研究）。その後、基盤領域研究の成果に基づき、本格的な実証設備の建設を行い、商業的施設型第一次産業の実証試験をおこなう（実証領域研究）。

なお、基盤領域研究では、以下の開発テーマ群を設定し、各参加者は自己に割り当てられた項目につき、他の参加者と協力して研究開発を遂行する。実証領域研究を開始するにあたっては、参加者による技術研究組合の設立を予定している。また、かかる技術研究組合は、本プロジェクトの対象である施設型第一次産業の海外向け事業を行う際に、株式会社化するなどの手法でその基盤となることが想定されている。

（開発テーマ群）

- ①植物工場
- ②養殖
- ③畜産
- ④サプライチェーン

3. 本プロジェクト成果の取り扱い骨子

前記 1、2 から、成果の取扱いには以下の各号を原則とし、その詳細は別途参加者間で合意する。

- ① 基盤領域研究の成果は、その発明者が属する参加者に帰属し、当該参加者はこれを自由に使用できる。かかる成果が複数の参加者の共有となる場合、当該複数の参加者は、その持分によらず、また、他の参加者に対して実施料等の支払いを要することなく、これを自由に使用できる。
- ② 基盤領域研究の成果のうち、特定の開発テーマ群において得られたものは、当該開発テーマ群に属する他の参加者に対して、合理的な条件で使用許諾する。なお、その他の参加者及び第三者に対して使用許諾することを妨げるものではないが、許諾の条件については、当該開発テーマ群に属する参加者は最恵待遇を有する。
- ③ 設立予定の技術研究組合は、基盤領域研究の成果を使用する権利を持つ。ただし、成果の創出に貢献した参加者が利益を享受できるよう、組合を母体として設立する株式会社への成果の持分の有償譲渡、参加者と当該会社の商業的取引の条件及び成果の使用についての実施料の取扱いなどを検討する。
- ④ 実証領域研究の参加者の成果は、技術研究組合に一部を帰属させ、技術研究組合が直接雇用した発明者の成果は、技術研究組合に全部を帰属させ、技術研究組合及びこれを母体として設立する株式会社が使用する場合には、成果の創出に貢献した参加者が利益を享受できるよう、当該会社から配当を得る権利の取扱いなどを検討する。
- ⑤ 組合を母体として設立される会社が成果を商業的に使用する場合に、参加者が保有するバックグラウンド I P（当該参加者が、本プロジェクトにおいて自ら提供したものに限り、以下同じ）の使用を必要とする場合、又は、特定の開発テーマ群に属する参加者が成果を商業的に使用する場合には、バックグラウンド I P を保有する当該参加者は、その許諾可能な範囲、内容を含む合理的な許諾の条件を当事者間で協議し合意した上で、これを許諾する

4. 本プロジェクト成果の管理における基本的な考え方

本プロジェクトでは成果及びこれに関する知的財産権について、以下の各号を原則として管理する。

- ① コンソーシアム内に知財運営委員会を設置し、成果の権利化、秘匿、公表等をはじめ、個別具体的なプロジェクトの知財管理について方針を決定する。知財運営委員会の役割、意思決定方法、構成員その他委員会の運営に関しては、別途規則を作成する。
- ② 参加者は、プロジェクトにおいて得られた成果を知財運営委員会に届け出る。
- ③ 知財運営委員会で秘匿の方針が示された成果については、かかる方針に従って秘密を保持する。
- ④ 成果は、知財運営委員会の承認を得ることなく第三者に譲渡してはならない。
- ⑤ 知財運営委員会の承認を得て第三者に成果を譲渡する場合や、参加者がプラットフォームから脱退する場合においても、前記 1. の目的が損なわれることのないよう取り扱う。
- ⑥ 成果に基づいて産業財産権の出願をする場合、かかる出願、その権利化及び権利維持に要する費用は、原則として当該成果に持分を有する者が負担し、複数の参加者の共有に係る場合には、当該参加者が協議の上でこれを決定する。ただし、当該複数の参加者の中に営利目的の事業を

営む者とそうでない者が混在している場合には、営利目的の事業を営む者が費用を負担することを原則とする。

5. 研究開発遂行中における知財についての考え方

協調的かつ効率的に研究開発を推進させるため、原則として、参加者が保有するバックグラウンド I P（秘匿されているものを除く。）については、本プロジェクト遂行のための相互使用を無償で認めるものとする。本プロジェクト成果についてもこれと同様とする。

また、参加者が有する秘密の情報を他の参加者に開示し、本プロジェクトにおいて使用する場合には、原則としてコンソーシアム又はプラットフォームでさだめる秘密保持の条件に従うものとするが、個別の事情に応じ、参加者間で別段のさだめをすることを妨げるものではない。

6. その他

技術研究組合の設立を取りやめた場合、技術研究組合を母体にした事業主体運営を行わない場合等、当初の計画から大きな変更があった場合には、成果の取扱いについて、必要な範囲で協議し、見直しを行う。

※設立時会員名簿

- (1) 三菱樹脂株式会社
- (2) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 野菜花き研究部門
- (3) 国立大学法人名古屋大学
- (4) パナソニック株式会社
- (5) 富士フイルム株式会社
- (6) シャープ株式会社

平成30年度公開講座実施計画書

【審議7】
平成30年5月11日
生涯学習推進部門会議 承認

部局名 医学部附属病院
形成外科

① 講座名	形成外科での「かたちの治療」						
② コース	☒ 一般・専門	③COC事業の後継事業 (予定)との連携の可否	☒ 可・否	④修了証の発行について	☒ 要・不要	⑤受講対象者	市民一般
⑥ 開催会場	地域国際学習センター301講義室もしくは共通教育棟1号館118教室、およびサテライトキャンパス					⑦募集人数	50人
⑧ 共催など	琉球光和						
⑨受講料の希望額	無料	理由 (単価表によらない 場合のみ記入)	形成外科の活動状況を広く県民に知っていただき、「県民のための大学病院」という使命・役割を明確にして、地域医療への貢献、ひいては県民の健康増進に寄与することを目的としたものであり、無料とすることが望ましい。				
⑩ 講座の開設 趣旨・内容等	形成外科は、生まれつきの変形やケガや、癌切除などに伴う変形を治療する診療科です。また、最近ではさまざまな医療機器の開発や再生医療の進歩にともない、体に負担をかけずに、きれいに変形を治す治療法も発展しています。かたちの異常は、「動かしにくい」「ひきつれる」などの機能的な症状をおこすことがあります。また、たとえそのような症状がなくとも、本人やまわりの家族の気持ちを暗くさせ、明るく楽しい生活を送れなくなってしまうのは、とても悲しいことです。さらに、変形をおこす原因によっては、早期治療が必要であったり、適切な治療時期が限られる場合もあります。本講座では、かたちの治療をおこす病気やケガ、そしてそれらの治療法についての正しい知識を広め、県民の健康・生活の質を高めることを目標としています。						
⑪ 担当講師 (代表者に ○をつける)	○清水 雄介(医学部附属病院形成外科 教授)						
	野村 紘史(医学部附属病院形成外科 非常勤講師)						
	鈴木 悠史(医学部附属病院形成外科 医員)						
⑫ プログラム							
実施日	時間	講座内容					担当講師
8月18日(日)予定	2時間	形成外科での「かたちの治療」「まぶたをあげて綺麗な目に！」「足のむくみはリンパ浮腫？」					清水、野村、鈴木
⑬ 必要経費希望額の 積算内訳	未定						
	合 計 円						
⑭ 備考							

平成30年度公開講座実施計画書

平成30年5月18日
生涯学習推進部門会議 承認

部局名 地域連携推進機構

① 講座名	社会人のためのデジタルマーケティング超入門					
② コース	一般・専門	③COC事業との連携の可否	可・否	④修了証の発行について 要 不要	⑤受講対象者	市民一般
⑥ 開催会場	【主会場】那覇サテライトキャンパス 【サテライト会場】各サテライトキャンパス(宮古島、石垣、久米島、大宜味)				⑦募集人数	各10人程度
⑧ 共催など	グーグル合同会社、株式会社サイバーエージェント、株式会社シーエー・アドバンス、株式会社アイウェイズコンサルティング、株式会社沖縄銀行					
⑨受講料の希望額	無料	理由 (単価表によらない場合のみ記入)	サテライトキャンパスの活用促進とそれによる離島での学習環境の整備に資するという観点から、講習料の免除を希望します。なお、サテライトキャンパスへの配信の不安定性に鑑み、配信先での受講者は免除としていることから、整合性を図る必要があります。			
⑩ 講座の開設趣旨・内容等	琉球大学では、COC+事業「新たな地域社会を創造する『未来叶い(ミライカナイ)プロジェクト』」の一環として、グーグル合同会社、株式会社サイバーエージェント、株式会社シーエー・アドバンス、株式会社アイウェイズコンサルティング、株式会社沖縄銀行による寄附講座として全15回の講義から成る「地域創生のためのデジタルマーケティング入門」を開講しています。 本公開講座「社会人のためのデジタルマーケティング超入門」は、大学の授業の3回分を社会人向けの講座として実施します。本講座では、デジタルマーケティングの仕組みや基礎的な考え方を学びつつ、マーケティングにインターネットがどのように活用され、影響を与えているのか、消費者・企業にどのようなメリットがあるのか、初心者向けデジタルマーケティングの基礎を学びます。					
⑪ 担当講師 (代表者に○をつける)	○小島 肇(地域連携推進機構 特命准教授) 株式会社アイウェイズコンサルティング 大森 洋介					
⑫ プログラム						
実施日	時間	講座内容				担当講師
6月15日	17:15-18:45	デジタルマーケティングの仕組み				小島・大森
6月22日	17:15-18:45	検索				小島・大森
6月29日	17:15-18:45	ネットサーフィン				小島・大森
⑬ 必要経費希望額の積算内訳	合 計 0 円					
⑭ 備考	【メッセージ】 ・「新たな地域社会を創造する未来叶い(ミライカナイ)プロジェクト」についてはHPを参照して下さい。 http://ryudaicoc.jim.u-ryukyu.ac.jp/cocplus/ ・デジタルマーケティングの理解度については、オンラインで受験できるGoogle AdWords認定資格試験等で測ることができますので、各自で講義時間外に受験してみてください。 ・無料でデジタルマーケティングを学習できるeLearning講座「Digital Workshop」等もありますので参考にして下さい。 https://digitalworkshop-jp.withgoogle.com/ 【注意事項】 お申し込みは○月○日までにお願ひ致します。お申し込みの際には、受講を希望する会場名も記入下さい。なお、那覇キャンパスは駐車スペースがありませんので、公共交通機関または付近のパーキングをご利用下さい(駐車場利用にかかる料金は受講者負担となります)。					

学 内 地 連 号
平成 3 0 年 5 月 日

学 長 殿

地域連携推進機構長
(公印省略)

平成 3 0 年度公開講座の講習料の設定について（協議依頼）

平成 3 0 年度の公開講座の実施について、下記の公開講座の講習料の額の設定については、国立大学法人琉球大学料金規程（以下、料金規程とします。）別表 1 3 に設定される額により難く、下記の公開講座について、当機構の生涯学習推進部門において講習料の額の設定を下記のとおり判断いたしましたので、料金規程第 2 0 条の規定に基づき、講習料の額について協議いたします。

なお、平成 3 0 年度の公開講座の講習料については、平成 3 0 年 4 月 2 日付け学内地連第 1 号において協議し、平成 3 0 年 4 月 1 9 日付け学内財第 5 号において回答がございましたが、下記公開講座については、追加で申請があり、5 月 2 4 日（木）の地域連携推進機構運営会議において、審議・了承されたものであることを申し添えます。

記

平成 30 年度の公開講座のうち、次の講座については講習料を免除としたい。

1. 福祉・健康に関する講座

以下の講座は、社会福祉や健康の増進といったテーマを扱うものであり、受講した成果が個人のみならず公共の福祉に資するため、講習料を免除とすることが望ましいと判断する。

（一般コース）

- ・形成外科での「かたちの治療」

2. サテライトキャンパスの活用促進に向けた講座

以下の講座は、本学のサテライトキャンパスでの配信に向けて検討を進めている講座であり、サテライトキャンパスの活用促進とそれによる離島での学習環境の整備に資するという観点から、講習料を免除とする。なお、サテライトキャンパスへの配信の不安定性に鑑み、配信先での受講者は免除としており、整合性を図る必要があるものと判断する。

（一般コース）

- ・社会人のためのデジタルマーケティング超入門

以 上

平成 30 年 3 月 23 日
地域連携推進機構長決定

全学的に実施する公開講座等の実施方針

1. 趣旨

この方針は、琉球大学における公開講座等に関する規程（以下「公開講座等規程」という。）第 7 条の規定に基づき、公開講座等規程第 3 条第 1 項の公開講座の実施に関し、必要な事項を定める。

2. 目的

本学の教育・研究機能を広く社会に開放し、地域社会の発展に資する学習機会を充実させることで人々の教養や生活文化の向上、健康や社会福祉の増進、職業等に関する専門的知識や技術の革新に貢献することを目的に、地域社会の情勢を鑑み全学的見地から公開講座を企画・実施する。

3. 公開講座の要件

（講座の名称）

（1）上記「2. 目的」を達成するため、地域連携推進機構が各部局等と共同で企画・実施する公開講座を琉球大学公開講座と称する。

（講座の種類）

（2）琉球大学公開講座は、広く学術資源を提供することで人々の教養や生活文化の向上、健康や社会福祉の増進を図るための「一般コース」と、より高度な内容や専門職・職業人などを対象に専門的知識や技術の修得、再教育の機会の充実を図る「専門コース」とする。なお、琉球大学公開講座は、必要に応じて自治体や公共的団体等からの共催や後援を得ることができ、これを「連携講座」とする。ただし、琉球大学が共催や後援となる講座を琉球大学公開講座として実施することは認めない。

（内容）

（3）講座の内容は上記の「2. 目的」に添うものとするとともに、企画・実施に際しては提供部局等ならびに琉球大学の学術資源の公開として相応しい内容とする。なおその場合であっても、講座の内容は中立を保ち、特定の宗教や宗派、政党や政治団体等への勧誘や奨励にならないよう留意が必要である。また講座が特定人に収益を帰属させたり、特定企業の広告・宣伝、販売の促進といった営利の追求にならないよう留意が必要である。

(対象)

- (4) 琉球大学公開講座の対象は市民一般とし、講座の内容に応じて自由かつ的確に設定するものとする。

(担当講師)

- (5) 琉球大学公開講座を担当する講師は原則として本学の教職員（常勤）とするが、上記「2. 目的」の達成のために特に必要とされる場合は、非常勤教職員や学外者も講師として加えることができる。ただし、招聘にかかる旅費は支出しない。

(回数・時間数)

- (6) 各講座の回数や時間数は、原則として各講座の目的に応じて設定することができる。総時間数が10時間以内、1回2～3時間で3～5回程度の開催を1つの目安とするが、講座の内容や目的によっては1回のみの開講や長期にわたる継続的な開催も可とする。

(会場)

- (7) 会場は原則として学内とするが、講座の目的や内容によっては学外で開催することもできる。なお、特に当該の学習内容や学習機会が得がたいと判断される場合には離島地域での開催も認められるほか、サテライトキャンパスを用いた双方向型同時配信による講座の実施は特に推奨されるものである。

(経費)

- (8) 講座を実施するにあたって必要となる経費については、講座内容・募集定員等を勘案し、必要最小限の額にとどめるものとする。また、講座の開催に際し受講者の利益に帰属する教材等（保険料含）は原則として受益者負担（受講者からの実費徴収）とする。

(受講料)

- (9) 受講料の設定は「国立大学法人琉球大学料金規程」によるものとする。

4. 講座の募集・応募

- (1) 講座の募集は地域連携推進機構長（以下、「機構長」という）が部局等の長に対し文書をもって依頼するものとする。募集は年1回行うが、必要に応じて追加の応募をすることができる。
- (2) 応募は各部局等単位で行い、各部局等の学術資源の公開として相応しい講座を「一般コース」2講座以上、「専門コース」1講座以上とする。

5. 講座計画の審議及び決定

- (1) 当該年度に実施する講座及び上記「3. 公開講座の要件」にかかる講座の詳細については、提出された各実施計画案をもとに地域連携推進機構運営会議（以下、「運

営会議」という)で審議し決定する。

- (2) 実施計画案の修正・変更については、機構長、関係部局等の長等、担当予定講師等で協議し、その結果をもとに生涯学習推進部門会議で審議し決定する。
- (3) 当該年度に実施する公開講座の詳細が決定した場合は文書をもって各部局等の長に通知するものとする。
- (4) なお、本機構が企画する講座の実施計画案についても、運営会議において審議するものとする。

6. その他

その他琉球大学公開講座の企画・実施・評価に必要となる事項については、運営会議において適宜審議し決定するものとする。

附 則

- 1 この実施方針は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 琉球大学公開講座実施方針（平成28年11月28日地域連携推進機構長決定）は、廃止する。

部局名

医学部附属病院
形成外科

① 講 座 名	形成外科での「かたちの治療」						
② コ ー ス	一般・専門	③COC事業との連携の可否	可・否	④修了証の発行について	要・不要	⑤受講対象者	40人
⑥ 開 催 会 場	臨床講義棟2階					⑦募集人数	40人
⑧ 共 催 な ど	なし						
⑨受講料の希望額	0円	理由 (単価表によらない 場合のみ記入)					
⑩ 講 座 の 開 設 趣 旨 ・ 内 容 等	平成27年3月1日、琉球大学医学部附属病院に新たに形成外科が開設されました。形成外科は、生まれつきの変形やケガや、癌切除などに伴う変形を治療する診療科です。また、最近ではさまざまな医療機器の開発や再生医療の進歩にともない、体に負担をかけずに、きれいに変形を治す治療法も発展しています。 かたちの異常は、「動かしにくい」「ひきつれる」などの機能的な症状をおこすことがあります。また、たとえそのような症状がなくとも、本人やまわりの家族の気持ちを暗くさせ、明るく楽しい生活を送れなくなってしまうのは、とても悲しいことです。さらに、変形をおこす原因によっては、早期治療が必要であったり、適切な治療時期が限られる場合もあります。 本講座では、かたちの治療をおこす病気やケガ、そしてそれらの治療法についての正しい知識を広め、県民の健康・生活の質を高めることを目標としています。						
⑪ 担当講師 (代表者に ○をつける)	○ 清水 雄介 山崎 俊 野村 紘史						
⑫ プ ロ グ ラ ム							
実施日	時間	講座内容					担当講師
8月19日(土)	14時～16時	形成外科での「かたちの治療」					
⑬ 必要経費希望額の 積 算 内 訳	リーフレット 印刷代 50円 x 200枚 = 10,000円 A3ポスター 印刷代 1000円x 10枚 = 10,000円 学生アルバイト人件費 時給1000円 x 2時間 x3人 =6,000円						
	合 計						26,000 円
⑭ 備 考							

部局名

地域連携推進機構

① 講 座 名	社会人のためのオンライン活用講座						
② コ ー ス	一般・専門	③COC事業との連携の可否	可・否	④修了証の発行について	要・不要	⑤ 受講対象者	市民一般
⑥ 開 催 会 場	【主会場】那覇サテライトキャンパス 【サテライト会場】各サテライトキャンパス(宮古島、石垣、久米島、大宜味)					⑦ 募集人数	各20人程度
⑧ 共 催 な ど	グーグル日本法人、株式会社サイバーエージェント、株式会社シーエー・アドバンス、株式会社アイウェイズコンサルティング、株式会社沖縄銀行						
⑨受講料の希望額	無料	理由 (単価表によらない場合のみ記入)	COC+において事業協働機関が本学で開講している寄附講座の一環として実施するため、費用は事業協働機関各社の負担にて実施する				
⑩ 講 座 の 開 設 趣 旨 ・ 内 容 等	琉球大学では、COC+事業「新たな地域社会を創造する『未来叶い(ミライカナイ)プロジェクト』」の一環として、グーグル日本法人、株式会社サイバーエージェント、株式会社シーエー・アドバンス、株式会社アイウェイズコンサルティング、株式会社沖縄銀行による寄附講座として全15回の講義から成る「地方創生のためのデジタルマーケティング入門」を開講しています。 本公開講座「社会人のためのオンライン活用講座」では、大学の授業の前半8回分を社会人向けの講座として実施します。マーケティングの基礎的な考え方を学びつつ、マーケティングにインターネットがどのように活用され、影響を与えているのか、消費者・企業にどのようなメリットがあるのかを各社講師陣より学びます。						
⑪ 担当講師 (代表者に○をつける)	○小島肇(地域連携推進機構 特命准教授) グーグル日本法人、株式会社サイバーエージェント、株式会社シーエー・アドバンス、株式会社アイウェイズコンサルティング、株式会社沖縄銀行						
⑫ プ ロ グ ラ ム							
実施日	時間	講座内容				担当講師	
4月14日	17:15-18:45	オリエンテーション ～講義概論・各会社紹介～					
4月21日	17:15-18:45	マーケティング概論					
4月28日	17:15-18:45	ターゲティング手法について					
5月12日	17:15-18:45	検索連動型広告について					
5月19日	17:15-18:45	ユーザー属性・分析について					
5月26日	17:15-18:45	ソーシャルメディアの活用について					
6月2日	17:15-18:45	マーケティングの事例研究(グループディスカッション)					
6月9日	17:15-18:45	模範解答・解説					
⑬ 必要経費希望額の 積 算 内 訳							
	合 計						0 円
⑭ 備 考	【メッセージ】 ・「新たな地域社会を創造する未来叶い(ミライカナイ)プロジェクト」についてはHPを参照して下さい。 http://ryudaicoc.jim.u-ryukyu.ac.jp/cocplus/ ・デジタルマーケティングの理解度については、オンラインで受験できるGoogle AdWords認定資格試験等で測ることができますので、各自で講義時間外に受験してみてください。 ・無料でデジタルマーケティングを学習できるeLearning講座「Digital Workshop」等もありますので参考にして下さい。 https://digitalworkshop-jp.withgoogle.com/ 【注意事項】 お申し込みは4月13日までにお願い致します。お申し込みの際には、受講を希望する会場名も記入下さい。なお、那覇キャンパスは駐車スペースがありませんので、公共交通機関または付近のパーキングをご利用下さい(駐車場利用にかかる料金は受講者負担となります)。						

平成30年度 産学官金共同研究スタートアップ支援事業 公募要項

地域連携推進機構・株式会社沖縄銀行

1. 事業概要

琉球大学地域連携推進機構（以下「機構」という。）では、本学の研究シーズと地域ニーズ又は企業ニーズをマッチングし、産学官連携の共同研究を支援することにより、地域振興・地域産業活性化に寄与するとともに本学における教育研究活動の活性化を図ることを目的として、「平成30年度産学官共同研究スタートアップ支援事業」（以下「本事業」という。）を実施します。

（1）目的

本事業は、地域又は企業のニーズ・アイディア（以下「地域・企業ニーズ等」という。）を踏まえた、本学が保有する研究成果・アイディア（以下「シーズ等」という。）に基づく産学官連携による共同研究を支援することにより、新商品や新サービス等に関する研究開発並びに新事業・新産業の創出及び地域の振興に係る事業戦略等の策定に寄与することを目的としております。また、国や沖縄県が実施する他の支援事業などへの提案に向けた、さらなるブラッシュアップを図ることを目的としています。

（2）実施方法

- ①本学教員に対して地域・企業ニーズ等の解決並びに活用に資する研究テーマの公募を行います。
- ②申請された研究テーマについて機構が設置する審査委員会にて選考いたします。
- ③採択された研究テーマは、本学教員が研究責任者（プロジェクトリーダー）として地域又は企業と共同で研究を実施します。

（3）支援内容

①研究資金支援

以下に掲げる経費を支援します。

a研究開発費（消耗品等物品費、旅費、人件費）

b分析データ取得等に必要な経費

c事業戦略等策定に係るマーケティング等研究調査費

dその他、地域・企業ニーズ等の解決並びに活用に資するための経費

（注意：機械装置等備品は購入できません。ただし、理由書（任意様式）を提出し、審査委員会で本事業での必要性が認められた場合は除く。）

②コンサルティング支援

本事業の連携企業先である沖縄銀行のコンサルティング支援をします。

a 共同研究成果周知

b 事業計画策定支援

c 専門家派遣支援

d 公的助成公募支援

e クラウドファンディング・ファンド等のファイナンス支援

f 販路開拓支援（国内外）

g ビジネスマッチング支援

h その他必要な支援

（4）支援期間

平成30年7月2日～平成31年3月31日とします。

2. 申請資格

- ①本学の教員（教授・准教授・講師（常勤）・助教）とします。

3. 申請要件

- ① 研究シーズ等により地域・企業ニーズ等の解決並びに活用へとつながること、及び達成すべき目標が明確であること。
- ② シーズ等については理工系、人文学系等の分野を問わない。
- ③ 申請は、1 教員当たり 1 研究テーマとする。
- ④ 類似のテーマで他の支援事業等に提案し、本事業及び他の事業の両方から採択された場合はいずれか一つを選択する。
- ⑤ 以前に採択された研究であっても再申請は可能とする。

4. 支援金額・採択件数

- ① 1 研究テーマ当たり 5 4 万円以下とする。
- ② 採択件数は、最大 1 2 件とする。

5. 提出する書類および申請書提出先

別紙申請書に必要事項を記載の上、平成 3 0 年 6 月 1 日（金）1 2 : 0 0（期限厳守）までに総合企画戦略部地域連携推進課産学連携推進係へメールにて提出してください。

【メールアドレス sangaku@to.jim.u-ryukyu.ac.jp】

申請書の様式

- ☐ 【様式 1】 基本情報
- ☐ 【様式 2】 研究課題開発内容
- ☐ 【様式 3】 積算書

6. 審査基準と選考

（1）審査の方法

機構が設置する審査委員会において、1次審査（書類審査）・2次審査（ヒアリング）にて採択可否を決定します。審査委員会は非公開で開催し、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

（2）審査の観点

審査（形式審査は除く）は、以下の観点に基づき総合的に実施します。

- ① 地域・企業ニーズ等に基づいて取り組むべきシーズ等を用いた研究開発の目標及び計画がより具体的かつ明確であり、妥当なものであること。
- ② 提案のシーズ等、あるいはその活用方法等に新規性があり、優位性、有用性が認められること。
- ③ 地域、産業の発展に繋がるイノベーション（地域事業戦略等に係る調査等、シーズ開発、研究開発、ビジネスシステム構築、販路開拓等）につながる可能性があること。
- ④ 目標達成のために適切な研究計画が具体的に記載されており、かつその内容が合理的と認められること。
- ⑤ 本共同研究の実施により、さらなる研究開発に繋がることが期待されること。
- ⑥ 積算経費の妥当性

（3）審査の決定及び通知について

審査結果については、採否にかかわらず、申請者に通知します。

7. 研究開発の実施

（1）支援経費および予算執行

支援経費は、研究の遂行に直接必要な経費および研究成果のとりまとめに必要な経費とします。支援経費は、原則として事業終了後に機構予算からの予算付替となります。（それまでの間は、申請者の大学運営費で配分されています研究費での執行となります。）

(2) 研究開発成果と報告義務

①研究開発成果報告書

申請者は、本共同研究終了後、研究の成果をとりまとめた「研究開発成果報告書」を機構へ提出しなければならない。

また、研究成果報告会を開催しますので、その場合は、発表用パワーポイント資料を用いて研究成果の発表をお願いします。なお、研究開発成果報告書を本事業の成果報告として公開する場合がありますので、その場合は、内容について申請者と協議いたします。

②特許出願等について

本共同研究の実施により発明等があり特許出願等を行う場合は、発明に関する本学の規定等に則り、速やかに機構へ連絡してください。なお、共同出願を行う場合は共同研究する企業等との協議が必要となります。

平成30年度 琉球大学ブランド商品開発支援事業 公募要領

1. 趣旨・目的

近年、近畿大学の「近大マグロ」、京都大学の「総長カレー」、東京大学の「御酒（うさき）」など大学名を冠した商品が多数登場している。

本学においても企業との共同研究により様々な商品開発を行ってきたが、琉球大学の名前を冠した商品開発やこれに伴う地域活性化も期待されている。

地域連携推進機構では平成28年度・29年度、「琉球大学ブランド商品」として「琉球大学の泡盛」「琉球大学ロマン（カレー）」「サンラバー（化粧水）」「琉大精油」等の開発を支援してきた。

本年度も引き続き、本学の有する研究シーズ、事業アイディア、ノウハウ、ビジネスモデル、デザイン等の知的資産を活用した「琉球大学ブランド商品」の開発を支援する。

2. 実施内容と方法

1) 内容

琉球大学の有する知的資産を活用した商品開発には「マーケット調査」「商品コンセプト策定」「商品試作」「販路開拓」等の様々な課題について対応する必要があります。このため、本機構の産学官連携部門を中心に、学外の専門家等も交え、アイディアから販売までの段階のサポート、及び商品化等の経費を支援します。（支援総額500万円）

2) 方法

学内の教員及び学生等を対象に琉球大学ブランド商品開発について公募・選考し、採択された提案について、支援を行います。

3. 応募対象

- 1) 本学の有する知的資産を活用した商品化アイディアを有している本学の教員及び学生等を含むチーム。
- 2) 採択後、産学官連携部門と連携してブランド商品開発を具体的に検討・実施できる者（連携企業等）を含むこと。可能な限り販売できるレベルの商品として完成する事が望ましい。
- 3) 採択後、チームに参加したい学生がいる場合は受け入れる事が望ましい。

4. 応募方法

琉球大学ブランド商品開発支援 商品化アイディア提案書（別紙様式）を機構長あて提出する。
提案に参考となる資料があれば添付してください。

5. 重複提案

類似のテーマで他の支援事業等に提案し、本事業及び他の事業の両方から採択された場合はいずれか一つを選択する。

6. 選考

提出された提案書は、本機構にて選考します。審査に当たりプレゼンをお願いする事があります。
採択件数は1～2件を予定しています。

7. 募集期間

平成30年5月14日（月）～6月1日（金） 12:00

8. 商品化にあたって

本事業終了後、商品等を販売する場合には「琉球大学ブランドシリーズ」の名称が使用できる。
開発した商品名等の商標出願等については本学及び連携企業と協議の上決定する。

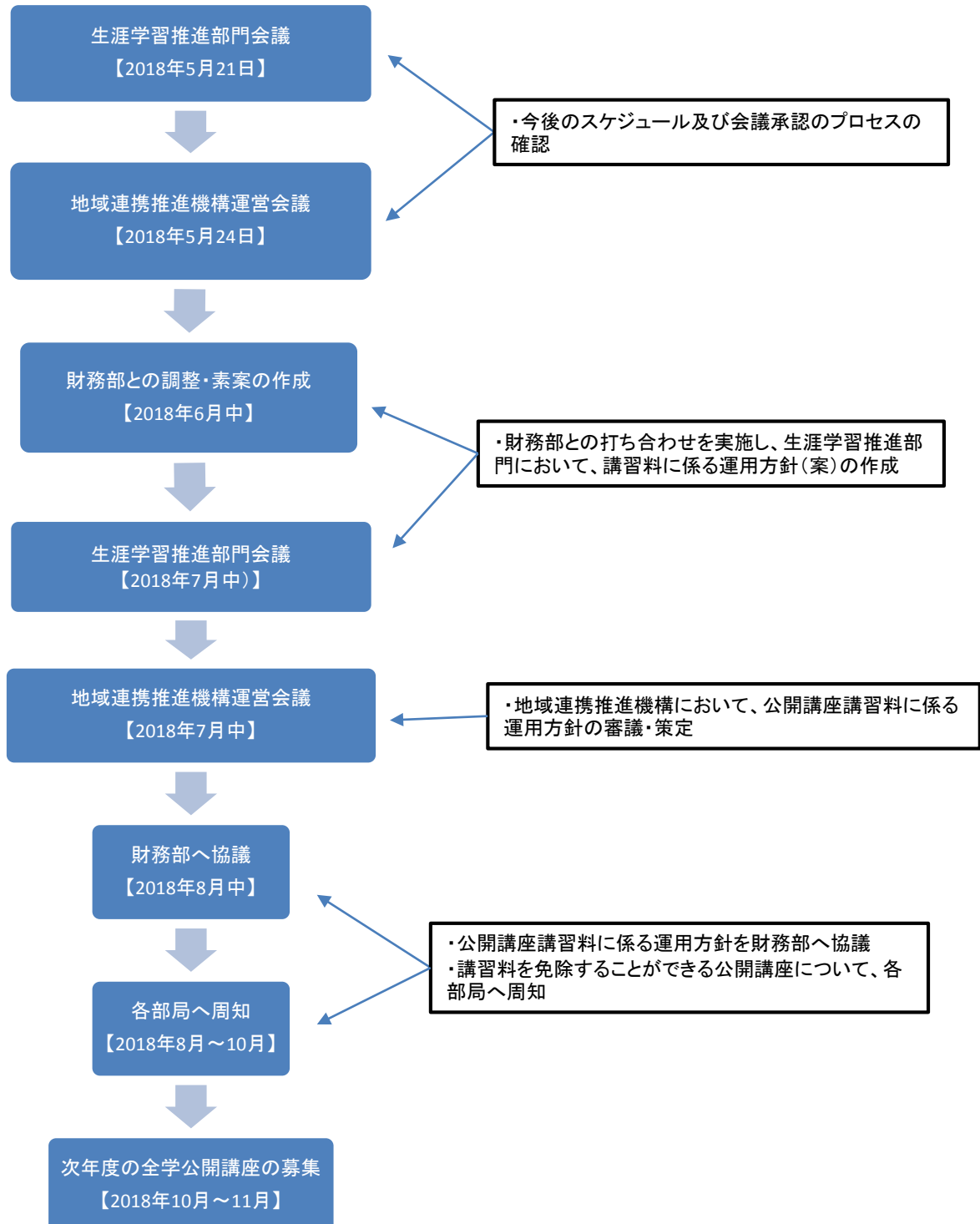
9. 提出・問合せ先

地域連携推進機構 産学官連携推進部門 玉城

電話: 895-8599 PHS: 070-5812-3438 Mail: tamaki@ii-okinawa.ne.jp

平成30年度以降の公開講座講習料に係る運用方針の策定スケジュールについて(案)

・公開講座講習料に係る運用方針の策定スケジュール



学 内 財 第 5 号
平成30年 4月19日

地域連携推進機構長 殿

学 長
(公印省略)

平成30年度公開講座の講習料の設定について（回答）

平成30年4月2日付け学内地連第1号で協議依頼のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

平成30年度の公開講座の講習料については、協議依頼のあったとおり加算又は免除を認める。ただし、次年度以降の講習料設定に向けて、次の3点を十分に留意願いたい。

1. 本学の料金規程で定めている料金のとおり徴収することが原則であること。
2. 講習料の一部若しくは全部を免除する場合の理由を整理・明文化し、意思統一をはかること。
3. 講習料の加算をする場合は、応益負担の観点により、その根拠を明確にし、説明責任を果たすこと。

（補足）公開講座については、第3期中期目標中期計画及び年度計画において「質的・量的な拡充をする」とされており、講習料の設定金額により、その達成推進を妨げるものであってはならない。一方、公開講座の実施に必要な経費の予算措置は課題となっている。また、予算編成方針においては、「あらゆる収入の可能性・方法を検討」し、積極的な財源確保に取り組むとしている。このため、今後の公開講座の計画実施にあたっては、講習料の設定についてもこれまで以上に議論の上、検討願いたい。

以上

学 内 地 連 第 1 号
平成 30 年 4 月 2 日

学 長 殿

地域連携推進機構長
(公印省略)

平成 30 年度公開講座の講習料の設定について（協議依頼）

平成 30 年度の公開講座の実施について、下記の公開講座の講習料の額の設定については、国立大学法人琉球大学料金規程（以下、料金規程とします。）別表 13 に設定される額により難く、下記の公開講座について、当機構の生涯学習推進部門において講習料の額の設定を下記のとおり判断いたしましたので、料金規程第 20 条の規定に基づき、講習料の額について協議いたします。

記

平成 30 年度の公開講座のうち、次の講座については、料金規程の別表に講習料を加算した額としたい。

1. 専門職向け講座（1 講座）

講義時間数 19.5 時間であるため、別表 13 において設定すると 4,210 円となるが、一般企業等で同等のプログラムを受講すると 3～7 万円程度の講習料を徴収しており、料金規程による金額を設定することによって、民業圧迫となりかねないため、下記の金額設定とすることが望ましいと判断する。

（専門コース）

- ・「支援者」のためのマインドフルネス認知療法
受講料の設定額 15,000 円

平成 30 年度の公開講座のうち、次の 2～6 に分類される講座については講習料を免除としたい。

2. 福祉・健康に関する講座（6 講座）

以下の講座は、社会福祉や健康の増進といったテーマを扱うものであり、受講した成果が個人のみならず公共の福祉に資するため、講習料を免除とすることが望ましいと判断する。

（一般コース）

- ・食と排泄の知って得する健康まちづくり！宜野湾市長田区公民館から発信！
- ・がん患者・家族を癒す緩和ケアの実際
- ・市民ランナーのためのランニング科学講座
- ・めざせ！ NAHA マラソン完走へ
- ・老年学への招待ー主観的幸福感をいかに高めるかー
- ・シニアのための健康サッカー講座

3. 福祉的配慮が必要な方を対象とする講座（4 講座）

以下の講座は、受講者への福祉的配慮が必要であるという観点から、講習料を免除とすることが望ましいと判断する。

(専門コース)

- ・心理リハビリテーション・ボランティア養成講座
- ・自立活動に生かす心理リハビリテーション（動作法）出前講座 in 那覇特別支援学校
- ・自立活動に生かす心理リハビリテーション（動作法）出前講座 in 鏡が丘特別支援学校
- ・自立活動に生かす心理リハビリテーション（動作法）出前講座 in 泡瀬特別支援学校

4. 子どもを対象とする講座（25 講座）

以下の講座は、児童生徒を対象とするものであり、学術研究の成果の次世代への普及・啓発に資するという観点から、講習料を免除とすることが望ましいと判断する。

(一般コース)

- ・おもちゃ作りを通して学ぶ地球温暖化防止親子講座
- ・琉大生がサッカーと勉強を教えます！
- ・新聞記者体験- エネルギーってなんだろう？
- ・ものづくりと音楽体験～手作り打楽器「カホン」と生活廃材楽器によるパーカッション・アンサンブル体験！～
- ・児童・生徒・指導者のためのハンドボール教室
- ・結び目の数学―ひもはほどけるか―
- ・物理の魅力を教えます 2018
- ・琉大生による理科実験教室
- ・理系女子・理系男子の世界―進路選択とキャリア形成―
- ・身近な化学 Part①
- ・身近な化学 Part②
- ・巣立ちのための子どもシェフクラブ（中高校生）
- ・ロボットをつくろう
- ・電子工作教室（ミニ四駆と LED を題材に）
- ・夏休み工作教室 ― ホバークラフト
- ・夏休み工作教室 ― 折り紙建築
- ・夏休み工作教室 ― 固形燃料で走る船
- ・夏休み工作教室 ― 電子回路の製作
- ・夏休み工作教室 ― 電気工事を体験しよう
- ・夏休み工作教室 ― デスクトップ PC 組み立て・LAN ケーブル作製体験
- ・夏休み工作教室 ― ミラクル万華鏡
- ・夏休み工作教室 ― 合金を溶かして風鈴づくり
- ・夏休み工作教室 ― まわりつづけるコマ
- ・夏休み工作教室 ― 紙コップで作るポータブルスピーカー
- ・クリスマスイルミネーション工作教室 ― メロディ付クリスマスツリー

5. サテライトキャンパスの活用促進に向けた講座（9 講座）

以下の講座は、本学のサテライトキャンパスでの配信に向けて検討を進めている講座であり、サテライトキャンパスの活用促進とそれによる離島での学習環境の整備に資するという観点から、講習料を免除とする。なお、サテライトキャンパスへの配信の不安定性に鑑み、配信先での受講者は免除としており、整合性を図る必要があるものと判断する。

(専門コース)

- ・心理リハビリテーション・ボランティア養成講座（再掲）

(一般コース)

- ・市民ランナーのためのランニング科学講座（再掲）
- ・めざせ！ NAHA マラソン完走へ（再掲）
- ・老年学への招待―主観的幸福感をいかに高めるか―（再掲）

- ・水素のチカラ ～水素を作る，貯める，使うを体験しよう～
- ・身近な化学 Part①（再掲）
- ・身近な化学 Part②（再掲）
- ・発酵学
- ・沖縄県産農産物の調理と加工～県産品のミラクルパワー～

6. 体系的な学習に向けた講座（2講座）

以下の講座は，専門的・応用的な内容の講座に向けた段階的な学習の基礎・入門的内容に位置づけられるものであり，受講者の体系的な学習の促進という観点から，講習料を免除とすることが望ましいと判断する。

（一般コース）

- ・音の体験教室
- ・発酵学（再掲）

以 上

平成30年5月24日以降 各室・部門の当面の活動予定（主要事項）について

※前回からの追記事項は赤字

組織名	主要事項
地域連携企画室	○地域連携推進機構の機能強化に向けた体制整備についての検討 (地域連携に関するワンストップ窓口機能の整理含む)
	○交流人材バンク設置に向けた検討（機能，体制，規則等）
	○目的別人材育成プログラムの開発・実施
	○地域貢献活動に関する情報収集および広報の在り方についての検討
	○総務省「地域におけるIoTの学び推進事業」 ※採択待ち
	○沖縄県「知的・産業クラスター支援ネットワーク強化事業（大学等研究者の学外連携促進）」 ・審査委員会 5月24日（木） 於：沖縄県庁
	○与那国町・伊江村「離島教育環境改善事業」の申請準備
	○経済産業省「学びと社会の連携促進事業（「未来の教室」（学びの場）創出事業）」の申請準備 ・応募書類提出締切：5月29日（火）12時
	○総務省「情報通信技術利活用事業費補助金（地域IoT実装推進事業）」の申請サポート ※申請者：南城市 ・応募書類提出締切：5月31日（木）17時
	○包括連携協定締結に向けた検討・調整 ・沖縄県中小企業家同友会 ※調整中 ・日本トランスオーシャン航空株式会社（JTA） ※調整中
産学官連携部門	○地域協働プロジェクト推進経費 公募に関する手続き
	○沖縄県「成長分野リーディングプロジェクト創出事業研究委託業務 (沖縄の有用生物資源を活用したヒト介入試験モデルの構築)」の遂行
	○沖縄県「沖縄科学技術イノベーションシステム構築事業」の遂行
	○沖縄県「イノベーション創出人材育成事業」の遂行
	○平成30年度産学官金スタートアップ事業の遂行 公募期間：5月14日（月）～6月1日（金）
	○平成30年度琉球大学ブランド商品開発支援の遂行 公募期間：5月14日（月）～6月1日（金）
	○平成30年度琉球大学発ベンチャー認定にかかる手続き
生涯学習推進部門	○COC+ 自治体との雇用創出・若者定着に係る協定締結に向けた検討・調整 (宜野湾市，西原町，中城村，金武町)
	○地域創生科目の全学必修化に向けた取組
	○地域志向活動トライアル経費 公募に関する手続き

経済産業省：平成29年度補正「学びと社会の連携促進事業（「未来の教室」（学びの場）創出事業）」

類型	a.「未来の教室」創出を目的とした実証事業（就学前／初等／中等教育を対象とし、目指すべき「未来の教室」を実現するためのサービス／プログラムの実証を行う）
パターン	類型a-1-ア：『プラットフォーム構築』、類型a-1-イ：『ワクワク（好奇心）創出プログラム』 類型a-1-ウ：『知のナビゲーター』『基礎⇄深める／活かすのサイクル』 【その他1】
実証概要	琉球大学が小中高生向け課題解決・科目横断思考のSTEAMs教育の確立するためのプラットフォーム「未来の学び会議」を立ち上げる。また、関係機関と連携し、五感を刺激するプログラム「ミライラボ」として学びの場を提供しながら児童・生徒の課外活動を発展加速させる。さらに、持続可能な開発目標（SDGs）や持続可能な開発のための教育（ESD）を視野に入れた社会課題解決のための国際交流イベント「ミライ・イノベーターズキャンプ」を開催し、アジア人及び米国人も含めたハッカソンを実施する。

課題共有・計画策定

これまでの教育を見直し、新たな時代につなぐ

学校での課外活動を発展加速

授業プラスアルファの学びの場

他国の教育と連携・交流

SDGs/ESD/STEM/STEAMを定着

未来の学び会議

フェーズ1「未来の学びサミット」

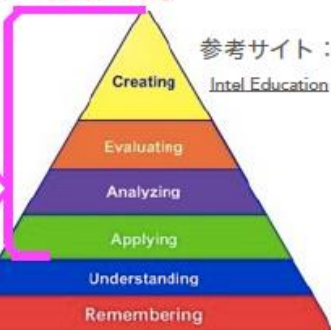
- 琉球大学教育学部を座長に、大企業経営者と自治体教育長、教育部長、専修学校長、大学等が参加し教育課題を共有し、方針や方向性を検討、共有。

フェーズ2「未来の学び現場会議」

- 民間企業、教育部長と校長、現場教員リーダー、大学等が参加し、活動計画と行動目標を検討、共有。

世界標準の教育目標分類ブルームのタキシノミー
1956～、下は2001の改訂版

2018目標：
将来的に、この領域のアウトプットを子どもたちが普段の授業で行えるようになる事が普遍化する事を視野に入れ、参考モデルとなるショーケースを課外活動で実践し、学校現場と共有する。



ミライラボ

- ミライラボ環境整備**・・・学校科学技術系クラブ活動を対象に、メンター派遣や教員勉強会、先進地視察、教育コンテンツやノウハウの共有、必要機材の導入により、**学校におけるSTEM/STEAM/MAKER活動を世界標準レベルにする**。当初実験段階としては夏休みでの8校を実施対象とするが、広報や啓蒙活動により認知が向上させ恒常的活動として格上げを視野に入れ取り組む。
- デザインフェロープログラム**・・・自治体教育委員会と連携した現場教員と外部支援員との協奏のためのグローバルカフェスタイルでのものづくり体験研修及び先進校の視察。
- ゴール/国際交流**・・・社会実装をめざす**社会課題解決プロジェクト発表コンテスト**としての国際交流ハッカソン（右）参加する子どもにとってチャレンジするインセンティブ形成と同時に保護者や社会への本取組に関する認知度向上
- スポンサーリレーション強化**・・・企業の地域CSR活動としてのインセンティブを仕組み化し、恒常活動の経済基盤固めをする。
- 公開講座**・・・こども活動成果プレゼンコンテストと公開イベント「ミライ・イノベーターズチャレンジ」を同時開催し教員と学生の国際的な相互作用の場とする

ミライ・イノベーターズキャンプ

3カ国の子どもたちの宿泊ハッカソン
各国対抗でなくチャンプルーチーム形成

STEAM教育先進国/香港



米キャンプ ハイスクール



沖縄振興の必須要素を網羅
事業継続の必要性認知向上させ、
課外活動から授業での活動へ

『「未来の教室」実証事業』（経済産業省：平成 29 年度補正「学びと社会の連携促進事業（「未来の教室」（学びの場）創出事業）」）

経済産業省：平成 29 年度補正「学びと社会の連携促進事業（「未来の教室」（学びの場）創出事業）」を受託している株式会社ボストンコンサルティンググループ(以下、BCG)は、『「未来の教室」実証事業』として、以下通り、実証事業の提案を公募致します。

1. 概要

経済産業省「「未来の教室」と EdTech 研究会」における議論を踏まえ、「未来の教室」実現に向けた実証事業を実施する。

<3つの類型>

本事業は、大きく以下 a. b. c の 3 つの類型に分けて、公募・採択・実証を行うこととする。

a. 「未来の教室」創出を目的とした実証事業

就学前／初等／中等教育を対象とし、目指すべき「未来の教室」を実現するためのサービス／プログラムの実証を行う。

b. 「現実の社会課題」を題材とした実践的能力開発プログラムを通じた実証事業

高等／リカレント教育を対象とし、「現実の社会課題」を題材とした実践的能力開発プログラムの実証を行う。

c. 産業界が抱える社会課題を解決するための能力・スキル開発を目的とした実証事業

リカレント教育を対象とし、産業界が抱える課題を解決するために必要な特定の能力・スキル習得プログラムの実証を行う。

<目指す成果>

『経済産業省「「未来の教室」と EdTech 研究会」』における議論を踏まえ、「未来の教室」実現に向けて必要なサービス／プログラムについての実証を行う。実証においては、成功例または成功例に繋がる足掛かりを創出すると共に、開発/運営にあたっての課題を抽出し、解決の方向性を見出すことで「未来の教室」実現までのロードマップを作成することを目的とする。加えて、将来的に、それらサービス／プログラムを全国普及／継続実施していくための道筋もつける。

※詳細は公募要領参照

2. 公募要領等

「未来の教室」実証事業に係る公募要領、及び本事業の応募に係る「個人情報のお取り扱いについて」は以下資料を参照のこと。

- ・「未来の教室」実証事業の公募要領
- ・別紙①（案件イメージ）
- ・個人情報のお取り扱いについて

※5月18日に公募説明会を実施予定（参加方法は、公募要領参照）

3. 提出期限

平成30年5月29日（火） 12:00 必着

4. 提出方法

公募要領に従い、提案書を作成し、メール添付または郵送により提出のこと。

5. 提出先

【メールアドレス】 info@learning-innovation.jp
【送付先住所】 〒220-6112 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3
クィーンズタワーB棟12F
宛名： 「未来の教室」実証事業事務局 行

6. 問合せ先

【メールアドレス】 info@learning-innovation.jp
【電話番号】 045-330-0807

提案者	沖縄県南城市	実施地域	沖縄県南城市
展開元モデル	全ての地域で実施可能な、現実的かつ効果的なプログラミング教育の実証モデル (参考：H28補正総務省「若年層に対するプログラミング教育の普及推進事業」徳之島町、遠野市および石垣市モデル)		
事業概要	・沖縄エリアでプログラミング教育推進に関わる産学官が連携し、必修化に向け沖縄全体への展開を見据えた基本モデル及び自立的に推進できる体制※・環境を構築する。※琉球大学及び(一社)沖縄STEM教育センター) ・市内小学校において、ICT機器とスクラッチを活用したプログラミング授業を児童向けに実施することで、創造的に思考し、課題を発見・解決していく手法で自発的な学びと論理的思考醸成を目指す。		

本事業のねらい

- ①南城市の小学校で沖縄におけるプログラミング授業の在り方・展開についての検討（課題の一つは、教員の意識改革）
- ② 展開可能な基本モデルの創造及び自立的に推進する体制構築

事業イメージ

メンター

地域の人材（大学生及びボランティア）

- 「プログラミング教育」と「論理的思考の醸成方法」の両面を備えた指導者・メンター育成（沖縄STEM教育センターが講師派遣）
- 集合型講義やWebツールで習得した知識をもとにカリキュラムに沿って現地で児童へプログラミング指導補助を実施（次年度以降は自走予定）

児童

- タブレット等により、身近でストレスなくプログラミング学習できる環境
- グループ学習のアクティブラーニングによる、学びあいの実践
- 自主学習用のクラウド型教材を無償で提供

Wi-Fi

指導用端末

学習用端末

市立小学校（全9校）に啓蒙活動を実施し、選定校にカリキュラムを実施

Scratch

Scratchベースのカリキュラムによる指導教材の一貫性確保

一般社団法人沖縄STEM教育センター・琉球大学・沖縄県

産主導で学官と連携し、沖縄におけるプログラミング授業の在り方・展開について検討する

産

(一社)沖縄STEM教育センター

学

琉球大学（地域連携推進機構・工学部・教育学部）

官

沖縄県
沖縄IT イノベーション戦略センター

<本事業についての検討>

- 児童への学習効果と意欲向上の検証
- 教員、メンターの意識変化確認
- 特に新たな指導要領への不安に対し低減を図る（先行実施による教員へのケア）

<今後の展開方策についての検討>

- 沖縄で持続的に展開可能なモデルの在り方例：教員免許更新講習のカリキュラム化
- 各地域の個人教育ボランティアへの活動支援と活動参画の促進

南城市（教育委員会）

【連携支援】

- 事業推進コーディネート
- ICT環境の整備
- 実証内容の県内普及活動

プログラミング教育のためのICT環境整備

円滑な運営のための事業支援

NTT西日本

報道資料



平成30年4月25日

平成30年度予算「情報通信技術利活用事業費補助金（地域IoT実装推進事業）」に係る提案の公募

総務省では、「地域IoT実装推進ロードマップ」（平成28年12月とりまとめ、平成30年4月再改定）の「分野別モデル」の普及展開を推進することを目的とした、「地域IoT実装推進事業」の提案を本日から平成30年5月31日まで公募します。

本事業は、「分野別モデル」の横展開事業に取り組む地域に対して、初期投資・連携体制の構築等にかかる経費の補助を目的とするものです。

1 事業の概要

総務省では、IoT等の利活用による成果を日本全国の地域の隅々まで波及させるため、「地域IoT実装推進タスクフォース」を平成28年9月より開催し、地域課題の解決につながる「生活に身近な分野」を中心として、地域におけるIoTの実装に取り組むための具体的道筋を提示するための「地域IoT実装推進ロードマップ」を策定いたしました。

本事業では、これまでの実証等の取組を通じて創出された「分野別モデル」の普及展開を図るため、地域での先導的な取組の提案を募集し、「地域IoT実装推進ロードマップ」を更に推進します。

2 公募する事業

公募する事業は次の要件を満たすものとします。

＜要件＞

地域IoT実装推進タスクフォースにおいて策定されたロードマップのうち、以下に該当する「分野別モデル」の横展開事業であること。

（公募を実施する分野別モデル）

- ・プログラミング教育
- ・医療情報連携ネットワーク（EHR）
- ・子育て支援プラットフォーム
- ・G空間防災システム
- ・スマート農業・林業・漁業
- ・地域ビジネス活性化モデル
- ・観光クラウド
- ・オープンデータ利活用
- ・ビッグデータ利活用
- ・シェアリングエコノミー

参考 1 ロードマップの詳細は以下のURLを参照。

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu06_02000164.html

参考 2 分野別モデルの概要については別紙3  を参照。

3 提案書の提出方法

(1) 提出期限

平成30年5月31日（木） 午後5時（必着）

(2) 提出方法

実施要領（別紙1） 及び提案書様式（別紙2）に従って提案書を作成し、所管の総合通信局等にメール（郵送又は持参の場合は同日付け必着）で提出するとともに、電話でメール提出した旨を一報してください。

4 採択候補先の選定

採択候補先の選定については、外部有識者による評価を行い、その結果に基づき総務省が行います。

5 今後のスケジュール

- ・平成30年6月 外部有識者による評価
- ・平成30年7月上旬～中旬頃 採択事業者の公表、交付申請手続
- ・平成30年7月下旬頃 交付決定（予定）
- ・平成31年1月頃 中間成果報告会の開催
- ・平成31年3月 実績報告書の提出、額の確定

※ 以上のようなスケジュールを想定していますが、採択候補先の選定の状況等により前後することがあります。

6 公募に関する書類

・別紙1 [平成30年度予算 地域IoT実装推進事業 実施要領](#) 

・別紙2 [平成30年度予算 地域IoT実装推進事業 提案書様式](#)

- ・様式1～4及び7 企画提案書等
- ・様式5 資金計画書
- ・様式6 提案書の概要

・別紙3 [地域IoT実装推進ロードマップ分野別モデルの概要](#) 

・別添 [情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付要綱](#) 

7 参考

- ・地域IoT実装推進タスクフォース

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chiiki_iot/index.html

- ・地域IoT実装推進ロードマップ

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu06_02000164.html

連絡先

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課

担当：平岩課長補佐、佐藤係長、米内官

電話：03－5253－5758（直通）

FAX：03－5253－5759

E-mail：ict-model-

project_atmark_ml.soumu.go.jp

※ 迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

地域連携推進機構運営会議 委員名簿

(平成30年4月1日時点)

	所属・職名	氏名	区分	備考
1	機構長 (理事・副学長(地域連携・地域医療・ キャンパス移転担当))	す が はら かずひろ 須加原 一博	1号委員	議長
2	副機構長 兼 産学官連携部門長 (副学長・副理事(産学官連携担当))	おく ひろすけ 屋 宏典	2号委員	議長代行
3	地域連携企画室長 (生涯学習推進部門 教授)	せ と ひろふみ 背戸 博史	3号委員	
4	生涯学習推進部門長 (人文社会学部 教授)	えんどう みつお 遠藤 光男	4号委員	
5	産学官連携部門 准教授	たまき おさむ 玉城 理	5号委員	専任教員
6	生涯学習推進部門 准教授	しばた さとし 柴田 聡史	5号委員	専任教員
7	地域連携企画室 特命准教授	こじま はじめ 小島 肇	6号委員	特任教員
8	地域連携企画室 特命准教授	しまぶくろ あきみち 島袋 亮道	6号委員	特任教員
9	地域連携企画室 特命准教授	みやざと だいや 宮里 大八	6号委員	特任教員
10	産学官連携部門 特命准教授	しもじ みさ子 下地 みさ子	6号委員	特任教員
11	生涯学習推進部門 特命准教授	く が むつこ 空閑 睦子	6号委員	特任教員
12	産学官連携部門 教授 (熱帯生物圏研究センター)	あらかわ たけし 新川 武	7号委員	併任教員 (任期:平成30年4月1日～平成31年3月31日)
13	産学官連携部門 教授 (工学部)	せ な は いずる 瀬名波 出	7号委員	併任教員 (任期:平成30年4月1日～平成31年3月31日)
14	総合企画戦略部長	にった さなえ 新田 早苗	9号委員	
15	総合企画戦略部 地域連携推進課長	きんじょう とおる 金城 徹	10号委員	

平成30年度第2回 地域連携推進機構運営会議 座席表

平成30年5月24日（木） 13:30～15:30 （本部管理棟 4階 第1会議室）

空閑 睦子

（生涯学習推進部門）

柴田 聡史

（生涯学習推進部門）

下地 みさ子

（産学官連携部門）

瀬名波 出

（産学官連携部門）

新川 武

（産学官連携部門）

玉城 理

（産学官連携部門）

嘉目 克彦

（監事 ※陪席）

遠藤 光男

（生涯学習推進部門長）

屋 宏典

（副機構長 兼
産学官連携部門長）

須加原 一博

（機構長）

背戸 博史

（地域連携企画室長）

宮里 大八

（地域連携企画室）

金城 徹

（総合企画戦略部
地域連携推進課長）

島袋 亮道

（地域連携企画室）

陪 席

陪 席

入 口

（欠席）

小島 肇
（地域連携企画室）

新田 早苗
（総合企画戦略部長）